

アニメーション制作業界における下請適正取引等の 推進のためのガイドライン

平成25年4月策定

平成26年3月改訂

平成27年3月改訂

平成28年7月改訂

平成29年3月改訂

令和元年8月改訂

令和7年5月改訂

経済産業省

目次

1. はじめに（ガイドラインの目的）	7
2. アニメーション制作業界の取引における課題及び関連法令	8
2.1 アニメーション制作業界の構造	8
2.1.1 制作工程における取引構造	8
2.1.2 製作委員会方式のアニメ製作の構造	9
2.2 アニメーション制作業界の取引特性と取引実態における課題	11
2.2.1 人材不足	11
2.2.2 制作現場への対価還元	11
2.2.3 制作スケジュールの複雑化	11
2.3 アニメーション制作業界の取引に係る法令	13
2.3.1 自身に適用される法令の確認（下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法）	13
2.3.2 下請法、独占禁止法（優越的地位の濫用）及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の優先関係	14
3. 下請法適用対象の事業者が留意すべき事項	16
3.1 下請法とは	16
3.1.1 下請法の適用範囲	18
3.1.2 立入検査及び下請法に違反した場合の処置	26
3.2 見積・発注段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例	28
3.2.1 書面の交付義務	28
3.2.2 支払期日を定める義務	36
3.2.3 買ったたきの禁止	37
3.2.4 買ったたきの禁止（著作権等の知的財産の取扱い）	39
3.2.5 買ったたきの禁止（消費税の適正な支払）	42
3.3 受領段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例	43
3.3.1 受領拒否の禁止	43
3.3.2 返品禁止	43
3.4 支払段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例	45
3.4.1 下請代金の減額の禁止	45
3.4.2 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	46

3.4.3 割引困難な手形の交付の禁止	46
3.4.4 支払遅延の禁止と遅延利息の支払義務.....	46
3.5 支払後の段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例.....	48
3.5.1 書類の作成・保存義務	48
3.6 全段階を通じた留意事項及び問題となるおそれのある取引事例	49
3.6.1 不当な給付内容の変更・不当なやり直しの禁止（リテイク）	49
3.6.2 購入・利用強制の禁止	54
3.6.3 不当な経済上の利益の提供要請の禁止	55
3.6.4 下請事業者に対する報復措置の禁止.....	55
3.6.5 優越的地位の濫用（独占禁止法）	56
3.6.6 技術・ノウハウ等の営業秘密の管理（不正競争防止法）	59
3.6.7 下請事業者の独立性ある企業への成長（下請中小企業振興法及び振興基準）	59
3.7 下請法に関する問い合わせ先の概要（「下請かけこみ寺」等）	65
3.7.1 下請かけこみ寺	65
3.7.2 中小企業庁、経済産業省経済産業局等	67
3.7.3 公正取引委員会.....	68
3.8 下請法に関する主な勧告・指導事例	69
4. フリーランス・事業者間取引適正化等法適用対象の事業者が留意すべき事項 ..	71
4.1 フリーランス・事業者間取引適正化等法とは.....	71
4.1.1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用範囲	74
4.1.2 発注事業者がフリーランス・事業者間取引適正化等法に違反した場合	79
4.2 見積・発注段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例	80
4.2.1 取引条件の明示義務.....	80
4.2.2 報酬支払期日の設定・期日内の支払.....	88
4.2.3 買ったたきの禁止	89
4.2.4 買ったたきの禁止（著作権等の知的財産の取扱い）	91
4.2.5 買ったたきの禁止（消費税の適正な支払）	94
4.3 受領段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例	95
4.3.1 受領拒否の禁止	95
4.3.2 返品 of 禁止	95
4.4 支払段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例	97
4.4.1 報酬の減額の禁止	97

4.5 全段階を通じた留意事項及び問題となるおそれのある取引事例	98
4.5.1 不当な給付内容の変更・不当なやり直しの禁止（リテイク）	98
4.5.2 購入・利用強制の禁止	103
4.5.3 不当な経済上の利益の提供要請の禁止	104
4.5.4 募集情報の的確表示義務	105
4.5.5 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務	105
4.5.6 ハラスメント対策に係る体制整備義務	106
4.5.7 中途解除等の事前予告・理由開示義務	106
4.5.8 技術・ノウハウ等の営業秘密の管理（不正競争防止法）	107
4.6 「フリーランス・トラブル 110 番」の概要及び相談方法	109
5. ベストプラクティス	110
5.1 下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の観点における取引の好事例	110
5.1.1 発注者と受注者の取引におけるトラブル防止（書面取引の導入）	110
5.1.2 取引価格の決定	111
5.1.3 取引内容の変更・やり直し	111
5.1.4 支払遅延の防止	112
5.1.5 制作現場への還元	112
5.1.6 スケジュール管理の改善	113
5.1.7 人材育成	114
5.1.8 フリーランスの就業環境の整備	115
6. 契約書	116
6.1 契約書で確認すべき項目	116
6.1.1 契約の当事者及び対象	117
6.1.2 受注者の業務実施内容	117
6.1.3 発注者の業務実施内容	117
6.1.4 契約内容の変更	117
6.1.5 契約の期間	117
6.1.6 契約の解除	118
6.1.7 知的財産	118
6.1.8 秘密保持	118
6.1.9 損害賠償	118
6.1.10 【②、④の場合】支払	118
6.2 書式例	119
6.2.1 （1）基本契約（前節①）	119
6.2.2 （2）基本契約（前節①、③）	122
6.2.3 （3）監督・演出の書面例（前節②、④）	125

6.2.4	(4)	脚本の書面例（前節②、④）	127
6.2.5	(5)	絵コンテの書面例（前節②、④）	129
6.2.6	(6)	レイアウト・作画等の書面例（前節②、④）	131
6.2.7	(7)	背景の書面例（前節②、④）	133
6.2.8	(8)	仕上げの書面例（前節②、④）	135
6.2.9	(9)	撮影の書面例（前節②、④）	137
6.2.10	(10)	音響の書面例（前節②、④）	139
6.2.11	(11)	編集の書面例（前節②、④）	141
6.2.12	(12)	グロス発注の書面例（前節②、④）	143

7. 関連用語集 145

1. はじめに（ガイドラインの目的）

昨今、我が国のアニメーション作品は、「日本ブランド」として内外から高い評価を受けている。アニメーション産業の取引の多くは、製作委員会や配信事業者等（以下「製作委員会等」という。）から元請への作品制作委託があり、その後、元請における企画・作画・仕上げ・美術・CG・撮影等の制作過程において、多くの企業・個人クリエイターが関与する多層構造となっている。下請事業者や個人クリエイターの担う業務は、日本のアニメーション作品の品質の維持・向上に直結している。

しかしながら、アニメーション制作の現場をみると、発注に際しての取引条件の協議がない、発注書面の交付がないなど、商慣習の問題も存在する。アニメーション産業の振興のためにも、下請取引適正化の推進は重要である。

本ガイドラインでは、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）に加え、2024 年 11 月施行の特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）を中心にその概要を記載するとともに、アニメーション業界における法令遵守のための具体的取組やベストプラクティス等について、各社の実例を可能な限り踏まえて整理した。加えて、親事業者の協力のもと、下請中小企業の体質を根本的に改善し独立性ある企業へと育成することを目的とした下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号。以下「下請振興法」という。）についても記載している（59 ページ参照）。下請法で規定されている 4 つの義務と 11 の禁止事項（16 ページ参照）や、フリーランス・事業者間取引適正化等法で規定されている 6 つの義務と 7 つの禁止行為（71 ページ参照）にとどまらず、それらの規律を補完する本ガイドラインの記載事項に関しても、親事業者・下請事業者の双方が留意し、共存共栄を図っていくことが求められる。

なお、現在のアニメーション産業では、需要の高まりを背景とし、人材不足に対応するためによりクリエイターに対して、以前よりよい条件の環境を整備することで、安定生産を確保しつつ、人材育成に努めている事例が現れてきている。また、デジタル作画の導入、ゲーム業界や配信事業者など新たな取引先の増加、3DCG 作品の拡大、海外制作拠点の台頭といった新たな潮流によるサプライチェーンの多様化が生じており、従来のアニメーション産業にはなかった商慣習も現れている。これらの好事例は、後段のベストプラクティスとして採り上げた。これらについても参照されたい。

2. アニメーション制作業界の取引における課題及び関連法令

2.1 アニメーション制作業界の構造

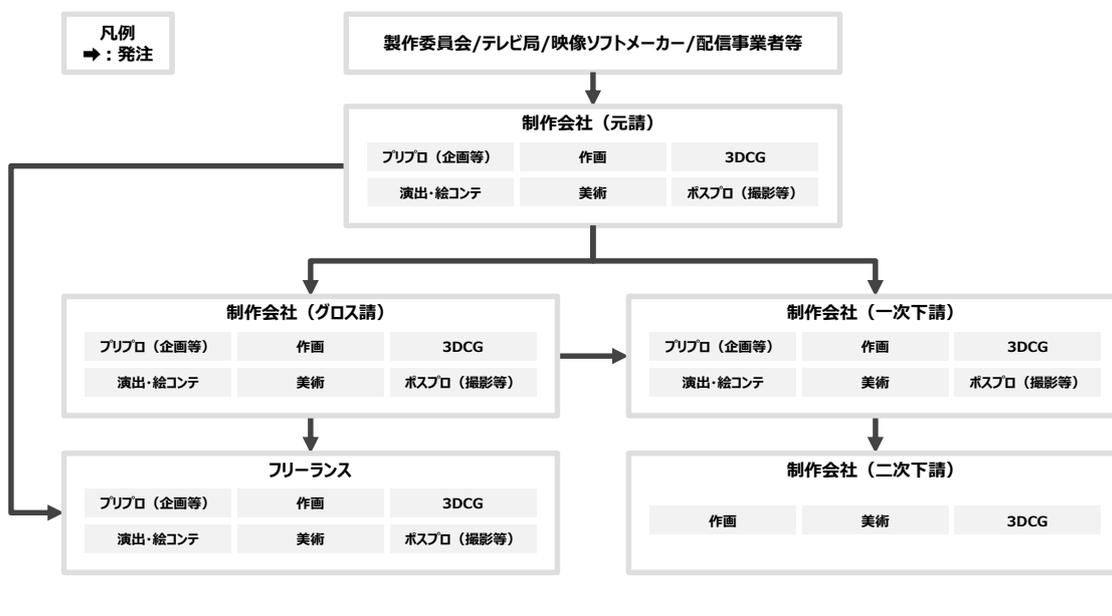
2.1.1 制作工程における取引構造

アニメーション制作工程の取引構造を簡潔に整理すると図表 1 のとおりである。「製作委員会/テレビ局/映像ソフトメーカー/配信事業者」、「制作会社（元請）」、「制作会社（グロス請）」、「制作会社（下請）」、「美術会社」、「撮影会社」及び「フリーランス」などで構成される。

アニメーション制作費にかかる出資者で構成される「製作委員会/テレビ局/配信事業者等」、「製作委員会/テレビ局/映像ソフトメーカー/配信事業者等」からの発注を受託した「制作会社（元請）」、1話又は全話の制作を請ける「制作会社（グロス請）」（全話の場合には「総グロス」又は「準元請」と呼ばれる）、原画・動画等の一部を請ける「制作会社（下請）」（制作協力ともいう）、さらに、「フリーランス」（例：フリーランスのクリエイター）に対する発注があり、多層的に取引を行っている。

企業間の取引においては、取引内容や事業者の資本金規模に応じて、下請法が適用される可能性がある。また、フリーランスと企業の取引においては、取引内容や事業者の属性に応じて、フリーランス・事業者間取引適正化等法が適用される可能性がある。フリーランスの取引は、原則として雇用契約に基づくものではなく、業務委託によるものである。しかし、契約の名称にかかわらず、実態を勘案したうえで労働基準関係法令上の労働者に該当する場合には、労働基準関係法令¹が適用される。

図表 1 アニメーション制作業界の取引構造（例）



¹「労働基準関係法令」としては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等が挙げられる。詳しくは、厚生労働省「労働基準に関する制度」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042451.html>）を参照。

2.1.2 製作委員会方式のアニメ製作の構造

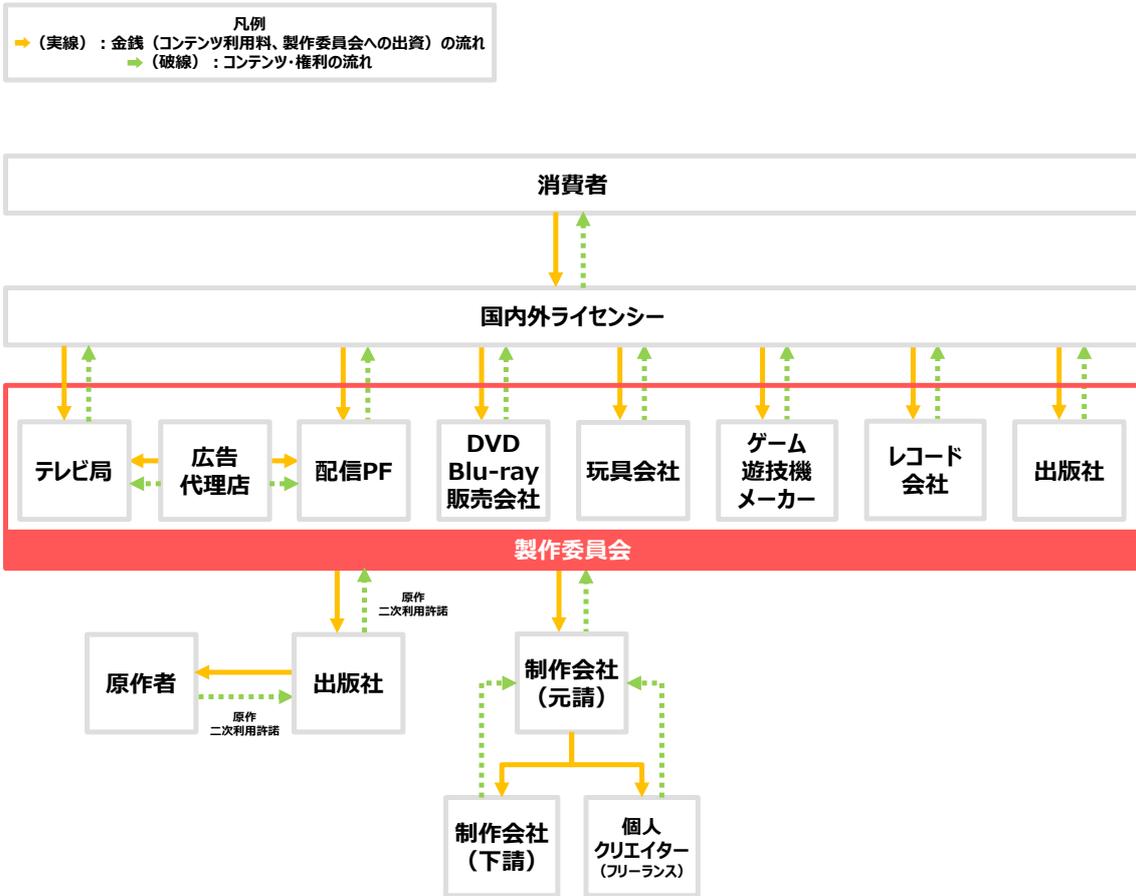
製作委員会方式による関係者は図表 2 のとおりである。アニメ製作は元来ハイリスクなビジネスであったため、多数の出資を募ることでリスクを分散させ、多様な作品利用許諾業務を分担する観点から、製作委員会方式を採用するケースが多い。

製作委員会の構成員は、アニメーションの利用を許諾する「窓口会社」としての権利（窓口権）をそれぞれ付与される。各構成員は、その権利（配信事業者であれば「配信権」、DVD・Blu-ray 販売会社であれば「ビデオグラム権」等）を利用して、IP ビジネス（窓口業務）を遂行し、ライセンス収入を得ることで、製作費を回収（以下「リクーブ」という。）することを目指す。

例えば、商品化権を持つ窓口会社 A が、玩具会社 B に対して商品化利用の許諾をした場合、玩具会社 B から窓口会社 A へ利用許諾料が支払われる。窓口会社 A は、獲得した利用許諾料の中から、一部を「窓口手数料」として受け取り、残りを製作委員会の口座に入金する。

製作委員会の口座に集まった収益は出資者に配分されることになるが、契約によっては優先的に収益配分を受け取る（以下「トップオフ」という。）ができる出資者が存在する場合もある。慣習的には、原作者への二次利用料の支払（原作印税）、監督・脚本家への支払（監督・脚本家印税）、夕方やプライム枠（19～23 時）に放送されるテレビアニメであれば放送局に対する支払（以下「局印税」という。）、製作委員会の取りまとめを担う「幹事会社」への支払（幹事手数料）等がトップオフ経費として存在する。ただし、各製作委員会の契約形態によって、配分を受け取る優先順位は異なる。トップオフがなされた後、製作委員会の残りの収益は他の出資者へ分配される。また、DVD 等のパッケージ販売が主たる収益源だった時代には、パッケージ販売数に応じて元請制作会社に成功報酬が支払われるケースもあった。近年は、パッケージ販売に限らず、一定の窓口利用に関して元請制作会社に収益が分配されるケースもある。

図表 2 製作委員会方式のアニメ製作の構造（例）



出典) 日本動画協会「アニメビジネスと製作委員会」(2024年10月文化審議会著作権分科会政策小委員会) などをもとに作成。

2.2 アニメーション制作業界の取引特性と取引実態における課題

経済産業省の平成 27 年度コンテンツ産業強化対策支援事業（アニメ下請ガイドラインフォローアップ等調査事業）によると、アニメーション制作業界には、以下のような課題が存在する。これらはアニメーション産業の取引と密接に関係することから、法令遵守に向け、業界を挙げての課題解決に向けた取組が行われるべきである。

2.2.1 人材不足

近年、アニメーション作品の制作本数は横ばいであるが、一つの作品あたりに投入する労働量は増加する傾向がみられる。アニメーション制作に携わる人材への需要は高まっているものの、労働力需要をまかなうほどの労働供給量はなく、依然としてアニメーション制作は人材不足の状況にある。こうした中、継続的な人材確保や作品の品質向上の観点から、フリーランスとの間で拘束契約²を結んだり、雇用の転換することに加え、独自の人材育成に取り組む企業も出てきている（「5. ベストプラクティス」を参照）。こうした取組は、個々のクリエイターの能力向上によるスケジュール改善、ひいては取引環境の向上にもつながるものであるため、各自の工夫が望まれる。

また、国内の人材不足により、従前より海外との取引も多くみられる。8 ページで述べたとおり、アニメーション制作業界における取引は多層かつ多様であり、制作を委託した海外の企業が、さらに別の制作会社・フリーランスへ再委託することも少なくない。委託元は、委託先が国内法や国際条約等を遵守して取引を行う企業であるか可能な限り確認することが望ましい。

2.2.2 制作現場への対価還元

製作委員会方式で制作されたアニメーションに関しては、流通や二次利用の円滑化を図る見地から、成果物の著作権が製作委員会に帰属することが多い。一方で、昨今のアニメーション制作現場に携わるスタッフの数や関与の度合い等を勘案すると、関係者間における適切な利益分配に関して議論を深める必要があると思われる。

2.2.3 制作スケジュールの複雑化

1 つのアニメーション作品には様々な制作工程があり、多層構造かつ多様な発注形態がみられる。業界の特徴として 1 人のクリエイターが複数の作品を掛け持ちする場合もある中、先述のとおり業界の人材不足は顕著であるため、プロダクション開始のかなり前から元請制作会社が技術力の高いクリエイターのス

² 拘束（拘束費）とは、原画ならば「1カット〇〇円」、動画ならば「1枚△△円」、演出ならば「作品1本□□円」といったような成果物に比例した報酬の支払いではなく、月単位での報酬の支払いを差す。拘束費と併せて、比例報酬が支払われる場合もある。「完全拘束」「半拘束」と呼ばれる契約もあり、完全拘束とは契約期間中における制作会社への専属契約、半拘束とは、契約期間中における制作会社への優先取扱契約を指す。

スケジュールを確保しようとする傾向が強まっている。何らかの原因により 1 つの作品で制作スケジュールの遅延が発生した際、予定していた作業をクリエイターがスケジュール通りに実施することができず、当該クリエイターが掛け持ちしている案件に連鎖的に影響を及ぼすことがスケジュール管理の不調の一因となっている。

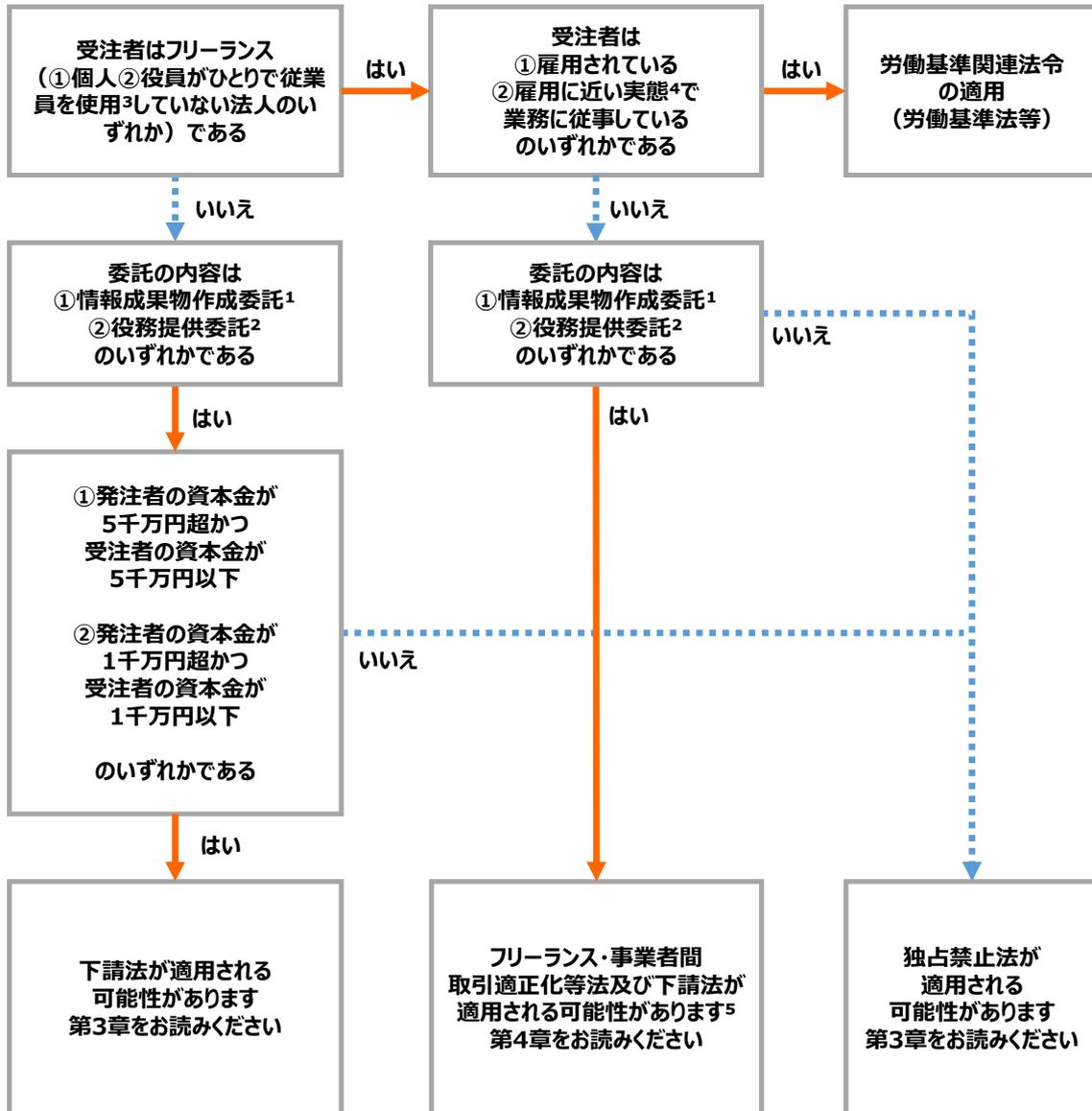
スケジュール管理の不調は後工程に負荷を及ぼすこととなり、長時間作業や制作費の圧迫等、事業環境を悪化させる原因になる。元請制作会社は、現場の制作進行の人材育成を推進するとともに、委託先に早めのスケジュール通知をする（含キャンセル）ほか、適切な対価支払（拘束費等）が可能となるように制作費を確保していくことが求められる。また、製作委員会は、サプライチェーン全体の状況をみながら、適切な制作スケジュールになるように尽力することが求められる。他方、下請事業者はスケジュール管理の重要性を認識し、不要な遅滞を極力避けるように意識して業務に取り組めるように心がける必要がある。

2.3 アニメーション制作業界の取引に係る法令

2.3.1 自身に適用される法令の確認（下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法）

法令の適用関係は、発注者や受注者の状況に応じて異なる。本ガイドラインにおける各解説を確認するにあたっては、以下のフローチャートを参照し、どの法令が該当するか確認されたい。

図表 3 適用法令のフローチャート



- 1 最終成果物であるアニメーション及びアニメーションを構成することになる絵コンテ、原画、動画、背景美術等、BGM 等の音響データ、脚本、キャラクターデザイン、オリジナルテーマ曲の楽譜動画等が「情報成果物」に該当する（詳細は 18 ページ参照）。
- 2 アニメーション制作過程で行われる業務で、例えば、プロデューサー、監督、声優などの業務が「役務」に該当する（詳細は 18 ページ参照）。下請法においては、役務の提供委託を受けた事業者が、他者にその一部又は全部を再委託する場合には「役務提供委託」として適用対象となるが、自ら用いる役務を委託するものは、「役務提供委託」とはならない。他方、フリーランス・事業者間取引適正化等法においては、下請法と異なり、再委託だけではなく発注事業者が自ら用いる役務の提供をフリーランスに委託することも「役務提供委託」の対象となる。
- 3 週所定労働時間が 20 時間以上かつ継続して 31 日以上の雇用見込みがある場合。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当する。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しない。
- 4 勤務時間・勤務場所を管理されている、支払われる報酬が時給である場合など。
- 5 下請法とフリーランス・事業者間取引適正化等法が重畳して適用される場合には、フリーランス・事業者間取引適正化等法が優先的に執行される。

2.3.2 下請法、独占禁止法（優越的地位の濫用）及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の優先関係

アニメーション制作に関する取引には、下請法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）及びフリーランス・事業者間取引適正化等法が適用される可能性がある。

先述の **3 つの法令のいずれにも違反する場合は、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法、下請法、独占禁止法の順に優先して執行**される。ただし、フリーランスに関しては、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事しているなど就業実態に労働者性が認められる場合には労働基準関係法令が適用される。

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち「優越的地位の濫用」（後述）にも該当するおそれがあるものである。下請法違反により勧告がなされた場合、発注事業者が当該勧告に従って対応する限り、独占禁止法上の命令はなされないことになっているが、当該勧告に従わないときには独占禁止法上の命令が検討されることになる。これに対して、フリーランス・事業者間取引適正化等法により勧告がなされた場合、当該勧告に従わないときにはフリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく命令がされることになる。なお、下請法とフリーランス・事業者間取引適正化等法が重畳して適用される場合には、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法が優先的に執行される。

前述のとおり、本ガイドラインは下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法を主な対象としてい

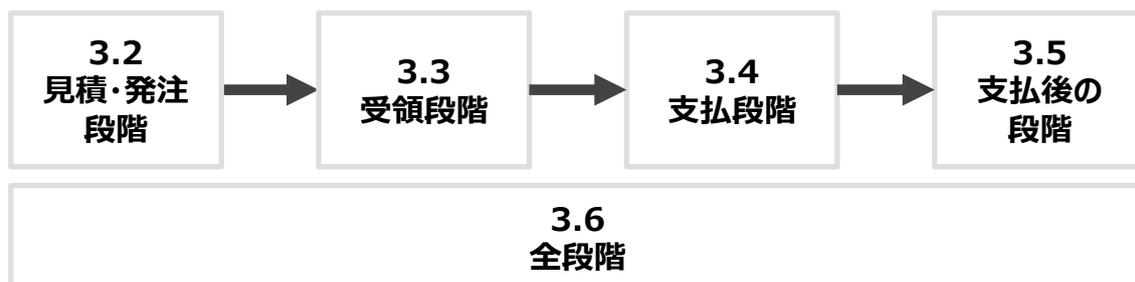
る。下請法は独占禁止法の課題を補完する意味から制定されたものであるため、同法の適用が無かったとしても、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に該当する可能性があることに十分留意する必要がある。例えば、アニメーション制作業界における多層的な取引においては、下請法の適用対象外となる規模の事業者が発注元となる場合も多々あるが、こうした取引における不適正な行為は独占禁止法の下での違反行為とされる場合がある（独占禁止法については 56 ページ参照）。

これらの法の目的は、いずれも適正な取引を推進することにある。**全ての業界関係者が法目的及び法趣旨を理解し、違反行為違反行為を行わないよう注意することが、アニメーション制作業界の取引改善に向けて重要**となる。

3. 下請法適用対象の事業者が留意すべき事項

本章では、3.1 で下請法について解説したのち、3.2 から 3.6 で下請法適用対象の企業が取引において留意すべきことを以下の取引段階別に分けて整理する。それぞれの取引段階別に、①取引において留意すべき事項と、②アニメーション制作業界において問題となる具体的取引事例を記載する。

図表 4 取引段階



3.1 下請法とは

下請法は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、下請取引の適正化と下請事業者の利益を保護することを目的に制定された法律である。**親事業者**に対して、書面の交付義務等の**4つの義務**を課すとともに、受領拒否の禁止等の**11項目を禁止**している。

親事業者が下請法に違反した場合には、中小企業庁や公正取引委員会から行政指導を受けることになる。また、公正取引委員会から勧告を受けた場合には、原則として企業名、違反事実が公表される。

図表 5 親事業者の遵守義務（4項目）

遵守義務	遵守義務の概要
書面の交付義務	発注に際して、その内容を明確に記載した発注書面を下請事業者に交付すること
支払期日を定める義務	下請代金の支払期日を給付（下請事業者による親事業者への納品）の受領後 60 日以内のできる限り短い期間内に定めること
書類の作成・保存義務	下請取引の内容を記載した書類を作成し 2 年間保存すること
遅延利息の支払義務	下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、物品等の受領（又は役務の提供日）から起算して 60 日を超えた日から支払するまでの日数に応じて、当該未払金額に年率 14.6%を乗じた額を遅延利息として支払うこと

図表 6 親事業者の禁止事項（11 項目）

禁止事項	禁止行為の概要
受領拒否の禁止	下請事業者に責任がないのに、注文した物品等の受領を拒むこと
下請代金の支払遅延の禁止	下請代金を給付の受領後 60 日以内に定めた支払期日までに支払わないこと
下請代金の減額の禁止	下請事業者に責任がないのに、あらかじめ定めた下請代金を減額すること
返品 of 禁止	下請事業者に責任がないのに、受領した物品等を返品すること
買いたたきの禁止	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比して著しく低い下請代金を不当に定めること
購入・利用強制の禁止	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
報復措置の禁止	下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり、支払わせたりすること
割引困難な手形の交付の禁止	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること（手形サイト期間 60 日以内）
不当な経済上の利益の提供要請の禁止	下請事業者から不当に金銭や労務の提供等をさせること
不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに給付内容を変更し、又は、受領後にやり直しをさせること

3.1.1 下請法の適用範囲

下請法の適用対象となるための要件には、取引内容と資本金規模（又は出資の総額。以下同じ。）の2つがある。これらの要件のいずれも満たす場合には下請法が適用される。下請法の適用対象となる取引（下請取引）であるか否かは、親事業者・下請事業者の資本金規模と取引内容によって個々の取引ごとに判断されるため、個々の取引に着目し、下請取引の適正な管理を行う必要がある。親子会社間の取引についても下請法の適用が除外されるものではないが、親会社の子会社の議決権の50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、運用上問題とされない。

3.1.1.1 下請法の適用対象となる取引

下請法の適用対象となる取引内容は、「物品の製造・加工委託」、「物品の修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」の4類型である。

図表 7 下請法の適用対象となる取引

- 物品の製造・加工委託
- 物品の修理委託
- 情報成果物作成委託
- 役務提供委託

3.1.1.2 アニメーション制作業界において下請法の適用対象となる取引

アニメーション制作業界において下請法の適用対象となる取引は、ほとんどの場合が「情報成果物作成委託」である。

図表 8 アニメーション制作業界における「情報成果物作成委託」

下請法における「情報成果物」とは、①プログラム、②映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例えば、テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーションなど）、③文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例えば、ポスター・商品・容器のデザイン、設計図、雑誌広告等）を指す。

アニメーション制作業務における契約の目的物の中では、最終成果物であるアニメーション及びアニメーションを構成することになる絵コンテ、原画、動画、背景美術等、BGM等の音響データ、脚本、キャラクターデザイン、オリジナルテーマ曲の楽譜動画等が「情報成果物」に該当する。

アニメーション制作においては、親事業者が下請事業者に対して行う次の2つのケースが「情報成果物作成委託」に該当する。

①グロスでアニメーション制作を委託する場合

②アニメーション作品を構成することとなる情報成果物の制作を委託する場合

なお、②の例として、下請法に関する運用基準においては、「アニメーション制作業者が、製作委員会等から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託すること。」が挙げられている。

図表 9 アニメーション制作業界における「役務提供委託」

アニメーション制作過程で行われる業務で、例えば、プロデューサー、監督、演出、声優などの業務が「役務提供委託」に該当する。

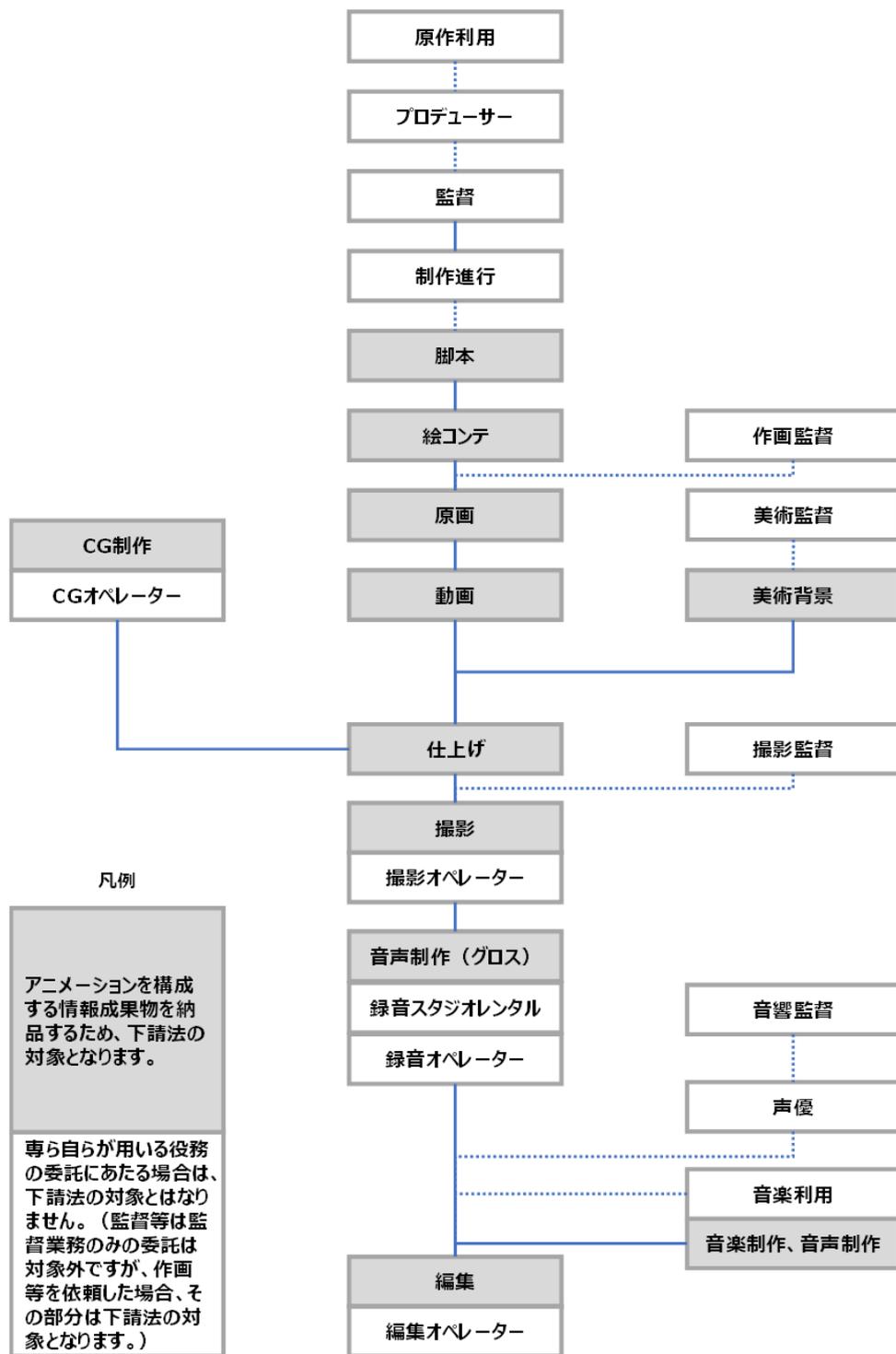
ここで注意しなければならないことは、プロデューサー、監督、声優などの**役務の提供委託を受けた事業者が他者にその一部又は全部を再委託する場合には「役務提供委託」として下請法の対象となるが**、グロスでアニメーション制作を請け負った事業者が、アニメーションの制作に必要なプロデューサー、監督、声優などの役務を他者に委託することは、**自ら用いる役務を委託するものであるため（他者から受注した役務の再委託ではないため）、下請法の対象にはならない**ということである。

アニメーション制作工程における業務ごとに「情報成果物作成委託」への該当・非該当を図示すると図表 10 及び図表 11 のとおりとなる。図表 10 において網掛している業務は、「情報成果物作成委託」に該当する可能性があるものである。図表 11 は、それぞれの業務について、下請法の適用対象となる「情報成果物作成委託」への該当・非該当とその考え方を整理したものである。

なお、取引形態によっては、下表と異なり、下請法の対象となる場合も考えられる。個々の取引ごとに取引内容を確認して、下請法に基づく下請取引に該当するか否かを確認されたい。

※役務の提供を行う場合、当該役務の提供を委託された事業者が他者にその一部又は全部を再委託するときは、「役務提供委託」として下請法の対象となりうる。

図表 10 アニメーション制作工程における下請法対象業務



出典) 一般社団法人日本動画協会「アニメーション制作取引における下請法」平成 23 年 (2011 年) 9 月を参考に一部加筆修正。

図表 11 アニメーション制作工程の各業務における「情報成果物作成委託」の該当性の判断目安

委託業務内容	情報成果物作成委託の該当性(原則)	解説
プロデューサー	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
監督	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。ただし、監督が絵コンテなどを描き、最終的な情報成果物を構成する素材の作成もあわせて委託を受ける場合は、当該絵コンテ作成に関わる取引については情報成果物作成委託にあたる。
制作進行	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
脚本	○	最終的な情報成果物を構成する脚本の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
原作利用	×	著作権の利用に関わる契約は、情報成果物の利用を許諾するものであり、「業務委託」に該当しないため、情報成果物作成委託にはあたらない。
絵コンテ	○	最終的な情報成果物を構成する絵コンテの作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
作画監督	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。ただし、作画監督が絵コンテ、原画等を担当した場合、それらの作成の委託については、情報成果物作成委託にあたる。
原画	○	最終的な情報成果物を構成する原画の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
動画	○	最終的な情報成果物を構成する動画の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
美術監督	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。ただし、美術監督が実際に作中で使用される背景美術を担当した場合、それらの作成の委託については、情報成果物作成委託にあたる。
背景美術	○	最終的な情報成果物を構成する背景美術の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。

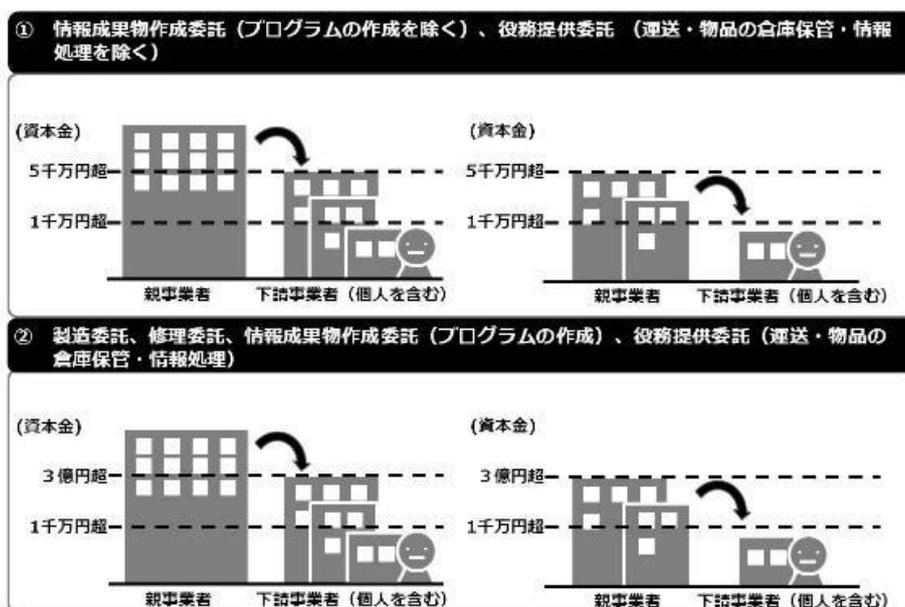
委託業務内容	情報成果物作成委託の該当性(原則)	解説
CG (グロス発注)	○	最終的な情報成果物を構成するCG映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。
CGオペレーター	×	監督等の指示の下でCG制作(オペレーション)を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
仕上げ(スキャン・色彩等)	○	最終的な情報成果物を構成する画像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下で仕上げ作業を遂行する場合には、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
撮影 (グロス発注)	○	最終的な情報成果物を構成する撮影映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下で撮影作業を遂行する場合には、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
撮影監督	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
撮影オペレーター	×	監督等の指示の下で撮影作業(オペレーション)を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
音声制作 (グロス発注)	○	最終的な情報成果物を構成する音声データの作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下で作業を遂行する場合(録音オペレーター)は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
録音スタジオ レンタル	×	賃貸借契約は、そもそも下請取引に該当しないため、情報成果物作成委託にはあたらない。
録音 オペレーター等	×	監督等の指示の下で録音作業(オペレーション)を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。

委託業務内容	情報成果物作成委託の該当性(原則)	解説
声優	×	監督等の指示の下で演技を行う声優の委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
音楽監督	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
音楽利用	×	著作権の利用に関わる契約は、情報成果物の利用を許諾するものであり、「業務委託」に該当しないため、情報成果物作成委託にはあたらない。
音楽・音響(効果音)制作	○	著作権の許諾契約ではなく、作品中で利用する音楽・音響(効果音)を発注した場合には、最終的な情報成果物を構成する音楽・音響(効果音)の作成委託であるため、情報成果物作成委託にあたる。
編集(グロス発注)	○	最終的な情報成果物となる編集した作品の編集映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下で撮影作業を遂行する場合(編集オペレーター)には、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
編集オペレーター	×	監督等の指示の下で編集作業(オペレーション)を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。

3.1.1.3 資本金規模

下請法の適用対象となる親事業者（発注元）と下請事業者（受注者）の資本金規模の組み合わせは次のとおりである。

図表 12 下請法適用対象（事業者の資本金規模）



アニメーション及びアニメーションを構成する作画、脚本、キャラクターデザイン等の委託は一つ目の類型に当てはまるため、「資本金 5,000 万円超の事業者が資本金 5,000 万円以下の事業者に外注する場合」、及び「資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の事業者が資本金 1,000 万円以下の事業者に外注する場合」が下請法の適用対象となる。ここでの「事業者」には、法人、会社のほかにも団体（一般社団法人など）、個人事業者なども含まれるが、国や地方公共団体は含まれない。

自社が下請事業者の場合、親事業者の場合、それぞれ下請法の対象となるのは次のとおりである。アニメーション制作においては、一事業者が親事業者と下請事業者いずれになる場合もみられるので、取引ごとに注意が必要である。

図表 13 自社が親事業者・下請事業者それぞれの場合の下請法適用判断

<p>■ 自社が「親事業者」の場合</p> <p>自社の資本金が 5,000 万円を超える場合は、資本金 5,000 万円以下の会社又は個人事業者との取引は、下請法の適用対象となる可能性がある。</p> <p>また、自社の資本金が 1,000 万円を超え、5,000 万円以下の場合、資本金 1,000 万円以下の会社又は個人事業者との取引が、下請法の適用対象となる。</p>

■ 自社が「下請事業者」の場合

自社の資本金が 1,000 万円以下又は個人事業者である場合は、資本金 1,000 万円を超える会社との取引は、下請法の適用対象となる可能性がある。

また、自社の資本金が 1,000 万円を超え、5,000 万円以下の場合は、資本金 5,000 万円超の会社との取引が、下請法の適用対象となる。

親事業者の資本金規模が基準に満たない場合であっても、親会社との関係性によっては「トンネル会社」の規制に当てはまる可能性もあるため、留意が必要である。

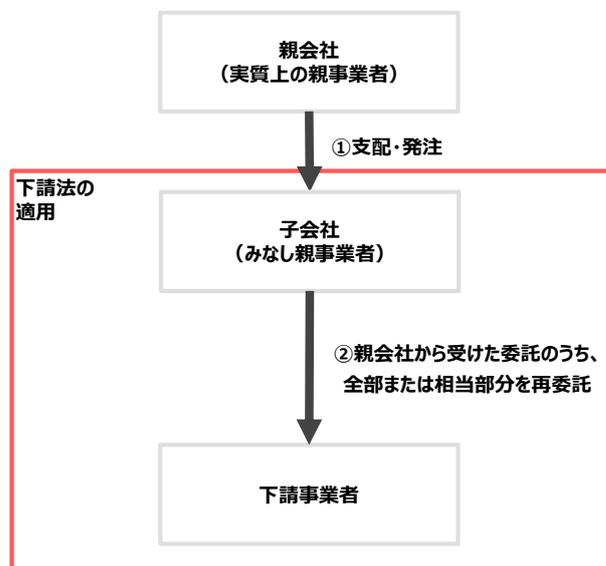
図表 14 「トンネル会社」の規制

下請法の対象となる取引において、資本金が 5,000 万円（又は 1,000 万円）以下の子会社等（いわゆるトンネル会社）に発注し、この子会社が請け負った業務を再委託すれば、同法の規制を免れることができる。このような脱法的行為を防止するため、次に掲げる 2 つの要件を満たしているときは、その子会社等が親事業者とみなされ、下請法の適用を受けることになる。

要件 1：親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている

要件 2：親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する（例えば親会社から受けた委託の額又は量の 50%以上を再委託している場合）

図表 15 「トンネル会社」の規制



①かつ②の場合、資本金1,000万円未満の子会社であっても、下請事業者との間で下請法が適用される。

出典) 一般社団法人日本動画協会「アニメーション制作取引における下請法」平成 23 年（2011 年）9 月をもとに作成

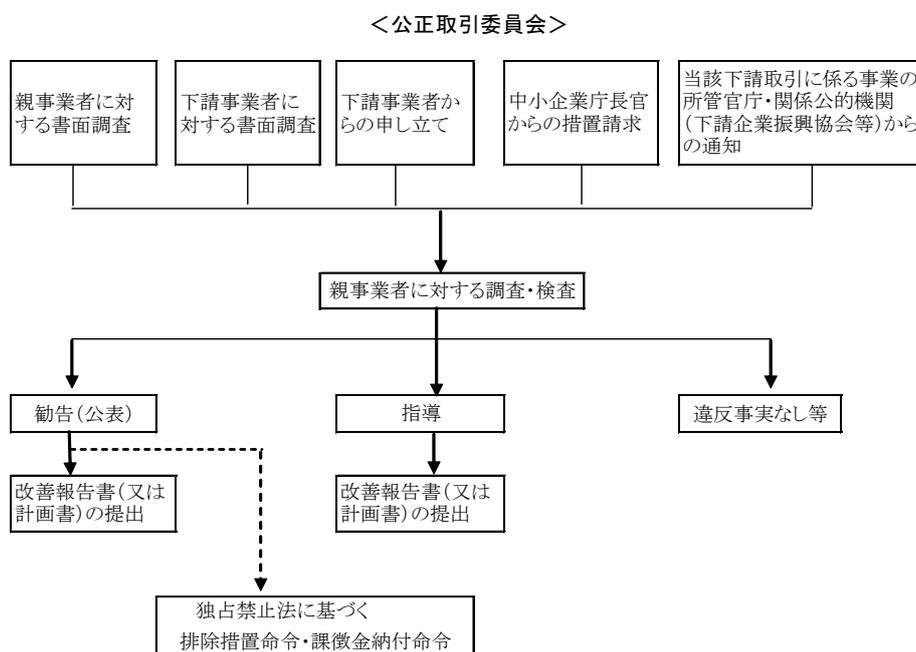
3.1.2 立入検査及び下請法に違反した場合の処置

3.1.2.1 書面調査、立入検査の実施

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、親事業者、下請事業者に対する書面調査を実施している。また、必要に応じて、親事業者の保存している取引記録の調査や立入検査を実施している。

図表 16 公正取引委員会による下請法事件処理の流れ

下請法事件処理フローチャート

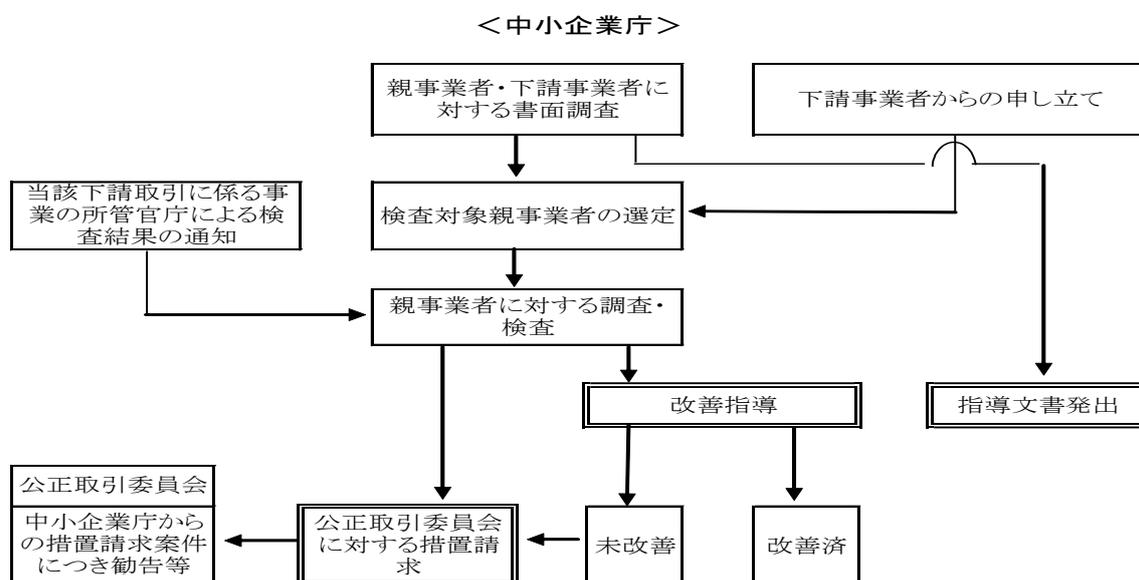


3.1.2.2 改善指導及び勧告等

親事業者が下請法に違反した場合、公正取引委員会又は中小企業庁から、違反行為を取り止めて原状を回復させること（減額分や遅延利息の支払等）が求められるとともに、再発防止措置を行うよう改善指導を受けることになる。

また、問題の大きな事案については、中小企業庁から公正取引委員会への措置請求や公正取引委員会による勧告が行われる。原則として、企業名、違反事実の概要、勧告の概要等が公表される（図表 16 及び図表 17 参照）。

図表 17 中小企業庁による措置請求の流れ



3.1.2.3 罰則

親事業者が、発注書面を交付する義務、取引記録に関する書類の作成・保存義務を守らなかった場合には、違反行為をした者（本人）のほか、会社も 50 万円以下の罰金に処せられる。

また、親事業者に対する定期的な書面調査において報告をしなかったり、虚偽の報告をすること、公正取引委員会や中小企業庁の職員による立入検査を拒んだり、妨害した場合も同様に罰金に処せられる。

3.1.2.4 違反事実の公表及び社会的評価への影響

企業の法令遵守への要請が高まるなか、問題の大きな事案により企業名、違反事実が公表されると、下請法違反を行った企業は、社会的な評価を損ね、企業価値に影響を受けることに繋がりがかねない。

3.2 見積・発注段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例

3.2.1 書面の交付義務

取引条件の決定にあたっては、親事業者と下請事業者の間で十分な協議が必要である。協議にあたっては、親事業者は可能な限り詳細な取引条件（例：原画のカット単価、納期）を提示し、下請事業者は親事業者から提示された条件をもとに、一般的な相場観を想定しながら、受託するか否かを検討することが望ましい。

下請法では、口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注後直ちに発注内容を明確に記載した書面を交付しなければならない（下請法第3条）。しかしながら、アニメーション業界においては、条件提示が口頭によるものであったり、発注の概要を記載した伝票は交付されるものの取引条件の詳細（納期や支払期限）が書かれていなかったりする場合がある。このような問題が起きる原因としては、製作委員会や元請等の関係者が多いことにより、契約内容に関する合意形成に時間がかかってしまうことが考えられる。

求められる作業内容の水準や納期に応じて下請事業者にかかる負担は異なる。このため親事業者は、単に数量の多寡だけでなく、求められる作業内容の水準や納期も下請事業者に提示する必要がある。特に、制作過程における修正作業の発生は、下請事業者にとって過度な負担となりうる。あらかじめ仕様変更が見込まれている場合には、「発注内容を変更する場合には、その費用について別途協議する」等の文言を親事業者が発注書に盛り込むことが望ましい。同時に、仕様変更に伴う下請代金の見直し方法も発注書面等で明確にすることが望ましい。また、知的財産権やロイヤリティ（詳細は39ページ）の扱いなどは、後々のトラブルを防ぐために契約書に記載しておくことが肝要である。

親事業者が発注書面に記載すべき事項については、下請法第3条、同施行規則及び同法に関する運用基準で具体的に定められており、原則として、取引ごとに該当する事項をすべて決定した上で記載する必要がある。また、下請中小企業振興法の振興基準においては、親事業者は、下請法が適用されない取引であっても、発注内容が曖昧な契約とならないよう、下請事業者と十分に協議を行った上で、納期、価格等の契約条件について、書面等による明示及び交付を徹底することとされている。

発注書面を下請事業者に交付しなかった場合、下請法第10条及び第12条により、親事業者の代表者等や親事業者は50万円以下の罰金が科されることとされている。なお、発注書面は事後的な紛争処理において重要な証拠となるため、発注書面を取り交わすことは、親事業者、下請事業者双方にとって重要な意義を持つ。

図表 18 「内示」と「発注」

内示とは、本来、発注そのものではなく、発注を予告する意味しか持たないが、口頭又は書面による内示であっても、受発注の実態からみて、内示の段階で制作に着手しないと納期に間に合わない場合には、現実には着手している実態があることから内示と称する時点が正式な発注とされる場合がある。この場合、当該内示の段階で発注書面を交付しなければ書面交付義務（下請法第3条）に

違反する。また、下請事業者が当該内示に基づいて制作した情報成果物等を納期に親事業者が受領しない場合には、「受領拒否」にも該当するおそれがあるので、注意が必要である。

3.2.1.1 発注書面の例

発注書面に必要な事項は図表 19 のとおりである。図表 20 の書式を用いれば、上記の規則に定められた事項をひとつの書式で網羅することが可能である。

図表 19 発注書面に必要な事項

- ①親事業者及び下請事業者の名称
- ②情報成果物作成委託等をした日（発注日）
- ③下請事業者の給付の内容（発注内容）
- ④下請事業者の給付を受領する期日（納期）
- ⑤下請事業者の給付を受領する場所（納入場所）
- ⑥下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑧下請代金の支払期日
- ⑨手形又は電子記録債権を交付する場合は、その金額（支払比率でも可）及び満期
- ⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日、決済方法

図表 20 定められた事項をすべて網羅する発注書式のサンプル（参考）

注文書	
①〇×株式会社 殿	②令和〇年〇月〇日
	①△△株式会社
③発注内容（作品名、担当話数、委託業務等の内容を具体的に記載する）	
④納期	令和〇年×月×日
⑤納入場所	弊社本社△△課
⑥検査完了日	令和〇年×月×日
⑦下請代金の額	円
⑧支払期日	令和〇年××月×日
⑨支払方法	現金・手形・電子記録債権・一括決済方式
⑩支払方法の詳細（金額や満期等）	
⑪有償支給する原材料の品名・数量・対価・引き渡しの期日・決済期日・決済方法	
※本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。	

図表 19 の項目に加え、アニメーション制作工程の特性に応じて図表 21 の事項を発注書面に記載すべきである。適切なスケジュール管理を行うためには、親事業者からの提供材料及び提供日を記載することが望ましい。また、提供が遅れたことにより、下請事業者が委託業務を開始できない場合の対応を発注書面において定めることが望ましい。（なお、関連書式については巻末 119 ページの書面例も参照のこと。）

図表 21 アニメーション制作工程に応じて発注書面に記載すべき事項の例

発注書面の宛先	記載すべき事項の例
監督・演出	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
脚本	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、原作の有無、シリーズ構成の有無、シナリオ打合せ日、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
絵コンテ	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
レイアウト・作画等	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
シーン・カット	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
背景	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、美術監督業務の有無、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
仕上げ	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
撮影	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
音響	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、声優の指定の有無、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
編集	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、収録の有無、データ管理の有無、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
話数（シリーズ）グロス	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法

3.2.1.2 共通する記載事項をあらかじめまとめておく方法（基本契約書、基本通知書）

下請取引は継続的に行われることが多いため、毎度の発注に際して以上の事項を記載しなければならないとなると煩雑である。そこで、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、あらかじめ別の書面（基本契約書や取引基本通知書等）により通知し、そのうえで、具体的な作業の発注（金額やカット番号等の指示）は個別の発注書で通知するという方法が考えられる。基本契約書において、著作権の譲渡や使用許諾、守秘義務等の基本的な事項も併せて取り決めておくことによって、その事項については個々の発注での書面記載が不要となり、取引の安定性や透明性を高めることが期待できる。

この場合には、発注書面に、「下請代金の支払方法等については令和〇年〇月〇日付け（あるいは現行の）『支払方法等について』による」ことなどを付記して、発注書面との関連付けをしておかなければならない。

図表 22 共通する記載事項に関する文書の記載例（参考）

令和〇年〇月〇日
殿
〇〇〇株式会社
支払方法等について
当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御検討下さい。なお、御承諾いただける場合は、ご連絡下さい。
記
1 支払制度 納品毎月〇日締切 翌月〇日払
2 支払方法 現金・その他
3 検査完了期日 納品後〇日
4 実施期間 令和〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間 (新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)

3.2.1.3 例外的な発注書面の交付方法（当初書面及び補充書面の交付）

発注書面の具体的必要記載事項のうち、委託時点では定められないことに正当な理由がある場合（例：放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組のカット構成等の具体的な内容については決定できず、下請代金の額が定まっていなかった場合等）には、委託時に記載しなくてもよい。ただし、この場合には、以下①～③を行うことが必要となる。なお、具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合には「正当な理由」とは認められない。

図表 23 当初書面交付時に必要とされる事項

- ①記載しなかった事項について、内容が定められない理由及びその内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載すること。
- ②当初書面に記載しなかった事項については、その内容が確定した後、直ちに当該事項を記載した補充書面を交付すること。
- ③当初書面と補充書面との関連づけをしておくこと。

図表 24 当初書面及び補充書面の例（参考）

当初書面の例

発注書															
○×株式会社 殿	令和○年○月○日 △△株式会社														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">給付の内容</td> <td>品名 ○△□ ※詳細仕様は未定（後日交付する「○○仕様書」による）</td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td>令和○年×月×日</td> </tr> <tr> <td>納入場所</td> <td>本社△△課</td> </tr> <tr> <td>検査完了期日</td> <td>令和○年×月×日</td> </tr> <tr> <td>下請代金額（円）</td> <td>※未定（後日交付する「○○仕様書」による）</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td>現金</td> </tr> <tr> <td>支払期日</td> <td>令和○年×月×日</td> </tr> </table>		給付の内容	品名 ○△□ ※詳細仕様は未定（後日交付する「○○仕様書」による）	納期	令和○年×月×日	納入場所	本社△△課	検査完了期日	令和○年×月×日	下請代金額（円）	※未定（後日交付する「○○仕様書」による）	支払方法	現金	支払期日	令和○年×月×日
給付の内容	品名 ○△□ ※詳細仕様は未定（後日交付する「○○仕様書」による）														
納期	令和○年×月×日														
納入場所	本社△△課														
検査完了期日	令和○年×月×日														
下請代金額（円）	※未定（後日交付する「○○仕様書」による）														
支払方法	現金														
支払期日	令和○年×月×日														
<p>※未定事項の内容が定められない理由：△□○の仕様が未定のため ※未定事項の内容が定められる予定日：令和○年○月○日</p>															

補充書面の例

発注書					
○×株式会社 殿	令和○年○月○日 △△株式会社				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">給付の内容</td> <td>品名 ○△□ （「○○仕様書」のとおり）</td> </tr> <tr> <td>下請代金額（円）</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>		給付の内容	品名 ○△□ （「○○仕様書」のとおり）	下請代金額（円）	50,000円
給付の内容	品名 ○△□ （「○○仕様書」のとおり）				
下請代金額（円）	50,000円				
<p>*本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。 *本注文書は、令和○年○月○日付け注文書の記載事項を補充するものです。</p>					

図表 25 下請代金の額を記載することが困難な場合（算定方法の記載）

下請代金の額は、発注時に協議して決定した具体的な金額を明確に記載することが原則である。しかしながら、具体的な下請代金の額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合に限り、次の①～③の要件を備えた算定方法（例：工賃〇円×所要時間数＋原材料費）による記載が認められている。

- ①下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。
- ②発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関連付けを行うこと。
- ③下請代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに下請事業者へ書面にて交付すること。

3.2.1.4 電磁的方法（電子メール等）による書面の交付

発注書面の交付方法は、書面交付が原則とされているが、下請事業者の承諾を得た場合等においては、以下の場合に限り、書面に代えて電子メール等の電磁的方法で提供することが認められている。

図表 26 電磁的方法による書面の交付が認められる要件

①下請事業者の承諾がある

親事業者は、あらかじめ使用する電磁的方法の種類（電子メール、WEB 等）及び内容（フォトショップなどのファイルへの記録方法等）を示して、下請事業者から、書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要である。下請事業者から、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合には、親事業者は電磁的方法による提供を止め、書面を交付しなければならない。

②電磁的方法

- 電気通信回線を通じて送信し、下請事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（例：電子メール、EDI 等）（注 1）
- 電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、当該下請事業者のファイルに記録する方法（例：WEB のホームページを利用する方法等）（注 2）
- 下請事業者に CD-ROM 等を交付する方法

注 1：書面の交付に代えて電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合は、下請事業者の使用に係るメールボックスに送信しただけでは提供したとはいえず、下請事業者がメールを自己の使用に係る電子計算機に記録しなければ提供したことにはならない。例えば、通常の電子メールであれば、少なくとも、下請事業者が当該メールを受信していることが必要となる。また、携帯電話に電子メールを送信する方法は、電磁的記録が下請事業者のファイルに記録されないため、下請法で認められる電磁的記録の提供に該当しない。

注 2：書面の交付に代えてウェブのホームページを閲覧させる場合は、下請事業者がブラウザ等で閲覧しただけでは、下請事業者のファイルに記録したことにはならず、下請事業者が閲覧した事項について、別途、電子メールで送信するか、ホームページにダウンロード機能を持たせるなどして下請事業者のファイルに記録できるような方策等の対応が必要となる。

注 1 及び 2 は公正取引委員会「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」（令和 5 年 12 月 25 日改正）より。

図表 27 電子メール等で共通する記載事項に関する文書の記載例（参考）

令和〇年〇月〇日
<p>_____ 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇株式会社</p> <p style="text-align: center;">支払方法等について</p> <p>当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御検討下さい。なお、御承諾いただける場合は、ご連絡下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支払制度 納品毎月〇日締切 翌月〇日払</p> <p>2 支払方法 現金・その他</p> <p>3 検査完了期日 納品後〇日</p> <p>4 実施期間 令和〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間 (新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)</p>

【事例：口頭での変更伝達】

<p>【経緯】</p> <p>情報成果物の制作過程で、当初の発注内容が変更することがあるが、下請事業者に対しては、口頭のみで伝えた。</p>
<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口頭発注は、発注内容等が後々不明確になることが予見され、契約上のトラブルの原因となる。このため、下請法では、発注書面の必要記載事項（図表 19 参照）として、「下請事業者の給付の内容」等を記載することを義務づけている。 また、発注内容の変更が、業務の追加等である場合には、新たな発注として、当初の発注時と同様に、親事業者は下請事業者から業務追加分に係る見積書を提出してもらい、双方が協議の上、業務追加分の下請代金を定め発注書面を交付することが必要である。 なお、取引の過程で、発注書面に記載されている委託内容の変更や明確化した場合についても、親事業者は下請法第 5 条の規定に基づき、下請取引の給付内容、下請代金の額等について記載した書類を作成し、保存することが必要となる。

【事例：口頭での業務発注】

<p>【経緯】</p> <p>配信事業者やテレビ局の関係等により、業務の細かい内容や取引条件等を下請事業者に示すことができないが、締切りが決まっているため、口頭で下請事業者に業務を発注している。</p>
--

【考え方】

- 下請取引において親事業者は、発注に際して具体的必要事項をすべて記載した発注書面を下請事業者に対して交付しなければならない（下請法第3条「書面交付の義務」）。
- なお、例外的な発注書面の交付方法として、例えば、放送番組に係る情報成果物作成委託において、その成果物の具体的な内容が確定していない場合等正当な理由がある場合には、あらかじめ定めることのできる内容を記載した上で、記載できなかった事項については、その理由と内容を定める予定期日を付記する方法が認められている。この場合には、当初、発注書面に記載されていない事項について、その内容が確定した場合には、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付することが必要となる。また、これらの書面について、相互の関連性が明らかになるようにすることが必要である。（3.2.1.3 参照）

【事例：単価の記載なし】**【経緯】**

下請事業者に業務を委託する際には、発注書を交付しているが、必要記載事項のうち、下請代金に関わる内容として、数量（等）のみを記載し、単価は記載していない。単価については、別途、作業単価表を作成し、それを発注書とは別に下請事業者に渡している。

【考え方】

- 発注書面の交付は、原則として発注の都度必要となる。しかしながら、継続的に取引を行っている下請事業者との間で、取引条件のうち基本的事項が一定している場合には、あらかじめ書面によって通知することで個々の発注の際に交付する発注書面に記載することを省略できる。
- ただし、発注書面に記載の委託内容に一致する単価が明確に分かること並びに発注書面に「単価に関しては、●年●月●日付で交付した作業単価表による」等を付記し、関連付けを行うこと及び「新たな通知が行われるまでの間は有効である」旨を明記することが必要となる。

【事例：個人に対する発注書面なし】**【経緯】**

会社等の「法人」に業務を委託する場合は、発注書面を交付しているが、「個人事業者」（雇用契約がない関係性にある個人等）に業務を委託する場合には、発注書面を交付していない。

【考え方】

- 下請法上、下請事業者とは、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一定の額以下の法人たる事業者と規定されている。
- したがって、親事業者は、下請事業者が個人であるか法人であるかを問わず、口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を交付しなければならない。記載すべき事項は、次のとおり規則で具体的に定めてあり、原則として該当するものをすべて決定した上で記載する必要がある。

- ただし、下請法では発注書面の様式は定めていないので、取引内容に応じて適切な発注書面を作成すれば問題ない。重要なのは、発注したら直ちに下請事業者が発注書面を交付することである。この規定に違反すれば、50万円以下の罰金に処せられる場合がある。

【事例：事前協議の実施なし】

【経緯】

発注時に見積書の提出を求めることや、発注単価について事前協議を実施することをせず、情報成果物が納入された後に下請代金の額を提示している。

【考え方】

- 下請代金の額の決定に当たって、見積協議等が行われず、下請代金が定められていない（かつ未定事項ともされていない）のであれば、「下請代金の支払期日設定義務」（法第2条の2）及び「書面の交付義務」（法第3条）の違反となる。また、納品後に親事業者から一方的に下請代金の額（発注単価）が提示・決定され、この金額が、通常支払われる対価よりも低い額である場合には、「買いたたき」に該当するおそれがある。
- したがって、下請代金の決定に当たっては、下請事業者から見積書を提出してもらい、十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが肝要である。また、正当な理由があつて正式な発注前に下請代金の額を定めることができない場合であつてかつ、算定方法でも記載できない場合は、発注後できる限り速やかに定め、委託業務完了後に決定するといったことがないようすることが必要である。

【事例：著作権の帰属の記載なし】

【経緯】

知的財産権が親事業者・下請事業者のどちらに発生するのか発注時には分からないため、契約において親事業者に帰属することとしているが、そもそも下請事業者に知的財産権が発生しない可能性もあるため、発注書面にはその旨は記載しないことにした。

【考え方】

- 下請事業者に帰属する知的財産権を「給付の内容」に含んで親事業者に譲渡させるのであれば、発注書面に記載する必要がある。
- また、その場合、著作権の譲渡対価を含めて、下請代金の額も協議し決定する必要がある。

3.2.2 支払期日を定める義務

親事業者は、物品等を受領した日（又は役務の提供を受けた日）から60日以内（当月末締め翌月末払いの場合、2か月として運用）のできる限り短い期間内の日を支払期日として定めなければならない。仮に下請法に該当しない取引だったとしても、取引上の地位が相手方に対し優越している事

業者が、一方的に対価の支払期日を遅く設定する場合は、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用に該当し、独占禁止法上問題となるおそれがある。

【事例：支払期限の起算日】

【経緯】

テレビ番組のコーナー番組に使うアニメーションの制作を下請事業者に委託している。出来上がったアニメーションを納期より前に持ってこさせ、検査をして改善すべきところがあれば指示し、直させることにしている。そして、出来上がった番組が正式に納入された時点を受領日（支払起算日）として下請代金を支払っている。これについては下請事業者も合意している。

【考え方】

- 情報成果物作成委託において、親事業者が作成の過程で、委託内容の確認や今後の作業について指示等を行うことがあるが、この場合、親事業者が情報成果物を一時的に自己の支配下に置くことになり、この時点が「受領」（支払起算日）となり、その日を含め、60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払わないと、「下請代金の支払遅延の禁止」に該当する。
- しかしながら、親事業者が情報成果物を自己の支配下に置いた時点では、当該情報成果物が委託内容の水準に達しているかどうか明らかな場合であって、かつ、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点を受領とする旨を合意している場合には、当該時点を受領日とし、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とする必要はない。したがって、出来上がった情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点を受領日（支払起算日）として下請代金を支払えば下請法上問題とはならない。

3.2.3 買いたたきの禁止

取引価格は、様々な条件（納入物の量、納期、納入の頻度、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、市価の動向等）を総合的に考慮して、合理的に算定されなければならない。算定にあたっては、下請事業者の労働条件の改善（労務時間の短縮等）が可能となるよう、下請事業者と親事業者が協議して決定する。

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者に押し付けることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫する。これを防止するため、下請法では、買いたたきを禁止している（下請法第4条第1項第5号）。

親事業者は、物価高騰に伴う下請代金の見直しを下請事業者から要請された場合には、協議に及びなければならない。特に、外的要因による労務費の上昇（最低賃金の引上げ等）や原材料費・エネルギーコストの上昇（燃料費、光熱費、印刷代の高騰等）等があった場合には、親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で、労務費・原材料費・エネルギーコスト等の上昇分を下請代金に反映す

ることが求められる。上述の協議は、継続的な発注がある取引については少なくとも定期的に、その他の取引については発注の都度行い、これらの協議の記録については両事業者において保存することが望まれる。他方、親事業者が価格転嫁を拒否し下請代金の額を据え置く場合には、書面、電子メール等でその理由を下請事業者に対して回答することが求められる。

なお、「通常支払われる対価」とは、当該業務と同種又は類似の業務について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（すなわち市価）のことをいう。市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の業務の内容（又は役務の提供）にかかる従来の取引価格をいう。

図表 28 買ったたきに該当するおそれのある違反行為事例

- 大量発注を前提に、下請事業者に見積をさせて単価を決定したが、実際はごく少量しか発注しない場合
- 下請事業者に見積段階より発注内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を下請代金の額として定める場合
- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請代金の額の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに当該下請代金を据え置くこと
- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が下請代金の額の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に対して回答することなく、従来どおりに下請代金の額を据え置くこと
- 親事業者が、一律一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること
- 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること
- 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること
- 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること

図表 29 下請法における買ったたきかどうかの判断基準

- 買ったたきに該当するか否かは、
- ① 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
 - ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
 - ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
 - ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向
- 等を勘案して総合的に判断されることとされている。

【事例：一方的な価格決定】

【経緯】

親事業者は、アニメーションの原画の作成を下請事業者に委託するため、見積を取得した。その後、親事業者の要望を反映させることにより、作成費用が当初の見積よりも割高になることを理由に、原画を担当する当該下請事業者から下請代金の引上げを求められたにもかかわらず、そのような費用増を考慮することなく、当初の見積価格により通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定め、発注した。

【考え方】

- 親事業者が一方的に単価を指定すること、いわゆる「指値」により、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、「買ったたき」として、下請法上問題となるおそれがある。
- 親事業者は、下請事業者から見積書を提出してもらうなどして、下請代金について十分に話し合い、親事業者と下請事業者の双方が納得のできる額とすることが必要である。
- なお、本事例において、発注後に親事業者の要望により作業量が増加したにもかかわらず、新たな発注として発注・契約書面を交付していなかった場合は、「書面の交付義務」への違反として、下請法上問題となる。

【事例：短納期発注にもかかわらず価格に反映されていない】

【経緯】

通常の納期よりも短い納期での発注となったが、下請事業者に発生する費用増を考慮せず、通常の納期の場合と同様の代金を一方的に設定した。

【考え方】

- 短納期発注に間に合わせるための深夜、休日勤務等による人件費の増加等、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに下請代金の額を一方的に定めることは、「買ったたき」として下請法上問題となるおそれがある。
- 親事業者は、下請事業者と協議を行った上で、短納期による増加費用を考慮した下請代金を支払う必要がある。

3.2.4 買ったたきの禁止（著作権等の知的財産の取扱い）

アニメーション制作における業務委託契約では、知的財産権、特に著作権の取扱いが問題となる。著作権法上、「言語の著作物」（シナリオ等）や「美術の著作物」（オリジナルキャラクターデザイン等）、「音楽の著作物」（主題歌等）は、制作した者が著作権者として著作権を原始取得する（なお、制作者が法人に雇用されている場合、又は法人の指揮監督下において労務を提供し対価として金銭を受け取っている場合は、「職務著作」として原則、法人が著作権者・著作権者となる。また、シナリオに原作の小説が存在する、キャラクターデザインが原作の漫画やイラストに基づいたものである等の原著作物が存

在している場合には、原作者が「二次的著作物に関する原作者の権利」を持つ。）。

したがって、シナリオ、オリジナルキャラクターデザイン、主題歌等を作成する業務委託契約を結ぶ際は、例えば下請事業者（制作者）から親事業者に著作権を譲渡するなど、知的財産の取扱いを契約条件として明確化することが望ましい。なお、業務委託契約の中に著作権の譲渡が含まれている場合は、委託の対価に権利譲渡分が上乗せされているかどうかを検討する必要がある。親事業者・下請事業者間で十分協議することなく、通常支払われる対価よりも著しく低い額を定めることは、「買ったたき」に該当する可能性があるため、注意せねばならない。

他方、アニメーションの映像自体は、原則として「映画の著作物」に分類され、一貫したイメージをもって映画制作の全体に参加する「全体的形成に創作的に寄与した者」が著作者（「モダン・オーサー」と呼ばれる）となり、「製作に発意と責任を有する者」が著作権者となる（「製作する意思を有し、著作物の製作に関する法律上の権利義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者」（超時空要塞マクロス事件：東京高裁平成 15・9・25（平成 15 年（ネ）第 1107 号））。具体的には、監督やプロデューサー等が著作者（モダン・オーサー）となり、元請製作会社が著作権者となることが多い。原作、脚本、音楽その他の著作物の著作者は「クラシカル・オーサー」と呼ばれ、それぞれの著作物の著作者（著作権者）ではあっても、映像自体の著作者（著作権者）とはならない。

図表 30 映画の著作物における著作者・著作権者



*職務著作の場合は法人が著作者（著作権者）となる

【事例：著作権の対価の記載なし】

【経緯】

知的財産権（著作権）の譲渡対価については、その価値が未知数であるため、発注段階では明記できないため、対価を記載しなかった。

【考え方】

- 個別の作品に係る著作権の価値の予測は難しいが、委託内容が具体的に確定しているのであれば、その予測は取引の結果に係るリスクの問題であり、取引に必要な客観的条件が整わないために譲渡対価を決められないということではない。
- 下請事業者との十分な協議・取り決めがなされないまま、親事業者が情報成果物作成委託において発生した著作権等の知的財産権を一方的に親事業者に帰属させ、それを利用するようなことは、「買ったとき」として下請法上問題となるおそれがある。この場合、著作権等の知的財産権の帰属の有無や権利行使の内容によっては対価が異なってくる可能性があるため、見積協議等を通じて、親事業者と下請事業者が十分に協議を行い、両者で合意内容（著作権の譲渡・使用許諾の範囲等）を明確にし、その内容を発注書面等に記載することが必要である。
- なお、下請事業者に対する委託内容に知的財産権の譲渡が含まれていない場合において、下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて、無償で親事業者が利用することを許諾させることや譲渡させることは、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するものとして、下請法上問題となるおそれがある。

【事例：著作権の譲渡及びその対価に関する記載なし】

【経緯】

下請事業者に著作権が発生する情報成果物作成委託において、著作権を譲渡させることについて、後日、著作権譲渡契約書を締結する予定であるため、発注書面の給付内容に著作権の譲渡を含む旨の記載はせず、また、著作権の譲渡対価は下請代金の額に含めず、下請代金の額を決定し発注書面を交付した。

【考え方】

- 著作権について、下請事業者と十分に協議・契約書等書面での合意なく、無断で二次利用した場合には、著作権侵害に該当するとともに「不当な経済上の利益の提供要請」として下請法上問題となるおそれがあるため、注意が必要である。
- なお、委託した給付の内容に含まず、後日、著作権については譲渡対価を支払って譲渡させるという場合には、発注書面に著作権の譲渡について記載する必要はない。

3.2.5 買ったときの禁止（消費税の適正な支払）

中小企業庁等³は、インボイス制度施行後の免税事業者との取引について、下請法・独占禁止法の観点から考え方を明らかにしている。たとえば、以下の事例 1～3 のようなケースは留意する必要がある。

図表 31 インボイスに関連して下請法等の違反になり得るケース

事例	下請法との関係
<p>【事例 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「報酬総額 11 万円」で契約を行った。 ○ 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、下請事業者消費税相当額の 1 万円の一部又は全部を支払わないことにした。 	<p>判断：下請法違反</p> <p>理由：発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、発注金額のうち消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第 4 条第 1 項第 3 号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になる。</p>
<p>【事例 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価 10 万円」で発注を行った。 ○ その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くことにした。 	<p>判断：下請法違反のおそれ</p> <p>理由：下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第 4 条第 1 項第 5 号で禁止されている「買ったとき」として問題になるおそれがある。</p>
<p>【事例 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。 ○ その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後の取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、課税転換にあたっての価格交渉にも応じなかった。 	<p>判断：独占禁止法上問題となるおそれ</p> <p>理由：課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題にならないが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様。</p>

³ 中小企業庁「インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方」
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/duty_invoice_s03.pdf

3.3 受領段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例

3.3.1 受領拒否の禁止

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請事業者が納期に納品してきた情報成果物等の受領を拒否することは、「受領拒否の禁止」に該当する行為として、下請法上問題となる。「受領拒否」には、下請事業者が納入する給付の目的物を指定した納期に受け取らないことのほか、完成後における発注の取消し（又は契約の解除）をして、給付の目的物を受領しない行為も含まれる。

3.3.1.1 下請事業者に責任があるとして、受領拒否できる場合

親事業者が、下請事業者に責任があるとして、下請事業者が納品してきた情報成果物等を受領拒否できるのは以下2つの場合である。

図表 32 親事業者が受領拒否できる場合

- | |
|--|
| <p>①下請事業者が納品してきた情報成果物等が注文（仕様）とは異なる等、委託内容と適合しない場合（ただし、検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と適合しないとする場合等は除く。）</p> <p>②指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合等は除く。）</p> |
|--|

【事例：放送中止の際の受領】

【経緯】

親事業者は、継続的に放送されるアニメーションの原画の作成を下請事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、視聴率の低下に伴い放送が打ち切られたことを理由に、下請事業者が作成した原画を受領しなかった。

【考え方】

- 下請事業者が発注し下請事業者が納品してきた情報成果物等を、下請事業者が責任がないのに、親事業者がその受領を拒否することは、「受領拒否の禁止」に該当し、下請法上問題となる。

3.3.2 返品禁止

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から受領した情報成果物等を返品することは、「返品禁止」に該当するものとして、下請法上問題となる。また、下請事業者が責任がある場合であっても、直ちに発見できる委託内容との不適合である場合には、受領後速やかに返品しなければ、「返品禁止」に該当するものとして、下請法上問題となる。

3.3.2.1 下請事業者に責任があるとして、返品できる場合

親事業者が、下請事業者に責任があるとして、下請事業者から受領した情報成果物等を返品できるのは、以下の場合に限定されている。

図表 33 親事業者が返品できる場合

- | |
|--|
| ①注文（仕様）と異なる情報成果物等が納入された場合
②汚損・毀損される等の委託内容に適合しない情報成果物等が納入された場合 |
|--|

3.3.2.2 返品することができる期間

①直ちに発見できる委託内容との不適合の場合

通常の検査で直ちに発見できる委託内容との不適合の場合、発見次第速やかに返品する必要がある。なお、親事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められていない。

②直ちに発見できない委託内容との不適合の場合

通常の検査で発見できない委託内容との不適合で、ある程度期間が経過した後に発見されたものについては、情報成果物等の受領後 6 か月以内に返品することは問題ないが、6 か月を超えた後に返品すると原則として下請法上問題となる。

【事例：番組打ち切りの際の返品】

【経緯】

毎週継続的に放送される予定のアニメーション作品が、視聴率の低下などによって、急に打ち切られてしまったので、未放送分に係る情報成果物については、下請事業者に対して返品した。

【考え方】

- 下請法上、親事業者が下請事業者に対して、情報成果物等を受領した後に返品できるのは、下請事業者に責任があり、速やかに返品を行う場合である。
- このケースでは、下請事業者の責任はないと思われるので返品は認められない。

3.4 支払段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例

3.4.1 下請代金の減額の禁止

下請事業者の責任がないにもかかわらず、発注時に決定した下請代金を発注後に減額すると、下請法上問題となる。発注後の減額の時期、金額の多少、名目、方法を問わず「減額」として同法上問題となることに注意が必要である。下請事業者に責任がある（①～③）、又は合理的な理由がある（④）として、例外的に減額が許される場合は、以下の場合に限定されている。

図表 34 例外的に下請代金の減額が許される場合

- | |
|---|
| <p>①納期遅れや委託内容との不適合等があるとして、受領拒否又は返品したものがあある場合、その分に相当する金額を下請代金から差し引く場合</p> <p>②納期遅れや委託内容との不適合等があるとして、受領拒否又は返品ができるのにそれをしないで親事業者が自ら手直しをした場合、手直しに係る費用（客観的に相当と認められる額）を差し引く場合</p> <p>③委託内容との不適合等又は納期遅れによる商品の価値の低下が明らかな場合、客観的に相当と認められる金額を差し引く場合</p> |
|---|

【事例：スポンサーからのクレームによる減額】

【経緯】

アニメーション作品の完成後、スポンサーから、「アニメーションの背景が、思っていたイメージと違う」とのクレーム及び代金の値引きを求められたため、背景画の制作を委託した下請事業者への下請代金を減額して支払った。

【考え方】

- 発注時に決定した下請代金を、下請事業者の責任がないのに、発注後に減額することは、「下請代金の減額」に該当し、下請法上問題となる。親事業者が下請代金の額を減額できるのは、下請事業者に責任がある場合（図表 34 参照）に限定されている。
- 上記のケースは、背景画について親事業者としては委託内容との不適合等がないものとして一旦受領し、その後のスポンサーからのクレームがあったため、下請事業者の責任ではないと考えられ、これをもって下請代金の額を減額することは、下請法上問題となる。

3.4.2 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

アニメーション制作業界における支給原材料等には、紙、鉛筆等が含まれ、現状では多くの場合には無償で提供されている。

親事業者が下請事業者の給付に必要な原材料等を有償で支給している場合に、親事業者が原材料等の対価を早期に決済することは、下請事業者の受け取るべき下請代金の額を減少させ、資金繰りが苦しくなるなどの不利益を与える。したがって、下請法では、下請事業者の同意の有無にかかわらず、当該原材料等を用いた給付に対する下請代金の支払日より早い時期に、当該原材料等の対価を相殺したり、支払わせたりすることを、「有償支給原材料等の対価の早期決済」として禁止している（下請法第4条第2項第1号）。

下請代金の対象となった情報成果物等に使用された原材料かどうかの管理ができていないと、「有償支給原材料の早期決済の禁止」に違反してしまうおそれがあるので、納品される情報成果物等の下請代金の支払期日や受入検査期間、下請事業者の委託業務の実施期間等を考慮して、最低限、下請代金の支払と有償支給原材料等の対価の決済が「見合い相殺」になる仕組みにしておくこと等が不可欠である。

3.4.3 割引困難な手形の交付の禁止

親事業者は、下請事業者の資金繰りに関心を持つことに努めるものとし、下請代金の支払は現金によることが原則である。

手形による支払も認められてはいるが、著しく長いサイトの手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第4条第2項第2号により禁止されている。令和6年11月1日以降に下請代金の支払手段として交付される、支払サイトが60日を超える手形については、業種を問わず一律に、割引困難な手形に該当するおそれがある。

3.4.4 支払遅延の禁止と遅延利息の支払義務

下請法では、「下請代金の支払遅延」が親事業者の禁止行為とされている。親事業者は、発注書面に記載されている支払期日までに下請代金を支払わなければならない。

前述のとおり、支払期日は、情報成果物等を受領した日（受領日当日を含む）から60日の期間内でできるだけ短い期間内に定める義務がある（3.2.2 支払期日を定める義務）。また、支払が遅延した場合、情報成果物等の受領日から起算して60日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの日数に、年率14.6%を乗じた額を遅延利息として下請事業者に対して支払うことが義務付けられているので、この点についても注意が必要となる。

なお、下請事業者の給付が注文（仕様）と異なる等、委託内容との不適合があった場合において、下請事業者にやり直しさせた場合には、再受領した日が支払期日の起算日となる。

【事例：放送延期の支払期限の起算日】

【経緯】

テレビ局から、放映予定となっていたアニメーション作品について、スポンサーが集まらない等の理由で延期する（再開時期は未定）との話があったため、アニメーション制作業務との取引を一時中断し、下請事業者への代金の支払は、「再開したときに支払う」ことにした。

【考え方】

- 制作費の支払に当たっては、発注書面に明記されている支払期日（情報成果物等の受領日から起算して60日以内で定めた日）までに支払わなければ「下請代金の支払遅延」に該当することになる。

3.5 支払後の段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例

3.5.1 書類の作成・保存義務

親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は、図表 35 に列挙した給付の内容、下請代金の額等について記載した書類を作成し2年間保存する義務がある（下請法第5条）。親事業者が、下請取引の内容について記載した書類を作成し保存することによって、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためである。

なお、以下の項目を記録した書類については、電磁的記録で作成、保存することが認められている。

図表 35 親事業者が作成・保存する書類に記載が必要な事項

<p>①下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）</p> <p>②情報成果物作成委託等をした日</p> <p>③下請事業者の給付の内容（発注内容）</p> <p>④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）</p> <p>⑤下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）</p> <p>⑥下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い</p> <p>⑦下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由</p> <p>⑧下請代金の額（算定方法による記載も可※）</p> <p>⑨下請代金の支払期日</p> <p>⑩下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由</p> <p>⑪支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段</p> <p>⑫下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期</p> <p>⑬一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日</p> <p>⑭電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日</p> <p>⑮原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法</p> <p>⑯下請代金の一部を支払又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額</p> <p>⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日</p> <p>※下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなければならない。また、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければならない。</p>

3.6 全段階を通じた留意事項及び問題となるおそれのある取引事例

3.6.1 不当な給付内容の変更・不当なやり直しの禁止（リメイク）

契約は、「申込み」と「承諾」によって成立するが、一旦契約が成立すると契約当事者に拘束力が生じ、契約違反（債務不履行）など契約の解除事由がない限り、一方のみの意思では契約内容を変更したり、消滅（解除）させたりすることはできない。

後々契約上のトラブルが生じることのないよう、親事業者が大幅に発注内容を変更しようとする際には、代金の額の見直しを含め、当事者間で十分に協議し、発注内容を変更する書面を交付することが必要である。親事業者は、下請事業者に対して有償でやり直しを求めることは許されるが、下請事業者に責任がないにもかかわらず、**親事業者の費用負担なしに無償でやり直しを求めることは、「不当な給付内容の変更」又は「不当なやり直し」に該当するものとして**下請法上問題となる。また、下請事業者に責任がないのに、**完成前に一方的に発注の取消し（契約の解除）や発注内容の変更を行うことは**下請事業者の利益を損なうため、変更之际して発生した費用の補填をしなければ、**「不当な給付内容の変更」として**下請法違反となるおそれがある。

図表 37 の場合には、親事業者は、費用の全額を負担することなく、変更又はやり直しを要請してはならない。**アニメーション制作におけるリメイクは、作品の品質の担保や向上のために行う必要な工程**であるが、**不当なやり直しに該当しないよう留意が必要**である。

3.6.1.1 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（リメイク）とならない場合

下請事業者に責任があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、委託内容の変更（発注取消を含む）、やり直しさせることができるのは以下のような場合である。

図表 36 不当な給付内容の変更・やり直しとならない場合

- | |
|--|
| <p>①情報成果物等を受領前に、下請事業者の要請により委託内容を変更する場合</p> <p>②情報成果物等を受領前に、発注書面に明記された委託内容との不適合等があることが合理的に判断され、委託内容を変更させる場合</p> <p>③情報成果物等の受領後、発注書面に明記された委託内容との不適合等があるため、やり直しをさせる場合</p> |
|--|

なお、下請事業者が作成した情報成果物が親事業者の委託内容を満たしているかどうかは、親事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に給付を充足する条件を明確に発注書面に記載することが不可能な場合がある。親事業者が、発注書面上は必ずしも明確ではないにもかかわらず、下請事業者の成果物の内容が委託内容と適合しておらず、やり直し又は追加の作業をさせる場合、親事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について下請事業者と十分な

協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担すれば、下請法違反とはならない。ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者の利益を不当に害する場合には、下請法上問題となる。

図表 37 親事業者が変更又はやり直しを要請することが認められない場合

- | |
|---|
| <p>① 下請事業者の給付の受領前に、下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と異なるとする場合</p> <p>② 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がそれに基づき情報成果物作成委託等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合</p> <p>③ 恣意的に検査基準を厳しくし、委託内容との不適合があるとする場合</p> <p>④ 通常の検査で委託内容との不適合等のあること又は委託内容と異なることを直ちに発見できない下請事業者からの給付について、受領後 1 年を経過した場合</p> |
|---|

注) ただし、親事業者が制作委託契約の委託者等に対して 1 年を超えた契約不適合責任の期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた契約不適合責任の期間をあらかじめ定めている場合は除く。例えば、親事業者が制作委託契約の委託者等に 5 年の契約不適合責任の期間を定めている場合、下請事業者との間でも事前に受領から 5 年以内の契約不適合責任の合意をしているのであれば、その範囲で認められる。なお、通常の検査で直ちに発見できる契約不適合の場合は、発見次第速やかにやり直しを求める必要がある。

3.6.1.2 新たな発注書面の交付

当初の発注内容に追加して作業を要請する際は、新たに発注書面を交付することが必要となる。例えば、「グロス請」への委託内容が、当初原画 250 カットの作成から 300 カットの作成に変更されるようなケースでは、**追加分の 50 カットの作成は新たな委託行為（発注）がなされたものと認められる**。このように、発注数量を増加した場合は、新たな発注として、改めて発注書面を交付することが必要となる。

他方、当初の発注内容から数量等を減少させる変更の場合、新たな発注が行われたものではないため発注書面を交付する必要はないが、給付内容の変更に該当する。この場合、下請事業者が既に契約遂行上必要となる経費を負担している場合があるが、当該経費すべてを親事業者が負担すれば、「不当な給付内容の変更」として下請法上の問題とはならない。

【事例：作業量の増加】

【経緯】

当初、下請事業者に対して、動画の制作約 1 万枚を発注していたが、カット数を増やすことになったため、1.5 万枚に変更した。下請事業者から、作業量の増加に伴う下請代金の値上げを要求されたが、当初の下請代金の額に据え置くことにした。

【考え方】

- 下請事業者には責任がないのに、親事業者が費用を全く負担することなく発注数量を増加することは、「不当な給付内容の変更」として、下請法上問題となる。
- 親事業者が発注の数量を増加したことに伴い、下請事業者から作業量の増加に伴う下請代金の値上げを要求されたにもかかわらず下請代金の額を据え置くことは、「買ったたき」として下請法上問題となりうる。（3.2.3「買ったたきの禁止」参照。）
- また、発注数量の増加に伴い、親事業者が下請事業者に対して必要事項を記載した発注書面を交付しなかった場合は、「書面の交付義務」に違反するものとして、下請法上問題となるおそれがある。（3.6.1.2「新たな発注書面の交付」参照。）

【事例：やり直しの依頼】**【経緯】**

アニメ制作の作成過程で、テレビ局などの都合で、一方的にプロットやキャラクターが変更されたため、それに伴い、下請事業者に作画制作のやり直しを依頼した。

【考え方】

- 下請事業者には責任がないのに、作業のやり直しを行わせ、やり直しの費用を下請事業者に負担させる場合は、「不当なやり直し」に該当し、下請法上問題となる。

【事例：リテイクの扱い】**【経緯】**

リテイクは通常、作品を仕上げる過程の中で必要なものであるため、絵コンテ、原画・動画、背景美術等の情報成果物の作成委託に着手する前に、親事業者と下請事業者とが協議し、ある程度のリテイクをあらかじめ見込んでいた。しかしながら、想定以上にリテイクが多くなった場合でも、その対価は下請代金に反映されない。

【考え方】

- アニメーション制作においては、下請事業者が作成した絵コンテ、原画・動画、背景美術等の情報成果物が、親事業者の注文内容（仕様）を満たしているかどうかの評価は親事業者の価値判断に委ねられるケースが多い。また、作業の特性上、事前に検収条件（検収方法、検収内容等）を明確に発注書面に記載することは困難なケースがある。
- そのため、親事業者が下請事業者から情報成果物を受領する前、又は受領した後に関わらず、発注書面上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付の内容が注文内容と異なる、又は委託内容との不適合があると判断できるような場合であって、親事業者がやり直し等をさせる際には、その費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、親事業者はそれを負担する必要がある。親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」に該当する。

【事例：放送中止の扱い】

【経緯】

放送日も下請代金も未定のままアニメーションの制作を委託していたが、番組が放送の予定の目処が立たず中止することになったので、アニメーション制作業者との契約を打ち切ることにした。

【考え方】

- 制作途中の発注の取消しは、アニメーション制作業者の責任によるものではないことから、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがある。
- このため、アニメーション制作に要した経費について負担し、経済的な損失を与えないようにする必要がある。

【事例：監督や演出家からの修正指示】

【経緯】

親事業者から委託を受けている監督や演出家から、絵コンテや脚本などの制作を委託している下請事業者に対して修正を指示することがあるが、その指示の内容等が親事業者の発注管理者に伝わらず、発注内容の変更や追加作業分の下請代金が支払われないことがある。

【考え方】

- 業務管理者（監督、演出家）から修正指示があり、下請事業者が当該要請に従い情報成果物を作成し直すのであれば、一般に、親事業者が給付内容を変更したものとされ、追加作業等に要する費用を負担せず、下請事業者の利益を不当に損ねることとなれば「不当な給付内容の変更の禁止」に該当する。
- また、追加作業が新たな発注と見られる場合は、発注書面を交付しなければ、下請法第3条に違反することになる。

【事例：修正指示】

【経緯】

親事業者は、アニメーションの動画の作成を下請事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、親事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

【考え方】

- 下請事業者には責任がないのに、親事業者が成果物を一旦受領した後に、無償でやり直しをさせ、下請事業者の利益を不当に害する場合は「不当なやり直し」に該当する。

【事例：放送延期の場合の制作中断】

【経緯】

テレビ局から、放映予定となっていたアニメーション作品について、スポンサーが集まらない等の理由で延期する（再開時期は未定）との話があったため、アニメーション制作業務を一時中断し、下請事業者への代金の支払は、「再開したときに支払う」ことにした。

【考え方】

- 情報成果物作成委託等のキャンセル（契約の解除）は、下請法上では「給付内容の変更」に該当することになる。この場合のキャンセルの理由は、スポンサーが集まらない等の親事業者側の都合であって下請事業者の責任ではないため、当該委託業務の実施に当たり下請事業者が発生した費用を親事業者が全て負担しない場合には、「不当な給付内容の変更」に該当することになり、下請法上問題となる。

【事例：DVD・Blu-ray化・配信のためのリメイク】

【経緯】

発注時はテレビ放映を目的としたものとして下請事業者に発注していたアニメーション作品について、テレビ放映された後、DVD・Blu-ray化/配信プラットフォームにおける配信の計画が持ち上がったため、下請事業者に対して、DVD・Blu-ray化/配信のためにリメイクを要請した。

【考え方】

- テレビ放映のみを目的としたものとして下請事業者に対して発注していたものについて、この場合のリメイクは、「やり直し」ではなくDVD・Blu-ray化/配信のための新たな発注と考えられることから、新たに情報成果物作成委託等を行ったと認められる。したがって、事前に下請事業者と十分な協議を行った上で発注書面を交付しなければ、「書面の交付義務」への違反、「買ったとき」又は「不当な経済上の利益の提供要請」として、下請法上問題となる。
- 支払後の段階において、やり直しの要求がなされる場合や、納品物を再度他の作品で利用する場合などがある。テレビ放送・映画上映に合わせた仕様で一旦納品したものを、親事業者がDVD・Blu-ray化する際や、配信プラットフォームで配信する際に生じるリメイクについては、元請と下請事業者の間だけでなく、下請事業者からさらに下請事業者が発注する場合や個人クリエイターが発注する場合にも影響が及ぶことを認識しておかねばならない。テレビ放送からDVD・Blu-ray化/配信までの工程についての作業を、当初の発注の範囲内とすべきか、追加的な作業として新たに発注されるべきかについては、親事業者と下請事業者の間であらかじめ協議し定めておくことが望ましい。

3.6.2 購入・利用強制の禁止

親事業者が、注文した給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由なしに、自社製品（サービス）又は自社が指定した第三者の製品（サービス）を購入するよう下請事業者に対して強制することは「購入・利用強制」に該当するものとして、下請法上問題となる。購入・利用強制が禁止されるのは、下請事業者は、親事業者の押し付け販売等を拒否することが困難な場合が多いためである。

図表 38 「強制」か否かの判断基準

下請取引においては、親事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、下請事業者にとっては、その依頼を拒否できない場合もあり得る。そこで「強制」か否かは、下請事業者が購入等を事実上余儀なくされたか否かによって判断される。

このため、購買・外注担当者等、下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、「購入・利用強制」に該当するおそれがあるので、十分な注意が必要である。

下請法が適用されない場合でも、取引上優越した地位にある事業者が、継続して取引する相手方に対し、自己の指定する製品を不当に購入させたり、サービスを不当に利用させたりする行為は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

【事例：劇場チケットの購入依頼】

【経緯】

アニメーション制作を委託した下請事業者に対して、自社が劇場に配給することになった映画作品の前売りチケットを年間取引額に応じて枚数を示して、購入するよう依頼した。

【考え方】

- 親事業者が自己の指定する「物」や「役務」の購入又は利用を強制することは、「購入・利用強制の禁止」として、下請法違反になる。任意に購入する場合は、基本的には「購入・利用強制」に該当しないが、上記のような場合では、「年間取引額に応じた枚数」に関しても依頼がなされており、実質的に、下請事業者の任意によるものとは言い難いため、「購入・利用強制の禁止」に該当するおそれがある。

3.6.3 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

親事業者が下請事業者に対し、経済上の利益（金銭、労働力、著作権の譲渡・利用許諾等）の提供を求め、下請事業者の利益を不当に害することは下請法上禁止されている。例えば、以下の①～⑤の場合は「不当な経済上の利益の提供要請」にあたる可能性がある。

図表 39 「不当な経済上の利益の提供要請」にあたる可能性がある場合

- | |
|---|
| <p>①購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。</p> <p>②下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。</p> <p>③下請事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。</p> <p>④下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。</p> <p>⑤情報成果物等の作成に関し、下請事業者に知的財産権が発生する場合があるが、下請事業者の給付の内容に知的財産権を含まない場合において、下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者に無償で譲渡・許諾させること。</p> |
|---|

【事例：他のアニメシリーズにおける成果物の流用】

【経緯】

シリーズ化されているアニメーション作品において、第1シーズンと第2シーズンで作画・背景美術・CG等の制作会社（下請事業者）を替えることがあるが、第1シーズンで制作・利用した成果物を、第2シーズンで再度利用することがある。当該成果物は、親事業者が制作費を負担して下請事業者に制作させたものであるため、第2シーズンでも第1シーズンと同様に利用する予定である。

【考え方】

- 発注書面に、権利の譲渡の有無や利用許諾の範囲等を記載する必要がある。下請事業者から親事業者へ著作権を譲渡しているならば問題とはならないが、利用許諾である場合は条件（第1シーズンのみの利用に限定し、他作品での利用を禁止している等）を逸脱して利用することはできない。
- 利用許諾の範囲が第1シーズンに限定されている場合において、下請事業者へ対価を支払わずに利用することは「不当な経済上の利益提供の禁止」に該当する。

3.6.4 下請事業者に対する報復措置の禁止

下請事業者が公正取引委員会や中小企業庁に親事業者の下請法違反行為を知らせたことを理由として、親事業者が当該下請事業者との取引数量を減少させることや、取引を停止する等の不利益な

取扱いをすることは、「報復措置の禁止」に該当し、下請法上問題となる。

3.6.5 優越的地位の濫用（独占禁止法）

「優越的地位の濫用」とは、自己の取引上の地位が取引の相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益を与えることをいう。

アニメーション制作業界においては、企業の資本規模によっては下請法が適用されない取引が存在する。その場合であっても、「優越的地位」にある事業者が、取引の相手方に対し、受領拒否、返品、支払遅延、減額、取引の対価の一方的決定、やり直しの要請などの行為を行えば、独占禁止法に規定されている「不正な取引方法」の1つである「優越的地位の濫用」に該当する場合がある。

公正取引委員会によって「優越的地位の濫用」と判断されると、排除措置命令及び課徴金納付命令を受ける場合がある。課徴金対象期間は、当該行為をした日から当該行為がなくなるまでであり、この期間は、調査開始日から最長 10 年前まで遡ることができる。課徴金の額は、「優越的地位の濫用」行為を受けた相手方との取引額の 1 %とされており、当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合には、当該行為の相手方との間における購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における売上額又は購入額の合計額とするとされている（独占禁止法第 20 条の 6）。

図表 40 優越的地位とは何か

「優越的地位」とは、市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りる。具体的には、相手方との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、一方が著しく不利益な要請等を行っても、他方がこれを受け入れざるを得ないような関係にある場合である。「優越的地位」にあるかどうかは、以下のような要素を総合的に考慮して判断される。

- 相手企業がその取引にどれほど依存しているか
- 有利な立場にある企業の市場での地位
- 相手企業が他の取引先に変更できるかどうか
- 両企業の事業規模の違い
- 取引される商品やサービスの需要と供給の関係

図表 41 優越的地位の濫用となる行為類型問題となる行為

問題となる行為	行為の概要とその理由
①購入・利用強制（独占禁止法第2条第9項第5号イ）	優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、取引に係る商品又は役務以外の商品等の購入を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響を懸念して、事業遂行上必要としない商品又は役務の購入の要請を受け入れざるを得ない場合
②不当な経済上の利益の提供の要請（独占禁止法第2条第9項第5号ロ）	優越的地位にある事業者が、正当な理由なく、取引の相手方に対し、発注内容に含まれていない、協賛金等の負担、従業員等の派遣、知的財産権等の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
③受領拒否（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）	優越的地位にある事業者が、取引の相手方から商品を購入する契約をした後において、正当な理由なく、当該商品の全部又は一部の受領を拒む場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合
④返品（独占禁止法第2条第9項第5号ニ）	優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、当該取引の相手方から受領した商品を返品する場合であって、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに返品する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合
⑤支払遅延（独占禁止法第2条第9項第5号ヒ）	優越的地位にある事業者が、正当な理由なく、契約で定めた支払期日に対価を支払わない場合であって、取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
⑥減額（独占禁止法第2条第9項第5号ヘ）	優越的地位にある事業者が、商品等を購入した後において、正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合であって、取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合

問題となる行為	行為の概要とその理由
⑦その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等 （独占禁止法第2条第9項第5号八）	優越的地位にある事業者が、 1)取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合、 2)正当な理由がないのに、取引の相手方から商品を受領した後又は役務の提供を受けた後に、当該取引の相手方に対し、やり直しを要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合、 3)上記③～⑥、⑦1)、2)の他、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

【事例：局印税について】

【経緯】

A製作委員会が製作したアニメ番組がB局の放送枠で放映されることとなった。その際、製作委員会のメンバーであるB局はA製作委員会内での協議において、一方的に以下のような条件の承諾を求めた。これに対し、A製作委員会のメンバーであるアニメ制作会社から、局印税（アニメ番組をテレビ放送することによって、プロモーション効果があると主張のもと要求する、アニメ番組の二次利用収益の配分）の率や二次利用許諾の窓口について異議を申し述べたところ、B局から「それでは放送は困難である」との返答を受けたため、やむを得ず承諾せざるを得なかった。

(ア) 放送したことがプロモーション効果につながると言われ、「局印税」として、DVD売上等アニメ番組の二次利用収益の○%を○年間局に納付すること、及び二次利用許諾の窓口は局（又は局の関連会社）とすること（局に対する窓口手数料も発生する）。

(イ) 当該アニメ番組の海外販売の際の二次利用収益の○%を○年間局に納付すること、及び二次利用許諾の窓口は局（又は局の関連会社）とすること（局に対する窓口手数料も発生する）。

【考え方】

- 原則、アニメーション映像の著作権は製作委員会に帰属する。総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」でも記載されているとおり、放送局が他の製作委員会構成員に対して優越的地位にあると個別に判断される場合に、一方的にその取引条件を押し付けることは、独占禁止法上、問題となるおそれがある。

3.6.6 技術・ノウハウ等の営業秘密の管理 (不正競争防止法)

不正競争防止法は、技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為 (営業秘密の管理に係る任務を負う者が、その任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為、消去すべきものを消去したように仮装する行為等) については、併せて刑事罰の対象ともしている。

経済産業省では、営業秘密の定義等についての一つの考え方を示すものとして、「営業秘密管理指針」を公表している。また、企業が保有する「秘密情報」について、情報漏えい対策を包括的に紹介する「秘密情報の保護ハンドブック」を公開している。各事業者においては、両資料を参照するなどして営業秘密の取扱いについての理解を深めることが求められるとともに、親事業者にあつては、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うことが求められる。

図表 42 事業者における配慮の例

- 大量の情報をやみくもに営業秘密として管理することは、管理の実効性等を低下させるおそれがあることから、管理すべき情報を絞り込み、合理的な管理をすることが重要。
- コンプライアンスの観点から、自社の従業員が他社の営業秘密を侵害しないための管理が必要であり、そのためには営業秘密を扱う「人」の管理を適切に行うことが重要。
- 会社間で取引等を行う場合には、取引の開始時において、秘密保持の対象となるか否かを明確に定めた秘密保持契約を締結する。
- 他社の営業秘密の不正な使用又は開示を前提とした採用活動は行わない。転入者の配属については、転入者が転入前の会社に対して負っている競業避止義務や秘密保持義務に留意する。

3.6.7 下請事業者の独立性ある企業への成長 (下請中小企業振興法及び振興基準)

下請中小企業振興法 (昭和 45 年法律第 145 号。以下「下請振興法」という。) は、親事業者の協力のもと、下請中小企業の体質を根本的に改善し独立性ある企業へと育成することを目的とした法律である。下請法が親事業者に対する規制法規であるのに対し、下請振興法は下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する。

親事業者としても、下請中小企業の存在なくしては、付加価値の高い製品・サービスを生み出していくことが困難であり、自らの発展もあり得ないという点を十分認識しなければならない。親事業者としての立場を利用して下請中小企業に不当な取引条件を押し付けることなく、下請中小企業の自主性を尊重しつつ、その体質改善・経営基盤の強化 (納期・納入頻度等における配慮、下請中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等) に積極的な協力を行うことが必要である。自主的に事業を運営

し得る有能な企業を目指し、自立化や魅力ある職場づくりに取り組む下請中小企業に対して、親事業者はその努力を阻害することなく、必要に応じ支援を行うことが望まれる。

下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づき、「振興基準」が定められている。振興基準に定める具体的な事項について、主務大臣（下請事業者、親事業者の事業を所管する大臣）は、必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う。

図表 43 「振興基準」の主な内容

項目	内容
下請事業者の努力	下請事業者は、生産年齢人口の減少等に伴う人手不足、経済の国際化の一層の進展等に適切に対応するため、働き方を見直し、魅力ある職場づくりに努めるとともに、脱炭素化を始めとするグリーン化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の課題に適切に対応するため、技術開発、設備投資、親事業者その他の事業者との連携等により、生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質もしくは性能又は役務の品質の改善に努めるものとする。
親事業者の努力	親事業者は、下請事業者が働き方改革、生産性の向上、グリーン化、情報化等に取り組むことができるよう配慮して、下請事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努める。また、下請事業者との間で、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。
発注の安定化、リードタイムの確保等	親事業者は、下請事業者が発注した情報成果物及び役務の発注量の大幅な変動をできる限り回避する。特に、発注量を親事業者の生産量又は提供量の変動の増減率以上に変動させないよう努めるものとする。
設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化	親事業者は、不当なやり直しが生じないよう、下請事業者に対して示す仕様書等の内容を明確にするものとする。親事業者は、既に発注した情報成果物・役務に係る仕様を変更するときは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮して変更するものとし、かつ、その変更による追加コストは親事業者が負担する。
契約条件の明確化及び書面等の交付	親事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、下請事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用、支払手段、支払期日等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む）による明示及びその交付を徹底する。
取引停止の予告	親事業者は、継続的な取引関係にある下請事業者との取引を停止、又は大幅に減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を

	与えないよう最大限の配慮をする観点から、相当の猶予期間をもって予告するものとする。
事業承継に向けた取組	<p>下請事業者は、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業承継に向けた計画的な取組を行うものとする。</p> <p>親事業者は、下請事業者の事業承継の移行や状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど、事業承継に向けた積極的な役割を果たすものとする。具体的には、下請事業者と対話した上でその実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めるものとする。</p>
対価の決定方法の改善	<p>報酬は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含むように設定し、賃金の引上げや労働時間の短縮などの労働条件の改善が可能となるよう、親事業者と下請事業者が十分に協議して決定する。</p> <p>【親事業者が行ってはならない行為】</p> <p>①目標価格や価格帯のみを提示し、それに合う見積りや提案を要請すること。</p> <p>②過度に詳細な見積りを要請し、下請事業者が十分に作成できないことを理由に協議を拒むこと。</p> <p>③実際には転注するつもりがないのに、他の事業者への転注を示唆して危機感を与え、協議を行わずに報酬を押し付けること。</p> <p>④他の事業者が報酬の見直しを要請していないことや、親事業者の納入先が報酬の見直しを認めないことを理由に協議を拒むこと。</p> <p>【下請事業者の対応】</p> <p>下請事業者は、国や地方公共団体、中小企業の支援機関などに相談し、積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努める。</p>
「働き方改革」への対応	<p>親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払など、労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する。</p> <p>また、親事業者は、短納期発注又は追加発注、急な仕様変更などをやむを得ず行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担するものとする。</p> <p>大企業・親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せなどの影響も懸念されるなか、親事業者は、下請事業者の人員、業務量の状況</p>

	<p>を可能な限り把握することに努め、以下のような行為によって下請事業者の働き方改革を阻害しないように努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更 ② 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額 ③ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延 ④ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請 ⑤ 角に短納期となる時間指定配送、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送 ⑥ 納期や工期の過度な特定時期への集中
<p>自然災害等への対応に係る留意事項</p>	<p>下請事業者は、天災等、親事業者、下請事業者双方の責めに帰すことができないものにより、被害が生じた場合には、その事実の発生後、速やかに親事業者に通知するよう努める。</p> <p>親事業者は、天災等による下請事業者の被害状況を確認しつつ、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意する。また、天災等によって影響を受けた下請事業者が事業活動を維持・再開する場合には、その事業活動を可能な限り支援するとともに、従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注するよう配慮する。</p>
<p>威圧的交渉の禁止</p>	<p>親事業者は、下請事業者と取引上の交渉・協議をするにあたり、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等の相当範囲を超えた言動により、下請事業者の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加えることを通じ、下請事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとする。</p>
<p>基本契約の締結</p>	<p>親事業者及び下請事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。</p>
<p>知的財産の取扱い</p>	<p>親事業者及び下請事業者は、「知的財産取引の適正化について」（令和3年3月31日 中小企業庁）を踏まえ、「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」に基づき、知的財産権に係る取引を行うものとする。</p> <p>親事業者及び下請事業者は、知的財産権等の取扱い（以下①～③）に関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、親事業者は、下請事業者の事業活動に影響を及ぼすことのない</p>

	<p>いよう、迅速に契約を締結するものとする。</p> <p>【取扱いを明確にすべき事項】</p> <p>①知的財産権等に係る対価の決定方法</p> <p>②知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続</p> <p>③秘密保持義務等の期間</p>
フリーランスとの取引	<p>多様な働き方の拡大等に伴い、フリーランスとして安心して働ける環境の整備が求められている。発注時に取引条件を明確にする書面等を交付しなかったり、交付する書面等に発注時の取引条件を明確に記載しない場合には、親事業者は発注後に取引条件を一方的に変更しやすくなるうえ、後に変更が行われたことを明らかにすることが困難となる場合も生じ得る。そこで、親事業者は、下請事業者であるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行う等、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）を踏まえた適切な取引を行うものとする。</p>
業種別ガイドライン及び自主行動計画の策定・遵守	<p>親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件、取引慣行を確立するため、経済産業省等が策定した「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、一般社団法人動画協会が策定した「アニメーション制作会社における取引適正化に向けた自主行動計画」を遵守するよう努めるものとする。</p> <p>その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の発注業務に浸透させるよう努めるものとする。</p>
パートナーシップ構築宣言の実施	<p>親事業者は、下請企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言を行った親事業者は、下請事業者に対し、自らがパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとする。</p>

支援施策の活用	親事業者、下請事業者は、下請法に関する講習会やシンポジウムに積極的に参加するとともに、取引適正化や価格交渉に関するハンドブック、事例集等を活用するものとする。また、下請事業者は、「下請かけこみ寺」における窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。
---------	--

図表 44 パートナーシップ構築宣言

<p>パートナーシップ構築宣言とは、親事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、下請事業者との共存共栄を目指し、発注者側の立場から「振興基準」の遵守等について宣言するものである（特に取引適正化の重点5課題：価格決定方法、手形などの支払条件、知的財産・ノウハウ、働き方改革等に伴うしわ寄せ）。詳しくは、中小企業庁 Web サイトにて解説されている。</p> <p>中小企業庁「パートナーシップ構築宣言とは」 <https://www.biz-partnership.jp/outline.html></p>

3.7 下請法に関する問い合わせ先の概要（「下請かけこみ寺」等）

下請法についての相談、問い合わせ、被疑事実の申告等については、所在地を所管する行政機関の窓口にお問い合わせ下さい。

3.7.1 下請かけこみ寺

「下請かけこみ寺」は、中小企業庁の委託のもと、平成 20 年 4 月 1 日から公益財団法人全国中小企業振興機関協会が全国規模で実施している事業である。全国中小企業振興機関協会が「下請かけこみ寺」本部として全ての事業の管理・運営を行い、47 の各都道府県中小企業振興機関は、地域の拠点として中小企業の皆様方との接点となる役目を果たしている。

平成 26 年 10 月には、原材料・エネルギーコスト増に関する相談員を配置した。全国 2,328 ヶ所の商工会・商工会議所等においても、「下請かけこみ寺」との連携強化を図り、事業者が身近な場所で原材料・エネルギーコスト増に関する相談ができるよう、相談受付体制を強化している。

図表 45 「下請かけこみ寺」事業内容

- ①全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して専門家が親身になってお話を伺い、適切なアドバイス等を行う。
- ②中小企業が抱える取引に関する紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで裁判外紛争解決手続（ADR）を行う。

図表 46 公益財団法人全国中小企業振興機関協会（「下請かけこみ寺」本部）連絡先

〒104-0033 東京都中央区新川 2 丁目 1 番 9 号 石川ビル 2 階・3 階
電話：03-5541-6655、0120-418-618（フリーダイヤル）
FAX：03-5541-6680
<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

図表 47 全国の「下請かけこみ寺」一覧

本部：公益財団法人 全国中小企業振興機関協会 TEL 03-5541-6655			
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	017-775-3234	(公財)京都産業 21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業局	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財)やまがた産業支援機構	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5317	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構	097-534-300
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426		

※令和7年3月末現在

3.7.2 中小企業庁、経済産業省経済産業局等

図表 48 中小企業庁、経済産業省経済産業局等の連絡先一覧

名称・所在地・電話番号	管轄区域
中小企業庁 事業環境部取引課 取引調査室 〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 Tel 03(3501)1511(代表) 03(3501)3649(直通)	全国
北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 札幌第 1 合同庁舎 Tel 011(709)2311(代表) 011(700)2251(直通)	北海道
東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 Tel 022(263)1111(代表) 022(217)0411(直通)	青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県
関東経済産業局 産業部適正取引推進課 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 Tel 048(600)0324(直通)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
中部経済産業局 産業部中小企業課取引適正化推進室 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 Tel 052(951)2860(直通)	愛知県・岐阜県・三重県・富山県・石川県
近畿経済産業局 産業部中小企業課取引適正化推進室 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 Tel 06(6966)6000(代表) 06(6966)6037(直通)	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国経済産業局 産業部中小企業課取引適正化推進室 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 Tel 082(224)5745(直通)	岡山県・広島県・鳥取県・島根県・山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 〒760-8512 香川県高松市サンプォート 3-33 高松サンプォート合同庁舎 Tel 087(811)8900(代表) 087(811)8564(直通)	香川県・徳島県・愛媛県・高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課取引適正化推進室 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 Tel 092(482)5590(直通)	福岡県・佐賀県・熊本県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 Tel 098(866)1755(直通)	沖縄県

※令和 7 年 3 月末現在

3.7.3 公正取引委員会

図表 49 公正取引委員会事務総局の連絡先一覧

名称・所在地・電話番号	管轄地域
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 (相談関係) 企業取引課 Tel 03(3581)3375 (申告関係) 下請取引調査室 Tel 03(3581)3374	全国
北海道事務所 下請課 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 Tel 011(231)6300(代表)	北海道
東北事務所 下請課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 Tel 022(225)8420(直通)	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
中部事務所 下請課 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 Tel 052(961)9424(直通)	富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 下請課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 Tel 06(6941)2176(直通)	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 下請課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 Tel 082(228)1501(代表)	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 下請課 〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 Tel 087(811)1758(直通)	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所 下請課 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 Tel 092(431)6032(直通)	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 Tel 098(866)0049(直通)	沖縄県
公正取引委員会電子窓口 U R L https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html (下請法違反被疑事実についての申告窓口が設置されています。質問・相談については各地方の事務所にお問い合わせください)	全国

※令和 7 年 3 月末現在

3.8 下請法に関する主な勧告・指導事例

放送業、広告業、出版業、映像・音声・文字情報制作業を対象として、下請法に違反した企業への公正取引委員会による勧告・指導事例（平成 26 年度～令和 6 年度）を抜粋した。

図表 50 公正取引委員会による勧告・指導事例

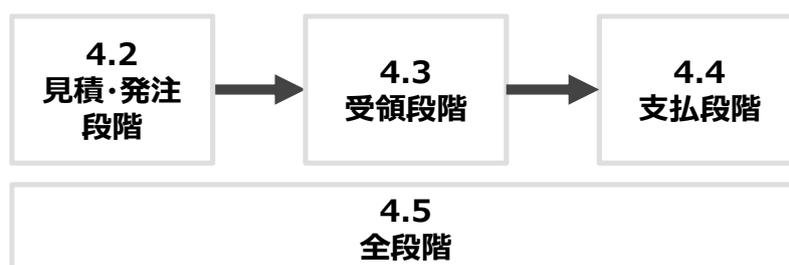
事例の概要	違反法条	業種
雑誌の発行事業において、雑誌の記事作成及び写真撮影業務を下請事業者に委託している K 社は、雑誌の収益が減少するなか、資材費等のコストが上昇しているとして、下請事業者と十分に協議することなく、発注単価を約 6.3%あるいは約 39.4%引き下げることを下請事業者に通知した。雑誌発行事業を K 社から引き継いだ L 社は、K 社が一方的に決定した単価をそのまま適用した。（令和 6 年度）	買いたたき（第 4 条第 1 項第 5 号）	映像・音声・文字情報性策業
インターネットを通じて配信するいわゆる「Vtuber 動画」等に用いるイラスト、動画用 2D モデル又は動画用 3D モデルの作成を下請事業者に委託した C 社は、成果物を受領した後に、発注書等で示された仕様からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償でさせていた（下請事業者 23 名に対し、合計 243 回）。（令和 6 年度）	不当な給付内容の変更・やり直し（第 4 条第 2 項第 4 号）	映像・音声・文字情報性策業
アニメーションの原画の作成を下請事業者に委託している E 社は、当初の見積より作業量を増加して発注した場合に、当初の見積のまま単価を据え置き、また、納期を見直していなかった。その結果、下請事業者は深夜残業等による対応を余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加した。 このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。（平成 30 年度）	買いたたき（第 4 条第 1 項第 5 号）	映像・音声・文字情報性策業
冠婚葬祭用の写真撮影及びメッセージビデオ撮影を下請事業者に委託している a 社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月 12 日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。（平成 29 年度）	下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）	その他生活関連サービス業
新聞のコラム欄に掲載する原稿の執筆を下請事業者に委託している e 社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌月	下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2	映像・音声・文字

末日支払」の支払制度を採っていたにもかかわらず、数か月分の下請代金をまとめて支払っていたため、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受けた日から 60 日以内に下請代金を支払っていなかった。(平成 29 年度)	号)	情報性 策業
テレビCMの制作を下請事業者に委託している f 社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。(平成 29 年度)	下請代金の支払遅延 (第 4 条第 1 項第 2 号)	映像・音 声・文字 情報性 策業
広告物のデザインの作成を下請事業者に委託している n 社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、広告主から購入したディナーショーチケットを購入させていた。(平成 29 年度)	購入・利用強制 (第 4 条第 1 項第 6 号)	広告業
イラストの作成を下請事業者に委託している b 社は、自社の事務処理遅れを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。(平成 29 年度)	下請代金の支払遅延 (第 4 条第 1 項第 2 号)	映像・音 声・文字 情報性 策業
チラシに掲載する写真の撮影を下請事業者に委託している o 社は、下請事業者に対し、自社で製造したビジネスダイアリー、取引先から購入した絵はがきなどを購入させていた。	購入・利用強制 (第 4 条第 1 項第 6 号)	その他生 活関連サ ービス業
結婚式の写真撮影を下請事業者に委託している i 社は、下請事業者に対し、自社が運営する結婚式場内のレストランのバイキングチケットを購入させていた。(平成 27 年度)	購入・利用強制 (第 4 条第 1 項第 6 号)	その他生 活関連サ ービス業
A 社は、アニメーションの原画、動画等の制作業務の委託料に消費税を含めている個人事業者に対して、消費税率の引き上げ分を上乗せせず支払った。(平成 26 年度)	買いたたき (消費税転 嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段)	映像・音 声・文字 情報性 策業
広告物の制作を下請事業者に委託している d 社は、下請事業者に対し、「割引料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。(平成 26 年度)	下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)	広告業
結婚式場における写真及びビデオの撮影を下請事業者に委託している h 社は、下請事業者に対し、自社が販売するビアホールのチケット等を購入させていた。(平成 26 年度)	購入・利用強制 (第 4 条第 1 項第 6 号)	その他生 活関連サ ービス業

4. フリーランス・事業者間取引適正化等法適用対象の事業者が留意すべき事項

本章では、4.1 でフリーランス・事業者間取引適正化等法について解説したのち、4.2 から4.5 で取引上の留意事項を以下の取引段階別に分けて整理する。それぞれの取引段階別に、①取引において留意すべき事項と、②アニメーション制作業界において問題となる具体的取引事例を記載する。

図表 51 取引段階

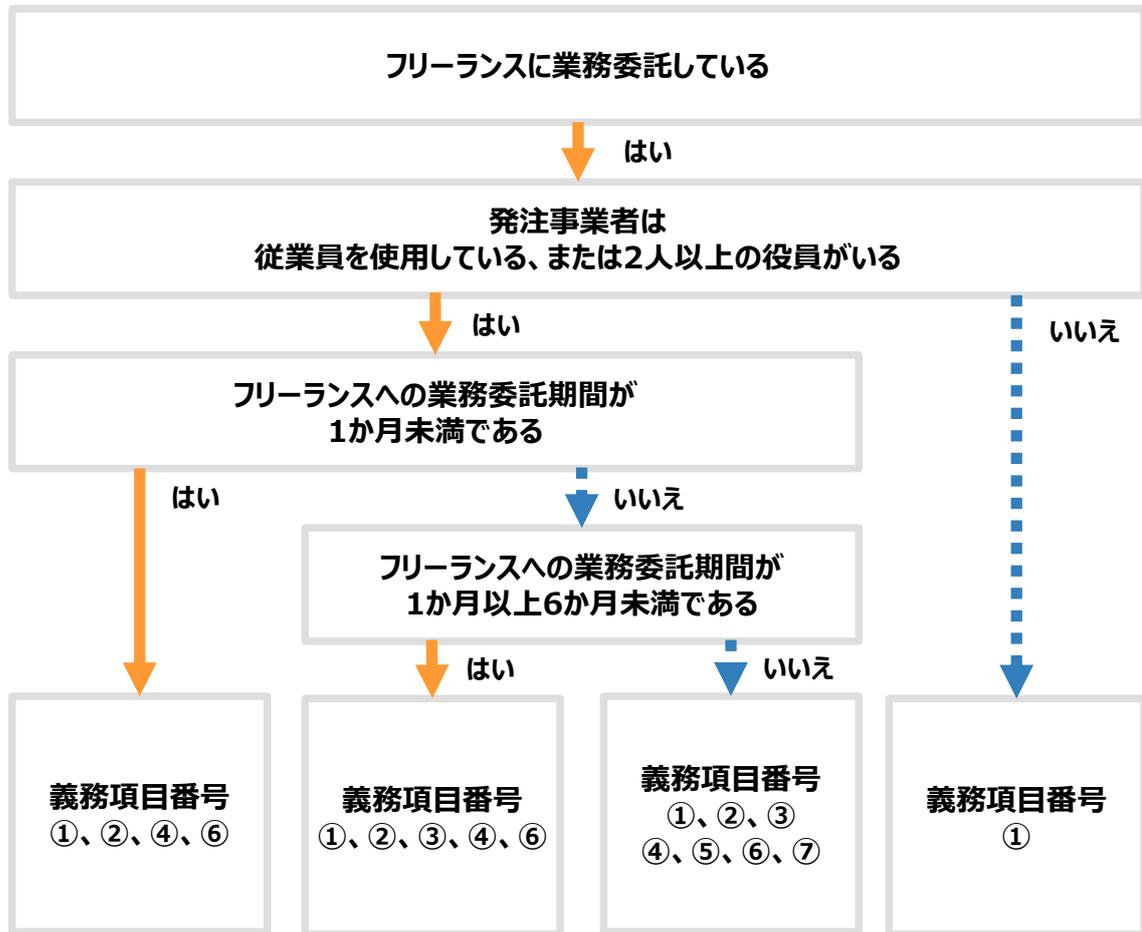


4.1 フリーランス・事業者間取引適正化等法とは

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、フリーランスの「取引の適正化」と「就業環境の整備」を目的とした法律であり、令和6年11月1日に施行された。取引の適正化と就業環境の整備の2つの観点から、**発注事業者**が守るべき**6つの義務と7つの禁止行為**を定めている。義務に関しては、発注事業者の属性や業務委託期間によって課される項目が異なる（図表52参照）。

発注事業者が同法に違反した場合には、中小企業庁、公正取引委員会、厚生労働省による調査、指導・助言を受けることになる。また、必要な措置をとることを公正取引委員会や厚生労働省から勧告されることもあり、発注事業者が勧告に従わない場合には、命令及び公表が行われ、さらに命令に従わない場合には罰金が科される。

図表 52 対応が求められる義務項目確認チャート



(出典) 公正取引委員会「フリーランス法特設サイト」をもとに作成

図表 53 業務委託の期間（1か月・6か月）の計算方法

- ①単一の業務委託の場合：業務委託に係る契約を締結した日から、法第3条に基づき明示する「給付受領・役務提供予定日」又は業務委託に係る契約が終了する日のいずれか遅い日まで
 - ②単一の基本契約の場合：基本契約を締結した日から、基本契約が終了する日まで
 - ③契約の更新により継続して行う場合：最初の業務委託又は基本契約等の始期から、最後の業務委託又は基本契約等の終期まで
- ※基本契約を締結している場合であっても、例えば「基本契約が終了する日」よりも後に「個別の業務委託の給付に係る受領予定日」が設定されている場合には、後者が終期になる。

図表 54 発注事業者の遵守義務（7 項目）

	遵守義務	遵守義務の概要
取引の適正化	①取引条件の明示	フリーランスに対して業務委託をした場合は、直ちに、取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示すること。 電磁的方法は SNS（LINE、Instagram、Facebook、X 等）のダイレクトメッセージでも代替可能 。フリーランス同士の取引も対象となる。
	②報酬支払期日の設定、期日内の報酬支払	発注した物品等を受領した日（又は役務が提供された日）から起算して 60 日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その日までに報酬を支払うこと
	③発注事業者の禁止行為	フリーランスに 1 か月以上の業務委託をする際は、7 つの禁止行為（後述）を行わないこと
就業環境の整備	④募集情報の的確表示	広告等によりフリーランスを募集する際は、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保つこと
	⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> フリーランスからの申出に応じて、6 か月以上の期間で行う業務委託について、フリーランスが妊娠、出産、育児又は介護（育児介護等）と業務を両立できるよう、必要な配慮をすること 6 か月未満の期間で行う業務委託について、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をすること
	⑥ハラスメント対策に係る体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じること また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしないこと
	⑦中途解除等の事前予告・理由開示	<ul style="list-style-type: none"> ① 6 か月以上の期間で行う業務委託について、② 契約の解除又は不更新をしようとする場合、③ 例外事由に該当する場合を除いて、解除日又は契約満了日から 30 日前までにその旨を予告すること 予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由の開示を請求した場合、例外事由に該当する場合を除いて、遅滞なく開示すること

図表 55 発注事業者の禁止行為（7項目）

禁止事項	禁止行為の概要
受領拒否の禁止	フリーランスに責任がないのに、委託した物品等の受領を拒むこと
報酬の減額の禁止	フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を減額すること
返品 of 禁止	フリーランスに責任がないのに、受領した物品等を返品すること
買ったたきの禁止	フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
購入・利用強制の禁止	正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
不当な経済上の利益の提供要請の禁止	発注事業者が自己のために、金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害すること
不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに給付内容を変更し、又は、受領後にやり直しをさせることによってフリーランスの利益を不当に害すること

4.1.1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用範囲

本法の適用対象となるための要件には、取引内容の要件と事業者要件の2つがある。これらの要件のいずれも満たす場合には本法が適用される。本法の適用対象となる取引であるか否かは、取引内容と事業者の属性によって個々の取引ごとに判断される。

なお、本法では、下請法と異なり、事業者の資本金の多寡は問題とはならない。

4.1.1.1 本法の適用対象となる取引

本法の適用対象となる取引内容は、「物品の製造・加工委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」の3類型である。どのような業種・業界における取引であっても、上記の取引に該当すれば、本法の適用対象となる。

下請法における「役務提供委託」は、原則として再委託（発注事業者がさらに別の会社に提供する役務）のみが対象であり、発注事業者が自ら用いる役務を他の事業者に委託することは「役務提供委託」の対象外となるのであった。しかし本法では、**下請法と異なり、再委託だけではなく、発注事業者が自ら用いる役務の提供をフリーランスに委託することも「役務提供委託」の対象となる。**

図表 56 本法の適用対象となる取引

①物品の製造・加工委託
②情報成果物作成委託
③役務提供委託（ただし、再委託ではなく「自ら用いる役務」も対象）

4.1.1.2 アニメーション制作業界において本法の適用対象となる取引

アニメーション制作工程において本法の適用対象となる取引は、ほとんどの場合が「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」である。

図表 57 アニメーション制作工程における「情報成果物作成委託」

フリーランス・事業者間取引適正化等法における「情報成果物」とは、①プログラム、②映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例えば、テレビ番組、テレビ CM、ラジオ番組、映画、アニメーションなど）、③文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例えば、ポスター・商品・容器のデザイン、設計図、雑誌広告等）を指す。

アニメーション制作業務における契約の目的物の中では、最終成果物であるアニメーション及びアニメーションを構成することになる絵コンテ、原画、動画、背景美術、BGM 等の音響データ、脚本、キャラクターデザイン、オリジナルテーマ曲の楽譜動画等が「情報成果物」に該当する。

アニメーション制作においては、発注事業者がフリーランスに対してアニメーション作品を構成することとなる情報成果物の制作を委託する場合が「情報成果物作成委託」に該当する。

図表 58 アニメーション制作工程における「役務提供委託」

アニメーション制作過程で行われる業務で、例えば、プロデューサー、監督、演出、声優などの業務を委託することが「役務提供委託」に該当する。

本法では、下請法と異なり、再委託だけではなく、発注事業者が自ら用いる役務の提供をフリーランスに委託することも「役務提供委託」の対象となるため、グロスでアニメーション制作を請け負った事業者や、プロデューサーからの受託についても役務提供委託と判断される。

図表 59 アニメーション制作業務における本法適用有無の判断目安

委託業務内容	本法適用の有無 (原則)	解説
プロデューサー	○	役務提供委託にあたる。
監督	○	役務提供委託にあたる。ただし、監督が絵コンテなどを描き、最終的な情報成果物を構成する素材の作成もあわせて委託を受ける場合は、当該絵コンテ作成に関わる取引については情報成果物作成委託にあたりうる。いずれの場合においても、本法が適用される。
制作進行	○	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供であるため、役務提供委託にあたる。
脚本	○	最終的な情報成果物を構成する脚本の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
原作利用	×	著作権の利用に関わる契約は、情報成果物の利用を許諾するものであり、「業務委託」に該当しないため、情報成果物作成委託や役務提供委託に該当しない。
絵コンテ	○	最終的な情報成果物を構成する絵コンテの作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
作画監督	○	役務提供委託にあたる。ただし、作画監督が絵コンテ、原画等を担当した場合、それらの作成の委託については、情報成果物作成委託にあたりうる。いずれの場合においても、本法が適用される。
原画	○	最終的な情報成果物を構成する原画の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
動画	○	最終的な情報成果物を構成する動画の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
美術監督	○	役務提供委託にあたる。ただし、美術監督が実際に作中で使用される背景美術を担当した場合、それらの作成の委託については、情報成果物作成委託にあたりうる。いずれの場合においても、本法が適用される。
背景美術	○	最終的な情報成果物を構成する背景美術の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
CG (グロス発注)	○	最終的な情報成果物を構成する CG 映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。

委託業務内容	本法適用の有無 (原則)	解説
CG オペレーター	○	監督等の指示の下で CG 制作 (オペレーション) を行うオペレーターの委託は、役務提供委託にあたる。
仕上げ (スキャン・色彩等)	○	最終的な情報成果物を構成する画像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下で仕上げ作業を遂行する場合には、役務提供委託にあたりうる。いずれの場合においても、本法が適用される。
撮影 (グロス発注)	○	最終的な情報成果物を構成する撮影映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下で撮影作業を遂行する場合には、役務提供委託にあたりうる。いずれの場合においても、本法が適用される。
撮影監督	○	役務提供委託にあたる。
撮影オペレーター	○	監督等の指示の下で撮影作業 (オペレーション) を行うオペレーターの委託は、役務提供委託にあたる。
音声制作 (グロス発注)	○	最終的な情報成果物を構成する音声データの作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下で作業を遂行する場合 (録音オペレーター) は、役務提供委託にあたりうる。いずれの場合においても、本法が適用される。
録音スタジオ レンタル	×	情報成果物作成委託、役務提供委託のいずれにも該当しない。
録音オペレーター等	○	監督等の指示の下で録音作業 (オペレーション) を行うオペレーターの委託は、役務提供委託にあたる。
声優	○	監督等の指示の下で演技を行う声優の委託は、役務提供委託にあたる。
音楽監督	○	役務提供委託にあたる。
音楽利用	×	著作権の利用に関わる契約は、情報成果物の利用を許諾するものであり、「業務委託」に該当しないため、情報成果物作成委託や役務提供委託に該当しない。
音楽・音響 (効果音) 制作	○	著作権の許諾契約ではなく、作品中で利用する音楽・音響 (効果音) を発注した場合には、最終的な情報成果物を構成する音楽・音響 (効果音) の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。

委託業務内容	本法適用の有無 (原則)	解説
編集 (グロス発注)	○	最終的な情報成果物となる編集した作品の編集映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下で撮影作業を遂行する場合（編集オペレーター）には、役務提供委託にあたりうる。いずれの場合においても、本法が適用される。
編集オペレータ ー	○	監督等の指示の下で編集作業（オペレーション）を行うオペレーターの委託は、役務提供委託にあたる。

4.1.1.3 本法の適用対象となる事業者

本法の対象となるのは、事業者からフリーランスへの BtoB の業務委託である。フリーランスからフリーランスへの業務委託についても適用対象となることに注意が必要である。ただし、フリーランスから事業者もしくは消費者へ商品を販売する行為は、業務委託ではないため適用対象とはならない。

また、フリーランスと発注事業者の間に、形式的には業務委託契約が締結されていたとしても、当該フリーランスが実質的には労働基準法上の労働者にあたる場合は労働基準関係法令が適用され、本法は適用されない。フリーランスが労働基準法上の労働者にあたるかどうかは、勤務時間、勤務場所、報酬額、法相の労務対償性等を総合的に勘案して判断される。

※参考：厚生労働省「労働基準法における『労働者』とは」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/index02.html)

図表 60 本法の対象となる事業者

フリーランス (受注者)	特定受託事業者 業務を受託する事業者のうち、次の①、②のいずれかにあたるもの ①個人であって、従業員を使用しないもの ②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの（一人社長）
発注事業者	業務委託事業者 フリーランス（特定受託事業者）に業務委託をする事業者（※フリーランスも含まれる）
	特定業務委託事業者 業務委託事業者のうち、次の①、②のいずれかにあたるもの ①個人であって、従業員を使用するもの ②法人であって、二以上の役員がいる、又は、従業員を使用するもの

（出典）内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省「ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化法」（令和5年）をもとに作成

図表 61 本法の適用可否検討における注意点

質問	考えかた
副業での業務受託はフリーランスとみなされるか	特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当する。
「従業員を使用」とは何か	1 週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ継続して 31 日以上雇用が見込まれる労働者を雇用すること。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当する。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しない。
フリーランスの仲介事業者は本法の適用対象となるか	単に仲介をしている場合には「特定業務委託事業者」にあらず、適用対象とならないが、「フリーランスに対して再委託をしている場合」や「実質的にフリーランスに業務委託をしているといえる場合」には適用対象となる。「実質的にフリーランスに業務委託をしているといえるか」は、委託の内容（物品、情報成果物又は役務の内容、相手方事業者の選定、報酬額の決定等）への関与の状況等、契約及び取引実態を総合的に考慮したうえで判断される。

4.1.2 発注事業者がフリーランス・事業者間取引適正化等法に違反した場合

4.1.2.1 フリーランスによる申出

発注事業者が本法の違反と思われる行為をとった場合には、フリーランスは、違反事実の内容に応じて、公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣に対して、その旨を申し出ることができる。

4.1.2.2 報告徴収・立入検査及び指導・助言・勧告

行政機関は、フリーランスの申出の内容に応じて、報告徴収・立入検査といった必要な調査を実施し、申出の内容が事実である場合、発注事業者に対して指導・助言のほか勧告を行う。

4.1.2.3 命令・公表及び罰金

発注事業者が勧告に従わない場合には、命令及び公表が行われ、さらに命令に従わない場合には 50 万円以下の罰金が処せられる。

4.1.2.4 違反事実の公表及び社会的評価への影響

企業の法令遵守への要請が高まるなか、問題の大きな事案により企業名、違反事実が公表されると、違反を行った発注事業者は、社会的な評価を損ね、企業価値に影響を受けることに繋がりがかねない。

4.2 見積・発注段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例

4.2.1 取引条件の明示義務

取引条件の決定にあたっては、発注事業者とフリーランスの間で十分な協議が必要である。協議にあたっては、発注事業者は可能な限り詳細な取引条件（例：原画のカット単価、納期）を提示し、フリーランスは発注事業者から提示された条件をもとに、一般的な相場観を想定しながら、受託するか否かを検討することが望ましい。

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、発注事業者は、発注に際して直ちに書面又は電磁的方法（電子メール、SNS の DM、チャットツール等）によって取引条件を明示しなければならない（第 3 条）。なお、本条項は、フリーランス同士の取引についても適用される。

発注事業者が取引条件に、明示すべき事項については、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 3 条、同施行規則及び同法に関するガイドラインで具体的に定められており、原則として、取引ごとに該当する事項をすべて決定した上で明示する必要がある。

しかしながら、アニメーション業界においては、条件提示が口頭によるものであったり、発注の概要を明示した伝票は交付されるものの取引条件の詳細（納期や支払期限）が書かれていなかったりする例がみられる。このような問題が起きる原因としては、製作委員会や元請等の関係者が多いことにより、契約内容に関する合意形成に時間がかかってしまうことが考えられる。

求められる作業内容の水準や納期に応じてフリーランスにかかる負担は異なる。このため発注事業者は、単に数量の多寡だけではなく、求められる作業内容の水準や納期もフリーランスに提示する必要がある。特に、制作過程における修正作業の発生は、フリーランスにとって過度な負担となりうる。あらかじめ仕様変更が見込まれている場合には、「発注内容を変更する場合には、その費用について別途協議する」等の文言を発注事業者が発注書に盛り込むことが望ましい。同時に、仕様変更に伴う報酬の見直し方法も明示することが望ましい。また、知的財産権やロイヤリティ（詳細は 91 ページ）の扱いなどは、後々のトラブルを防ぐために契約書に記載しておくことが肝要である。

発注事業者が法第 3 条で定める事項をフリーランスに明示しなかった場合、フリーランス・事業者間取引適正化等法第 8 条に基づき公正取引委員会より勧告がなされる。勧告を受けた発注事業者が、正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、同法第 9 条により、公正取引委員会から当該勧告に係る措置をとるべきことを命令される。発注事業者が命令に違反した場合は、同法第 24 条及び第 25 条により、50 万円以下の罰金が科されることとされている。なお、明示事項は事後的な紛争処理において重要な証拠となるため、発注事業者からフリーランスへの取引条件の明示は、発注事業者、フリーランス双方にとって重要な意義を持つ。

図表 62 「内示」と「発注」

内示とは、本来、発注そのものではなく、発注を予告する意味しか持たないが、口頭又は書面による内示であっても、受発注の実態からみて、内示の段階で制作に着手しないと納期に間に合わない場合には、現実に着手している実態があることから内示と称する時点が正式な発注とされる場合がある。この場合、当該内示の段階で取引条件を明示しなければ取引条件明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条）に違反する。また、フリーランスが当該内示に基づいて制作した情報成果物等を納期に発注事業者が受領しない場合には、「受領拒否」にも該当するおそれがあるので、注意が必要である。

4.2.1.1 取引条件の例

取引条件に必要な事項は図表 63 のとおりである。図表 64 の書式を用いれば、上記の規則に定められた事項をひとつの書式で網羅することが可能である。

図表 63 発注事業者が明示すべき事項

- ①発注事業者及びフリーランスの名称（ニックネームやビジネスネームでも構わない）
- ②業務委託を合意した日（発注日）
- ③フリーランスの給付の内容（発注内容）
- ④フリーランスの給付を受領する期日（納期）
- ⑤フリーランスの給付を受領する場所（納入場所）
- ⑥フリーランスの給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦報酬の額（算定方法による明示も可、フリーランスの知的財産の譲渡・許諾がある場合には、その対価を報酬に加える）
- ⑧報酬の支払期日
- ⑨現金以外の方法で報酬を支払う場合は、支払方法に関すること

図表 64 定められた事項をすべて網羅する発注書式のサンプル（参考）

注文書	
①○×株式会社 殿	②令和○年○月○日
	①△△株式会社
③発注内容（作品名、担当話数、委託業務等の内容を具体的に記載する）	
④納期	令和○年×月×日
⑤納入場所	弊社本社△△課
⑥検査完了日	令和○年×月×日
⑦報酬金額	円
⑧支払期日	令和○年××月×日
⑨支払方法	現金・その他
※本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。	

図表 63 の項目に加え、アニメーション制作工程の特性に応じて図表 65 の事項を明示すべきである。適切なスケジュール管理を行うためには、発注事業者からの提供材料及び提供日を明示することが望ましい。また、提供が遅れたことにより、フリーランスが委託業務を開始できない場合の対応を明示することも求められる。（なお、関連書式については巻末 119 ページの書面例も参照のこと。）

図表 65 アニメーション制作工程に応じて明示すべき事項の例

宛先	明示すべき事項の例
監督・演出	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
脚本	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、原作の有無、シリーズ構成の有無、シナリオ打合せ日、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
絵コンテ	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
レイアウト・作画等	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
シーン・カット	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
背景	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、美術監督業務の有無、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
仕上げ	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
撮影	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
音響	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、声優の指定の有無、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
編集	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、収録の有無、データ管理の有無、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法
話数（シリーズ）グロス	作品名、担当話数、委託業務、発注数量、提供材料・提供日、作品仕様、検査方法

4.2.1.2 共通する明示事項をあらかじめまとめておく方法（基本契約書、基本通知書）

取引は継続的に行われることが多いため、毎度の発注に際して以上の事項を明示しなければならないとなると煩雑である。そこで、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定

している場合には、あらかじめ別の書面（基本契約書や取引基本通知書等）等により通知し、そのうえで、具体的な作業の発注（金額やカット番号等の指示）は個別に明示するという方法が考えられる。基本契約書において、著作権の譲渡や使用許諾、守秘義務等の基本的な事項も併せて取り決めておくことによって、その事項については個々の発注での明示が不要となり、取引の安定性や透明性を高めることが期待できる。

この場合には、個別の取引条件に、「報酬の支払方法等については令和〇年〇月〇日付け（あるいは現行の）『支払方法等について』による」ことなどを付記して、基本契約書や取引基本通知書等との関連付けをしておかなければならない。

図表 66 共通する明示事項に関する文書の記載例（参考）

令和〇年〇月〇日
_____ 殿
〇〇〇株式会社
支払方法等について
<p>当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御検討下さい。なお、御承諾いただける場合は、ご連絡下さい。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支払制度 納品毎月〇日締切 翌月〇日払 2 支払方法 現金・その他 3 検査完了期日 納品後〇日 4 実施期間 令和〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間（新たな通知の実施期間の開始日の前日まで）

4.2.1.3 委託時に決められない明示事項がある場合（当初の明示及び補充の明示）

取引条件の明示事項のうち、委託時点では定められないことに正当な理由がある場合には、委託時に明示しなくてもよい。ただし、この場合には、以下①～③を行うことが必要となる。なお、明示事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合には「正当な理由」とは認められない。

図表 67 当初の明示を交付する場合に必要な事項

<ol style="list-style-type: none"> ①その内容が定められない理由と未定事項の内容が決まる予定日を委託時に明示（当初の明示）すること ②当初の取引条件に明示しなかった未定事項については、その内容が確定した後、直ちに当該未定事項を記載した補充の明示を実施すること ③当初の明示と補充の明示との関連づけをしておくこと

図表 68 当初の明示及び補充の明示の例

(参考：例では書面で作成しているが、電磁的方法によるものも可)

当初の明示の例

発注書															
○×株式会社 殿	令和○年○月○日 △△株式会社														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">給付の内容</td> <td>品名 ○△□ ※詳細仕様は未定（後日交付する「○○仕様書」による）</td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td>令和○年×月×日</td> </tr> <tr> <td>納入場所</td> <td>本社△△課</td> </tr> <tr> <td>検査完了期日</td> <td>令和○年×月××日</td> </tr> <tr> <td>報酬額（円）</td> <td>※未定（後日交付する「○○仕様書」による）</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td>現金</td> </tr> <tr> <td>支払期日</td> <td>令和○年××月×日</td> </tr> </table>		給付の内容	品名 ○△□ ※詳細仕様は未定（後日交付する「○○仕様書」による）	納期	令和○年×月×日	納入場所	本社△△課	検査完了期日	令和○年×月××日	報酬額（円）	※未定（後日交付する「○○仕様書」による）	支払方法	現金	支払期日	令和○年××月×日
給付の内容	品名 ○△□ ※詳細仕様は未定（後日交付する「○○仕様書」による）														
納期	令和○年×月×日														
納入場所	本社△△課														
検査完了期日	令和○年×月××日														
報酬額（円）	※未定（後日交付する「○○仕様書」による）														
支払方法	現金														
支払期日	令和○年××月×日														
<small>※未定事項の内容が定められない理由：△□○の仕様が未定のため ※未定事項の内容が定められる予定日：令和○年○月○日</small>															

補充の明示の例

発注書					
○×株式会社 殿	令和○年○月○日 △△株式会社				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">給付の内容</td> <td>品名 ○△□ （「○○仕様書」のとおり）</td> </tr> <tr> <td>報酬額（円）</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>		給付の内容	品名 ○△□ （「○○仕様書」のとおり）	報酬額（円）	50,000円
給付の内容	品名 ○△□ （「○○仕様書」のとおり）				
報酬額（円）	50,000円				
<small>*本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。 *本注文書は、令和○年○月○日付け注文書の記載事項を補充するものです。</small>					

図表 69 報酬の額を明示することが困難な場合（算定方法の明示）

報酬の額は、発注時に協議して決定した具体的な金額を明確に明示することが原則である。しかしながら、具体的な報酬の額を明示することが困難なやむを得ない事情がある場合に限り、次の①～③の要件を備えた算定方法（例：工賃○円×所要時間数＋原材料費）による明示が認められている。

- ①報酬の具体的な金額を自動的に確定するものであること
- ②明示された取引条件とは別に算定方法を定めた書面等を交付する場合は、これらの書面等の関連付けを行うこと
- ③報酬の具体的な金額を確定した後は、速やかにフリーランスへ書面又は電磁的方法で明示すること

4.2.1.4 電磁的方法（電子メール等）による明示

取引条件を明示する方法は、書面か電磁的方法（電子メール、SNS の DM、チャットツール等）のみが認められており、どちらの方法とするかは発注事業者が選択できる。なお、電話など口頭で伝えることは認められていない。

取引条件を電磁的方法により明示したのち、フリーランスから書面の交付を求められたときは、発注事業者は遅滞なく書面を交付する必要がある。ただし、フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合（図表 70）には、必ずしも書面を交付する必要はない。

図表 70 フリーランスの保護に支障を生ずることがない場合

- ①フリーランスからの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合
- ②業務委託が、契約の締結も含め、インターネットのみを利用するものであり、発注事業者により作成された定型約款がインターネットを利用してフリーランスが閲覧することができる状態に置かれている場合（例：アプリ上で取引の全てが完結する場合）
- ③既に書面の交付をしている場合

図表 71 電子メール等で共通する明示事項に関する文書の記載例（参考）

令和〇年〇月〇日
_____ 殿
〇〇〇株式会社
支払方法等について
当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御検討下さい。なお、御承諾いただける場合は、ご連絡下さい。
記
1 支払制度 納品毎月〇日締切 翌月〇日払
2 支払方法 現金・その他
3 検査完了期日 納品後〇日
4 実施期間 令和〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間（新たな通知の実施期間の開始日の前日まで）

【事例：口頭での変更伝達】

【経緯】

情報成果物の制作過程で、当初の発注内容が変更することがあるが、フリーランスに対しては、口頭のみで伝えた。

【考え方】

- 口頭発注は、発注内容等が後々不明確になることが予見され、契約上のトラブルの原因となる。このため、フリーランス・事業者間取引適正化等法では、取引条件明示の必要事項（81ページ参照）として、「フリーランスの給付の内容」等を明示することを義務づけている。
- また、発注内容の変更が業務の追加等である場合には、新たな発注として、当初の発注時と同様に、双方が協議の上で報酬額を決定し、業務追加分の報酬を定めた取引条件を明示することが必要である。
- 取引条件の明示は電磁的方法（電子メール、SNSのDM等）でも構わない。

【事例：口頭での業務発注】**【経緯】**

テレビ局の関係等により、業務の細かい内容や取引条件等をフリーランスに示すことができないが、締切りが決まっているため、口頭でフリーランスに業務を発注している。

【考え方】

- 取引において発注事業者は、発注に際して直ちに明示事項をすべて記載した取引条件（81ページ参照）をフリーランスに対して明示（書面又は電磁的方法）しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条「取引条件の明示義務」）。
- なお、例外的な取引条件の明示方法として、正当な理由がある場合には、あらかじめ定めることのできる内容を明示した上で、明示できなかった事項については、その理由と内容を定める予定期日を付記する方法が認められている。この場合には、取引条件に当初明示されていない事項について、その内容が確定した場合には、直ちに、当該事項を記載した補充の取引条件を明示することが必要となる。また、これらの明示について、相互の関連性が明らかになるようにすることが必要である。

【事例：単価の明示なし】**【経緯】**

フリーランスに業務を委託する際には、取引条件を明示しているが、明示事項のうち、報酬に関わる内容として、数量（等）のみを明示し、単価は明示していない。単価については、別途、作業単価表を作成し、フリーランスに渡している。

【考え方】

- 取引条件の明示は、原則として発注の都度必要となる。しかしながら、継続的に取引を行っているフリーランスとの間で、取引条件のうち基本的事項が一定している場合には、あらかじめ基本通知書等によって明示することで個々の発注の際の取引条件において明示することを省略できる。
- ただし、取引条件に明示する委託内容に一致する単価が明確に分かること、取引条件に「単価に関しては、●年●月●日付で交付した作業単価表による」等を付記し、関連付けを行うこ

と、及び「新たな通知が行われるまでの間は有効である」旨を明記することが必要となる。

【事例：個人に対する取引条件の明示なし】

【経緯】

会社等の「法人」に業務を委託する場合は、発注書面を交付しているが、「個人事業者」（雇用契約がない関係性にある個人等）に業務を委託する場合には、取引条件を明示していない。

【考え方】

- フリーランス・事業者間取引適正化等法では、発注事業者の義務として、書面又は電磁的方法によるフリーランスへの取引条件明示が定められている。発注事業者は、口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、フリーランスが個人であるか法人であるかを問わず、取引条件を明示しなければならない。明示すべき事項は、具体的に定められており（図表 63 参照）、原則として該当するものをすべて決定した上で明示する必要がある。

【事例：事前協議の実施なし】

【経緯】

発注時に見積書の提出を求めることや、発注単価について事前協議を実施することをせず、情報成果物が納入された後に報酬の額を提示している。

【考え方】

- 報酬の額の決定に当たって、見積協議等が行われず、報酬額が定められていない（かつ未定事項ともされていない）のであれば、「取引条件の明示義務」（法第 3 条）及び「報酬支払期日の設定義務」（法第 4 条）の違反となる。また、納品後に発注事業者から一方的に報酬の額（発注単価）が提示・決定され、この金額が、通常支払われる対価よりも低い額である場合には、「買ったたき」に該当するおそれがある。
- 報酬の決定に当たっては、フリーランスから見積書を提出してもらい、十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが肝要である。また、正当な理由があつて正式な発注前に報酬の額を定めることができない場合であつて、かつ算定方法でも明示できない場合は、発注後できる限り速やかに定め、委託業務完了後に決定するといったことがないようにする必要がある。

【事例：著作権の帰属の明示なし】

【経緯】

知的財産権が発注事業者・フリーランスのどちらに発生するのか発注時には分からないため、契約において発注事業者に帰属することとしているが、そもそもフリーランスに知的財産権が発生しない可能性もあるため取引条件には、その旨は明示しないことにした。

【考え方】

- フリーランスに帰属する知的財産権を「給付の内容」に含んで発注事業者に譲渡させるのであれ

ば、取引条件に明示する必要がある。

- また、その場合、譲渡対価を含めて、報酬の額も協議し決定する必要がある。

4.2.2 報酬支払期日の設定・期日内の支払

発注事業者は、**物品等を受領した日（又は役務の提供を受けた日）から 60 日以内**のできる限り短い期間内の日を支払期日として定め、定めた支払日を守る義務がある。支払期日を定めなかった場合や、物品等を受領した日から 60 日を超えて定めたときの支払期日は以下のとおりである。

図表 72 支払期日を定めなかった場合等の支払期日

- ①支払期日を定めなかったとき：物品等を受領した日（又は役務の提供を受けた日）
- ②給付を受領した日から起算して 60 日を超えて定めたとき：受領した日から計算して 60 日を経過する日

4.2.2.1 再委託の場合の例外（元委託支払期日から 30 日以内に支払期日を設定可能）

元委託者から受けた業務の全部又は一部を、発注事業者がフリーランスに再委託している場合には、図表 63 の必要事項を明示すれば、例外として 60 日以内に支払期日を定めなくてもよい。この場合、フリーランスへの報酬支払期日を、**元委託支払期日（発注事業者が元委託者から支払を受ける期日）から 30 日以内**のできる限り短い期間内に設定することができる。①～③は再委託の場合に必ず明示しないとイケないわけではなく、例外的な支払期日を定める場合にのみ明示すればよい。

元委託者から支払期日より早く報酬が支払われた場合、フリーランスへの支払を早める必要はなく、フリーランスとの間であらかじめ定めた支払期日までに支払えば問題とならない。一方で、元委託者から発注事業者への支払が遅れていたとしても、発注事業者からフリーランスへの報酬支払を遅らせることはできない。

本規定はあくまで例外としての措置である。発注事業者は、可能な限り短い期間内にフリーランスへ支払を実施することを心掛けなければならない。

図表 73 「再委託の場合の支払期日の例外」適用に必要な明示事項

通常明示すべき事項に加えて、

- ①再委託である旨
- ②元委託者の名称（識別できるもの）
- ③元委託業務の対価の支払期日

【事例：支払の遅延】

【経緯】

制作会社 A は原画の制作をフリーランスのアニメーターに業務委託している。社内規定では当月末締め翌月末払いと定めているが、アニメーターからの請求書提出が遅れたために、原画の受領から 60 日経過後に報酬を支払うことになってしまった。

【考え方】

- フリーランス・事業者間取引適正化等法では、フリーランスからの請求書提出の有無にかかわらず、支払期日における報酬支払を義務としている。原画の受領から 60 日経過後に支払うことは、同法の「期日における報酬支払義務」に違反する。
- 制作会社 A が元委託者から制作を受託している場合は、必要事項の明示のうえ、再委託の場合の例外を適用することができる。その場合、支払期日は元委託者から制作会社 A への支払期日から 30 日以内に設定することができる。

4.2.3 買ったたきの禁止

取引価格は、様々な条件（納入物の量、納期、納入の頻度、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、市価の動向等）を総合的に考慮して、合理的に算定されなければならない。算定にあたっては、フリーランスの取引条件の改善が可能となるよう、フリーランスと発注事業者が協議して決定する。

発注事業者がフリーランスと報酬額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額をフリーランスに押し付けることは、フリーランスの利益を損ない、経営を圧迫する。これを防止するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法では、買ったたきを禁止している（フリーランス・事業者間取引適正化等法第 5 条第 1 項第 4 号）。

発注事業者は、物価高騰に伴う報酬の見直しをフリーランスから要請された場合には、協議に応じなければならない。特に、外的要因による労務費の上昇（最低賃金の引上げ等）や原材料費・エネルギーコストの上昇（燃料費、光熱費、印刷代の高騰等）があった場合には、発注事業者及びフリーランスが十分に協議した上で、労務費・原材料費・エネルギーコスト等の上昇分を報酬に反映することが求められる。上述の協議は、継続的な発注がある取引については少なくとも定期的に、その他の取引については発注の都度行い、これらの協議の記録については両事業者において保存することが望まれる。他方、発注事業者が価格転嫁を拒否し報酬額を据え置く場合には、書面、電子メール等でその理由をフリーランスに対して回答することが求められる。

なお、「通常支払われる対価」とは、当該業務と同種又は類似の業務について当該フリーランスの属する取引地域において一般に支払われる対価（すなわち市価）のことをいう。市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の業務の内容（又は役務の提供）にかかる従来の取引価格をいう。

図表 74 買ったたきに該当するおそれのある違反行為事例

- 大量発注を前提に、フリーランスに見積をさせて単価を決定したが、実際はごく少量しか発注しない場合
- 見積段階より発注内容が増えたにもかかわらず、報酬の額の見直しをせず、当初の見積価格を報酬の額として定める場合
- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、報酬の額の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに当該報酬を据え置くこと
- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、フリーランスが報酬の額の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに報酬を据え置くこと
- 発注事業者が、一律一定率で単価を引き下げて報酬の額を定めること
- 発注事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で報酬の額を定めること
- 合理的な理由がないにもかかわらず、特定のフリーランスを差別して取り扱い、他のフリーランスより低い報酬の額を定めること
- 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、フリーランスと協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること
- 労務費、原材料費の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに報酬を据え置くことや、フリーランスが報酬の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で特定受託事業者に回答することなく、従来どおりに報酬を据え置くこと

図表 75 フリーランス・事業者間取引適正化等法における買ったたきかどうかの判断基準

買ったたきに該当するか否かは、

- ①報酬の額の決定に当たり、フリーランスと十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
 - ②差別的であるかどうかなど対価の決定内容
 - ③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
 - ④当該給付に必要な原材料等の価格動向
- 等を勘案して総合的に判断されることとされている。

【事例：一方的な価格決定】

【経緯】

アニメーションの原画作成をフリーランスに委託するため、見積を取得した。その後、発注事業者の要望を反映させることにより、原画作成の費用が当初の見積よりも割高になることを理由に、原画を担当する当該フリーランスから報酬の引上げを求められたにもかかわらず、そのような費用増を考慮することなく、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る報酬額を定め、発注した。

【考え方】

- 発注事業者が一方的に単価を指定すること、いわゆる「指値」により、通常支払われる対価より低い単価で報酬額を定めることは、「買いたたき」として、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがある。
- 発注事業者は、フリーランスから見積書を提出してもらうなどして、報酬額について十分に話し合い、発注事業者とフリーランスの双方が納得のできる額とすることが必要である。
- なお、本事例において、発注後に発注事業者の要望により作業量が増加したにもかかわらず、新たな発注として取引条件を明示していなかった場合は、「取引条件の明示義務」への違反として、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。

【事例：短納期発注にもかかわらず価格に反映されていない】

【経緯】

通常の納期よりも短い納期での発注となったが、フリーランスに発生する費用増を考慮せず、通常の納期の場合と同様の代金を一方的に設定した。

【考え方】

- 短納期発注に間に合わせるため、フリーランスに発生する費用増を考慮せずに報酬の額を一方的に定めることは、「買いたたき」としてフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがある。
- 発注事業者は、フリーランスと協議を行った上で、短納期による増加費用を考慮した報酬を支払う必要がある。

4.2.4 買いたたきの禁止（著作権等の知的財産の取扱い）

アニメーション制作における業務委託契約では、知的財産権、特に著作権の取扱いが問題となる。著作権法上、「言語の著作物」（シナリオ等）や「美術の著作物」（オリジナルキャラクターデザイン等）、「音楽の著作物」（主題歌等）は、制作した者が著作権者として著作権を原始取得する（なお、制作者が法人に雇用されている場合、又は法人の指揮監督下において労務を提供し対価として金銭を受け取っている場合は、「職務著作」として原則として法人が著作者・著作権者となる。また、シナリオに原作の小説が存在する、キャラクターデザインが原作の漫画やイラストに基づいたものである等の原著作物

が存在している場合には、原作者が「二次的著作物に関する原作者の権利」を持つ。）。

したがって、シナリオ、オリジナルキャラクターデザイン、主題歌等を作成する業務委託契約を結ぶ際は、例えば下請事業者（制作者）から親事業者に著作権を譲渡するなど、知的財産の取扱いを契約条件として明確化することが望ましい。なお、業務委託契約の中に著作権の譲渡が含まれている場合は、委託の対価に権利譲渡が上乗せされているかどうかを検討する必要がある。受発注者間で十分協議することなく、通常支払われる対価よりも著しく低い額を定めることは、「買ったたき」に該当する可能性があるため、注意せねばならない。

他方、アニメーションの映像自体は、原則として「映画の著作物」に分類され、一貫したイメージをもって映画制作の全体に参加する「全体的形成に創作的に寄与した者」が著作者（「モダン・オーサー」と呼ばれる）となり、「製作に発意と責任を有する者」が著作権者となる（「製作する意思を有し、著作物の製作に関する法律上の権利義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同著作物の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者」（超時空要塞マクロス事件：東京高裁平成 15・9・25（平成 15 年（ネ）第 1107 号））。具体的には、監督やプロデューサー等が著作者（モダン・オーサー）となり、元請製作会社が著作権者となることが多い。原作、脚本、音楽その他の著作物の著作者は「クラシカル・オーサー」と呼ばれ、それぞれの著作物の著作者（著作権者）ではあっても、映像自体の著作者（著作権者）とはならない。

図表 76 映画の著作物における著作者・著作権者



*職務著作の場合は法人が著作者（著作権者）となる

【事例：著作権の対価の記載なし】

【経緯】

知的財産権（著作権）の譲渡対価については、その価値が未知数であるため、発注段階では明記できないため、対価を記載しなかった。

【考え方】

- 個別の作品に係る著作権の価値の予測は難しいが、委託内容が具体的に確定しているのであれば、その予測は取引の結果に係るリスクの問題であり、取引に必要な客観的条件が整わないために譲渡対価を決められないということではない。
- フリーランスとの十分な協議・取り決めがなされないまま、発注事業者が情報成果物作成委託において発生した著作権等の知的財産権を一方的に発注事業者に帰属させ、それを利用するようなことは、「買ったたき」としてフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがある。この場合、著作権等の知的財産権の帰属の有無や権利行使の内容によっては対価が異なってくる可能性があるため、見積協議等を通じて、発注事業者とフリーランスが十分に協議を行い、両者で合意内容（著作権の譲渡・使用許諾の範囲等）を明確にし、その内容を取引条件で明示することが必要である。
- なお、フリーランスに対する委託内容に知的財産権の譲渡が含まれていない場合において、フリーランスに発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて、無償で発注事業者が利用することを許諾させることや譲渡させることは、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するものとして、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがある。

【事例：著作権の譲渡及びその対価に関する記載なし】

【経緯】

フリーランスに著作権が発生する情報成果物作成委託において、著作権を譲渡させることについて、後日、著作権譲渡契約書を締結する予定であるため、発注書面の給付内容に著作権の譲渡を含む旨の記載はせず、また、著作権の譲渡対価は報酬の額に含めず、報酬の額を決定し発注書面を交付した。

【考え方】

- 著作権について、フリーランスとの十分な協議や契約書等書面での合意なく、無断で二次利用した場合には、著作権侵害に該当するとともに、「不当な経済上の利益の提供要請」としてフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれがあるため、注意が必要である。
- なお、委託した給付の内容に含まず、後日、著作権については協議の上で譲渡対価を支払って別途譲渡させるという場合には、取引条件に著作権の譲渡について記載する必要はない。

4.2.5 買ったときの禁止（消費税の適正な支払）

中小企業庁等⁴は、インボイス制度施行後の免税事業者との取引について、下請法・独占禁止法の観点から考え方を明らかにしている。これらは、フリーランス・事業者間取引適正化等法も同様に解釈される可能性がある。たとえば、以下の事例 1～3 のようなケースは留意する必要がある。

図表 77 インボイスに関連して下請法等の違反になり得るケース

事例	下請法との関係
<p>【事例 1】</p> <p>○ 「報酬総額 11 万円」で契約を行った。</p> <p>○ 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、下請事業者消費税相当額の 1 万円の一部又は全部を支払わないことにした。</p>	<p>判断：下請法違反</p> <p>理由：発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、発注金額のうち消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第 4 条第 1 項第 3 号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になる。</p>
<p>【事例 2】</p> <p>○ 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価 10 万円」で発注を行った。</p> <p>○ その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くことにした。</p>	<p>判断：下請法違反のおそれ</p> <p>理由：下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第 4 条第 1 項第 5 号で禁止されている「買ったとき」として問題になるおそれがある。</p>
<p>【事例 3】</p> <p>○ 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。</p> <p>○ その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後の取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、課税転換にあたっての価格交渉にも応じなかった。</p>	<p>判断：独占禁止法上問題となるおそれ</p> <p>理由：課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題にならないが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様。</p>

⁴ 中小企業庁「インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方」
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/duty_invoice_s03.pdf

4.3 受領段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例

4.3.1 受領拒否の禁止

発注事業者が、フリーランスに責任がないのに、フリーランスが納期に納品してきた情報成果物等の受領を拒否することは、「受領拒否の禁止」に該当する行為として、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。「受領拒否」には、フリーランスが納入する給付の目的物を指定した納期に受け取らないことのほか、完成後における発注の取消し（又は契約の解除）をして、給付の目的物を受領しない行為も含まれる。

4.3.1.1 フリーランスに責任があるとして、受領拒否できる場合

発注事業者が、フリーランスに責任があるとして、フリーランスが納品してきた情報成果物等を受領拒否できるのは以下2つの場合である。

図表 78 フリーランスに対して受領拒否できる場合

- | |
|---|
| <p>①フリーランスが納品してきた情報成果物等が注文（仕様）とは異なる等、委託内容と適合しない場合（ただし、検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と適合しないとする場合等は除く。）</p> <p>②指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合等は除く。）</p> |
|---|

【事例：放送中止の際の受領】

【経緯】

発注事業者は、継続的に放送されるアニメーションの原画の作成をフリーランスに委託しているところ、視聴率の低下に伴い放送が打ち切られたことを理由に、フリーランスが作成した原画を受領しなかった。

【考え方】

- フリーランスに発注しフリーランスが納品してきた情報成果物等を、フリーランスに責任がないのに、発注事業者がその受領を拒否することは、「受領拒否の禁止」に該当し、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。

4.3.2 返品 of 禁止

発注事業者が、フリーランスに責任がないのに、フリーランスから受領した情報成果物等を返品することは、「返品 of 禁止」に該当するものとして、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。また、フリーランスに責任がある場合であっても、直ちに発見できる委託内容との不適合である場合には、受領後速やかに返品しなければ、「返品 of 禁止」に該当するおそれがある。

4.3.2.1 フリーランスに責任があるとして、返品できる場合

発注事業者が、フリーランスに責任があるとして、フリーランスから受領した情報成果物等を返品できるのは、以下の場合に限定されている。

図表 79 発注事業者が返品できる場合

- | |
|---|
| ①注文（仕様）と異なる情報成果物等が納入された場合
②汚損・毀損等された情報成果物等が納入された場合 |
|---|

4.3.2.2 返品することができる期間

①直ちに発見できる委託内容との不適合の場合

通常の検査で直ちに発見できる委託内容との不適合がある場合、発見次第速やかに返品する必要がある。

なお、全数検査を行う場合、受領後検査に要する標準的な期間内で不合格品（不良品）を速やかに返品することは認められているが、発注事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められていない。

②直ちに発見できない委託内容との不適合の場合

通常の検査で発見できない委託内容との不適合がある場合は、情報成果物等の受領後 6 か月以内に返品することは問題ないが、6 か月を超えた後に返品すると原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。

【事例：番組打ち切りの際の受領】

【経緯】

毎週継続的に放送される予定のアニメーション作品が、視聴率の低下などによって、急に打ち切られてしまったので、未放送分に係る情報成果物については、フリーランスに対して返品した。

【考え方】

- フリーランス・事業者間取引適正化等法上、発注事業者がフリーランスに対して、情報成果物等を受領した後に返品できるのは、フリーランスに責任があり、速やかに返品を行う場合である。
- このケースでは、フリーランスの責任はないと思われるので返品は認められない。

4.4 支払段階の留意事項及び問題となるおそれのある取引事例

4.4.1 報酬の減額の禁止

フリーランスの責任がないにもかかわらず、発注時に決定した報酬を発注後に減額すると、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。発注後の減額の時期、金額の多少、名目、方法を問わず「減額」として同法上問題となることに注意が必要である。フリーランスに責任がある（①～③）、又は合理的な理由がある（④）として、例外的に減額が許される場合は、以下の場合に限定されている。

図表 80 例外的に減額が許される場合

- | |
|--|
| <p>①納期遅れや委託内容との不適合等があるとして、受領拒否又は返品したものがあある場合、その分に相当する金額を報酬から差し引く場合</p> <p>②納期遅れや委託内容との不適合等があるとして、受領拒否又は返品ができるのにそれをしないで発注事業者が自ら手直しをした場合、手直しに係る費用（客観的に相当と認められる額）を差し引く場合</p> <p>③委託内容との不適合等又は納期遅れによる商品の価値の低下が明らかな場合、客観的に相当と認められる金額を差し引く場合</p> |
|--|

【事例：スポンサーからのクレームによる減額】

【経緯】

アニメーション作品の完成後、スポンサーから、「アニメーションの背景が、思っていたイメージと違う」とのクレーム及び代金の値引きを求められたため、背景画の制作を委託したフリーランスへの報酬を減額して支払った。

【考え方】

- 発注時に決定した報酬を、フリーランスの責任がないのに、発注後に減額することは、「報酬の減額」に該当し、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。発注事業者が報酬の額を減額できるのは、フリーランスに責任がある場合（図表 80 参照）に限定されている。
- 上記のケースで、背景画について発注事業者としては委託内容との不適合等がないものとして一旦受領し、その後のスポンサーからのクレームがあったため、フリーランスの責任ではないと考えられ、これをもって報酬の額を減額することは、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。

4.5 全段階を通じた留意事項及び問題となるおそれのある取引事例

4.5.1 不当な給付内容の変更・不当なやり直しの禁止（リメイク）

契約は、「申込み」と「承諾」によって成立するが、一旦契約が成立すると契約当事者に拘束力が生じ、契約違反（債務不履行）など契約の解除事由がない限り、一方のみの意思では契約内容を変更したり、消滅（解除）させたりすることはできない。

後々契約上のトラブルが生じることのないよう、発注事業者が大幅に発注内容を変更しようとする際には、代金の額の見直しを含め、当事者間で十分に協議し、発注内容を変更する書面を交付することが必要である。発注事業者は、フリーランスに対して有償でやり直しを求めることは許されるが、フリーランスに責任がないにもかかわらず、**発注事業者の費用負担なしに無償でやり直しを求めることは、「不当な給付内容の変更」又は「不当なやり直し」に該当するものとしてフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。**また、フリーランスに責任がないのに、**完成前に一方的に発注の取消（契約の解除）や発注内容の変更を行うことは、フリーランスの利益を損なうため、変更に際して発生した費用の補填をしなければ、「不当な給付内容の変更」としてフリーランス・事業者間取引適正化等法違反となるおそれがある。**

図表 82 の場合には、発注事業者は、費用の全額を負担することなく、変更又はやり直しを要請してはならない。**アニメーション制作におけるリメイクは、作品の品質の担保や向上のために行う必要な工程**であるが、**不当なやり直しに該当しないよう留意が必要**である。

4.5.1.1 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（リメイク）とならない場合

フリーランスに責任があるとして、発注事業者が費用を全く負担することなく、委託内容の変更（発注取消を含む）、やり直しさせることができるのは以下のような場合である。

図表 81 不当な内容の変更・やり直しとならない場合

- | |
|---|
| <p>①情報成果物等を受領前に、フリーランスの要請により委託内容を変更する場合</p> <p>②情報成果物等を受領前に、取引条件に明示された委託内容との不適合があることが合理的に判断され、委託内容を変更させる場合</p> <p>③情報成果物等の受領後、取引条件に明示された委託内容との不適合があるため、やり直しをさせる場合</p> |
|---|

なお、フリーランスが作成した情報成果物が発注事業者の委託内容を満たしているかどうかは、発注事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に給付を充足する条件を明確に取引条件に明示することが不可能な場合がある。発注事業者が、取引条件上は必ずしも明確ではないにもかかわらず、フリーランスの成果物の内容が委託内容との不適合があるとし、やり直し又は追加の作業をさせ

る場合、発注事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用についてフリーランスと十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担すれば、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反とはならない。ただし、発注事業者が一方的に負担割合を決定することによりフリーランスの利益を不当に害する場合には、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。

図表 82 発注事業者が変更又はやり直しを要請することが認められない場合

- | |
|---|
| <p>①フリーランスの給付の受領前に、フリーランスから委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず発注事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、フリーランスに継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と異なるとする場合</p> <p>②取引の過程において、委託内容についてフリーランスが提案し、確認を求めたところ、発注事業者が了承したので、フリーランスがそれに基づき情報成果物作成等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合</p> <p>③恣意的に検査基準を厳しくし、委託内容と適合しないとする場合</p> <p>④通常の検査で委託内容と適合しないことを直ちに発見できない給付について、受領後 1 年を経過した場合</p> |
|---|

注) ただし、発注事業者が制作委託契約の委託者等に対して 1 年を超えた契約不適合責任の期間を契約している場合に、発注事業者とフリーランスがそれに応じた契約不適合責任の期間をあらかじめ定めている場合は除く。例えば、発注事業者が制作委託契約の委託者等に 5 年の契約不適合責任の期間を定めている場合、フリーランスとの間でも事前に受領から 5 年以内の契約不適合の合意をしているのであれば、その範囲で認められる。なお、通常の検査で直ちに発見できる契約不適合の場合は、発見次第速やかにやり直しを求める必要がある。

4.5.1.2 新たな取引条件の明示

当初の発注内容に追加して作業を要請する際は、新たに取引条件を明示することが必要となる。例えば、「グロス請」への委託内容が、当初原画 250 カットの作成から 300 カットの作成に変更されるようなケースでは、**追加分の 50 カットの作成は新たな委託行為（発注）がなされたものと認められる**。このように、発注数量を増加した場合は、新たな発注として、改めて取引条件を明示することが必要となる。

他方、当初の発注内容から数量等を減少させる変更の場合、新たな発注が行われたものではないため取引条件を明示する必要はないが、給付内容の変更に該当する。この場合、フリーランスが既に契約遂行上必要となる経費を負担している場合があるが、当該経費すべてを発注事業者が負担すれば、「不当な給付内容の変更」としてフリーランス・事業者間取引適正化等法上の問題とはならない。

【事例：作業期間の増加】

【経緯】

当初、フリーランスに対して拘束費を支払っていたが、予定よりも拘束期間が延びてしまった。フリーランスから、作業量の増加に伴う報酬の値上げを要求されたが、当初の報酬の額に据え置くことにした。

【考え方】

- フリーランスに責任がないのに、発注事業者が費用を全く負担することなく発注数量を増加することは、「不当な給付内容の変更」として、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。
- 発注事業者が発注の数量を増加したことに伴い、フリーランスから作業量の増加に伴う報酬額の値上げを要求されたにもかかわらず報酬額を据え置くことは、「買ったたき」としてフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となりうる。（「4.2.1 買ったたきの禁止」参照。）
- また、発注数量の増加に伴い、発注事業者がフリーランスに対して取引条件を明示しなかった場合は、「取引条件の明示義務」に違反するものとして、同法上問題となるおそれがある。（「4.5.1.2 新たな取引条件の明示」参照。）

【事例：やり直しの依頼】**【経緯】**

アニメ制作の作成過程で、テレビ局などの都合で、一方的にプロットやキャラクターが変更されたため、それに伴い、フリーランスに作画制作のやり直しを依頼した。

【考え方】

- フリーランスに責任がないのに、作業のやり直しを行わせ、やり直しの費用をフリーランスに負担させる場合は、「不当なやり直し」に該当し、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。

【事例：リテイクの扱い】**【経緯】**

リテイクは通常、作品を仕上げる過程の中で必要なものであるため、絵コンテ、原画・動画、背景美術等の情報成果物の作成委託に着手する前に、発注事業者とフリーランスとが協議し、ある程度のリテイクをあらかじめ見込んでいた。しかしながら、想定以上にリテイクが多くなった場合でも、その対価は報酬に反映されない。

【考え方】

- アニメーション制作においては、フリーランスが作成した絵コンテ、原画・動画、背景美術等の情報成果物が、発注事業者の注文内容（仕様）を満たしているかどうかの評価は発注事業者の価値判断に委ねられるケースが多い。また、作業の特性上、事前に検収条件（検収方法、検収内容等）を明確に取引条件で明示することは困難なケースがある。
- そのため、発注事業者がフリーランスから情報成果物を受領する前、又は受領した後に関わらず、取引条件上は必ずしも明確ではないがフリーランスの給付の内容が又は委託内容と適合しないと判断できるような場合であって、発注事業者がやり直し等をさせる際には、その費用についてフリーランスと十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、発注事業者はそれを負担する必要がある。発注事業者が一方的に負担割合を決定することによりフリーランスに不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」に該当する。

【事例：放送中止の扱い】

【経緯】

放送日も報酬も未定のままアニメーションの制作を委託していたが、番組が放送の予定の目処が立たず中止することになったので、フリーランスとの契約を打ち切ることにした。

【考え方】

- 制作途中の発注の取消しは、フリーランスの責任によるものではないことから、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがある。
- このため、発注事業者はアニメーション制作に要した経費について負担し、フリーランスに経済的な損失を与えないようにする必要がある。

【事例：監督や演出家からの修正指示】

【経緯】

発注事業者から委託を受けている監督や演出家から、絵コンテや脚本などの制作を委託しているフリーランスに対して直接修正を指示することがあるが、その指示の内容等が発注事業者の発注管理者に伝わらず、発注内容の変更や追加作業分の報酬が支払われないことがある。

【考え方】

- 業務管理者（監督、演出家）から修正指示があり、フリーランスが当該要請に従い情報成果物を作成し直すのであれば、一般に、発注事業者が給付内容を変更したものとされ、追加作業等に要する費用を負担せず、フリーランスの利益を不当に損ねることとなれば「不当な給付内容の変更の禁止」に該当する。
- また、追加作業が新たな発注と見られる場合は、改めて取引条件を明示しなければ、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条に違反することになる。

【事例：修正指示】

【経緯】

発注事業者は、アニメーションの動画の作成をフリーランスに委託しているところ、発注事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

【考え方】

- フリーランスに責任がないのに、発注事業者が成果物を一旦受領した後に、無償でやり直しをさせ、フリーランスの利益を不当に害する場合は「不当なやり直し」に該当する。

【事例：放送延期の場合の制作中断】

【経緯】

テレビ局から、放映予定となっていたアニメーション作品について、スポンサーが集まらない等の理由で延期する（再開時期は未定）との話があったため、アニメーション制作業務を一時中断し、フリーランスへの報酬の支払は、「再開したときに払う」ことにした。

【考え方】

- 情報成果物作成委託等のキャンセル（契約の解除）は、フリーランス・事業者間取引適正化等法上では「給付内容の変更」に該当することになる。この場合のキャンセルの理由は、スポンサーが集まらない等の発注事業者側の都合であってフリーランスの責任ではないため、当該委託業務の実施に当たりフリーランスに発生した費用を発注事業者が全て負担しない場合には、「不当な給付内容の変更」に該当することになり、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。

【事例：DVD・Blu-ray化・配信のためのリメイク】

【経緯】

発注時はテレビ放映を目的としたものとしてフリーランスに発注していたアニメーション作品について、テレビ放映された後、DVD・Blu-ray化/配信プラットフォームにおける配信の計画が持ち上がったため、フリーランスに対して、DVD・Blu-ray化/配信のためにリメイクを要請した

【考え方】

- テレビ放映のみを目的としたものとしてフリーランスに対して発注していたものについて、この場合のリメイクは、「やり直し」ではなくDVD・Blu-ray化/配信のための新たな発注と考えられることから、情報成果物作成委託等を行ったと認められる。したがって、事前にフリーランスと十分な協議を行った上で取引条件を明示しないと、「取引条件の明示義務」への違反、「買ったたき」又は「不当な経済上の利益の提供要請」として、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。
- 支払後の段階において、やり直しの要求がなされる場合や、納品物を再度他の作品で利用する場合などがある。テレビ放送・映画上映に合わせた仕様で一旦納品したものを、発注事業者がDVD・Blu-ray化したり、配信プラットフォームで配信する際に生じるリメイクについては、元請とフリーランスの間だけではなく、フリーランスからさらにフリーランスに発注する場合や個人クリエイターに発注する場合にも影響が及ぶことを認識しておかねばならない。テレビ放送からDVD・Blu-ray化/配信までの工程についての作業を、当初の発注の範囲内とすべきか、追加的な作業として新たに発注されるべきかについては、発注事業者とフリーランスの間であらかじめ協議し定めておくことが望ましい。

4.5.2 購入・利用強制の禁止

発注事業者が、注文した給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由なしに、自社製品（サービス）又は自社が指定した第三者の製品（サービス）を購入するようフリーランスに対して強制することは「購入・利用強制」に該当するものとして、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる。購入・利用強制が禁止されるのは、フリーランスは、発注事業者の押し付け販売等を拒否することが困難な場合が多いためである。

図表 83 「強制」か否かの判断基準

取引においては、発注事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、フリーランスにとっては、その依頼を拒否できない場合もあり得る。そこで「強制」か否かは、フリーランスが購入等を事実上余儀なくされたか否かによって判断される。

このため、購買・外注担当者等、取引に影響を及ぼすこととなる者がフリーランスに自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、「購入・利用強制」に該当するおそれがあるので、十分な注意が必要である。

フリーランス・事業者間取引適正化等法が適用されない場合でも、取引上優越した地位にある事業者が、継続して取引する相手方に対し、自己の指定する製品を不当に購入させたり、サービスを不当に利用させたりする行為は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

【事例：劇場チケットの購入依頼】

【経緯】

アニメーション制作を委託したフリーランスに対して、自社が劇場に配給することになった映画作品の前売りチケットを年間取引額に応じて枚数を示して、購入するよう依頼した。

【考え方】

- 発注事業者が自己の指定する「物」や「役務」の購入又は利用を強制することは、「購入・利用強制の禁止」として、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反になる。任意に購入する場合は、基本的には「購入・利用強制」に該当しないが、上記のような場合では、「年間取引額に応じた枚数」との枚数に関しても依頼がなされており、実質的に、フリーランスの任意によるものとは言い難いため、「購入・利用強制の禁止」に該当するおそれがある。

4.5.3 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

発注事業者がフリーランスに対し、経済上の利益（金銭、労働力、著作権の譲渡・利用許諾等）の提供を求め、フリーランスの利益を不当に害することはフリーランス・事業者間取引適正化等法上禁止されている。例えば、以下①～⑤の場合は「不当な経済上の利益の提供要請」にあたる可能性がある。

図表 84 「不当な経済上の利益の提供要請」にあたる可能性がある場合

- | |
|---|
| <p>①購買・外注担当者等取引に影響を及ぼすこととなる者がフリーランスに金銭・労働力の提供を要請すること。</p> <p>②フリーランスごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。</p> <p>③フリーランスに対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。</p> <p>④フリーランスが提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。</p> <p>⑤情報成果物等の作成に関し、フリーランスに知的財産権が発生する場合があるが、フリーランスの給付の内容に知的財産権を含まない場合において、フリーランスに発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて発注事業者は無償で譲渡・許諾させること。</p> |
|---|

【事例：他のアニメシリーズにおける成果物の流用】

【経緯】

シリーズ化されているアニメーション作品において、第1シーズンと第2シーズンで作画・背景美術・CG等の制作会社（フリーランス）を替えることがあるが、第1シーズンで制作・利用した成果物を、第2シーズンで再度利用することがある。当該成果物は、発注事業者が制作費を負担してフリーランスに制作させたものであるため、第2シーズンでも第1シーズンと同様に利用する予定である。

【考え方】

- 取引条件に、権利の譲渡の有無や利用許諾の範囲等を明示する必要がある。フリーランスから発注事業者へ著作権を譲渡しているならば問題とはならないが、利用許諾である場合は条件（第1シーズンのみの利用に限定し、他作品での利用を禁止している等）を逸脱して利用することはできない。
- 利用許諾の範囲が第1シーズンに限定されている場合において、フリーランスへ対価を支払わずに著作権の譲渡又は利用許諾をさせることは「不当な経済上の利益提供の禁止」に該当するおそれがある。また、フリーランスに断りなく、又は拒否されたもののこれを無視して著作物を利用する行為は、著作権法上問題となる。

4.5.4 募集情報の的確表示義務

特定業務委託事業者（フリーランスでない発注事業者）は、広告等によりフリーランスの募集を行うときは、募集情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならない（第 12 条）。なお、特定個人との交渉において提示される募集情報については適用されず、広告等を活用して広く提供される募集情報のみが対象となる。

図表 85 「広告等」にあたるもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①新聞、雑誌に掲載する広告②文書の掲出・頒布③書面の交付④ファックス⑤電子メール・メッセージアプリ等（メッセージ機能がある SNS を含む。）⑥放送、有線放送等（テレビ、ラジオ、オンデマンド放送、ホームページ、クラウドソーシングサービスのプラットフォーム等） |
|--|

図表 86 募集情報の項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①業務の内容②業務に従事する場所・期間・時間に関する事項③報酬に関する事項④契約の解除・不更新に関する事項⑤特定受託事業者の募集を行う者に関する事項 |
|--|

4.5.5 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務

特定業務委託事業者（フリーランスでない発注事業者）は、フリーランスからの申出に応じて、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない（第 13 条）。特定業務委託事業者は、検討の結果、配慮をやむを得ず実施できない場合は、フリーランスに対して実施できない理由を説明する必要がある。

フリーランスからの申出を阻害することや、フリーランスが申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱いを行うことは、「特定業務委託事業者による望ましくない取扱い」に該当する。

4.5.6 ハラスメント対策に係る体制整備義務

特定業務委託事業者（フリーランスでない発注事業者）は、ハラスメント行為（セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント等）によりフリーランスの就業環境を害することのないよう、①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及び周知・啓発、②フリーランスからの相談に対応するための体制整備、③業務委託におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応、④その他一定の措置を講じなければならない。また、特定業務委託事業者は、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。（第 14 条）

4.5.7 中途解除等の事前予告・理由開示義務

特定業務委託事業者（フリーランスでない発注事業者）が、6 か月以上の期間行う業務委託（契約の更新により6 か月以上の期間継続することとなる業務委託も含む）にかかる契約を中途解除・不更新とする場合には、少なくとも 30 日前までに、その旨をフリーランスに対して予告しなければならない。また、予告の日から契約満了までの間に、フリーランスが契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない。（第 16 条）

ただし、例外事由（図表 90、図表 91）にあたる場合は、事前予告や理由開示が不要となる。

図表 87 「契約の解除」の定義

「契約の解除」とは、発注事業者からの一方的な契約の解除を指し、フリーランスからの解除は含まない。また、発注事業者とフリーランスの間の合意に基づく解除の場合も「契約の解除」に該当しないが、フリーランスの自由な意思に基づいていることが必要である。発注事業者とフリーランスの間で、「一定の事由がある場合に事前予告なく解除できる」と定めていた場合であっても、例外事由に該当しない限り、直ちに事前予告が不要とはならないので留意しなければならない。

図表 88 「契約の不更新」の定義

「契約の不更新」とは、発注事業者が不更新をしようとする意思を持って、契約満了日から起算して 1 か月以内に次の契約を締結しない場合を指す。

該当する例

- 切れ目なく契約の更新がなされている又はなされることが想定される場合であって、当該契約を更新しない場合
- 断続的な業務委託契約であって、発注事業者がフリーランスとの取引を停止するなど 次の契約申込みを行わない場合

該当しない例

- 業務委託契約の性質上一回限りであることが明らかである場合
- 断続的な業務委託契約であって、発注事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかではない場合

図表 89 事前予告・理由開示の方法

①書面の交付、②FAX、③電子メール等（※）のいずれかの方法
※電子メールのほか、SMS や SNS のメッセージ機能などのうち、送信者が受信者を特定して送信することのできるものをいう。ブログやウェブページなどへの書き込みなどのように、特定の個人が第三者に閲覧させることを主な目的とする手段は含まれない。

図表 90 事前予告の例外事由

次の①～⑤の例外事由に該当する場合は、事前予告が不要となる。

- ①災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合
- ②フリーランスに再委託している場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合
- ③業務委託の期間が 30 日以下など短期間である場合
- ④フリーランスの責めに帰すべき事由がある場合により直ちに契約の解除をすることが必要であると認められる場合
- ⑤基本契約がある場合で、フリーランスの事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合

図表 91 理由開示の例外事由

次の①、②の例外事由に該当する場合は、理由開示が不要となる。

- ①第三者の利益を害するおそれがある場合
- ②他の法令に違反することとなる場合

4.5.8 技術・ノウハウ等の営業秘密の管理（不正競争防止法）

不正競争防止法は、技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為（営業秘密の管理に係る任務を負う者が、その任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為、消去すべきものを消去したように仮装する行為等）については、併せて刑事罰の対象ともしている。

経済産業省では、営業秘密の定義等についての一つの考え方を示すものとして、「営業秘密管理指針」を公表している。また、企業が保有する「秘密情報」について、情報漏えい対策を包括的に紹介する「秘密情報の保護ハンドブック」を公開している。各事業者においては、両資料を参照するなどして営業秘密の取扱いについての理解を深めることが求められるとともに、発注事業者にあっては、フリーランスに損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うことが求められる。

図表 92 事業者における配慮の例

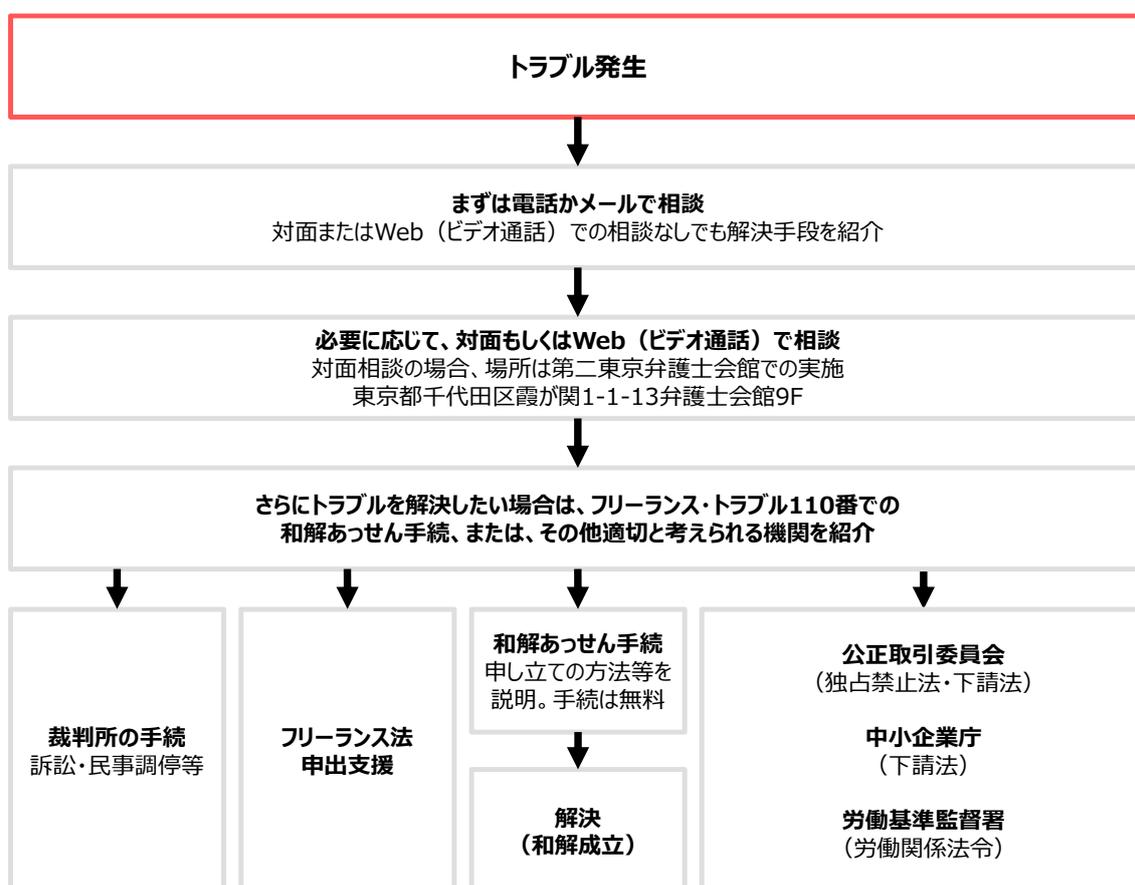
- 大量の情報をやみくもに営業秘密として管理することは、管理の実効性等を低下させるおそれがあることから、管理すべき情報を絞り込み、合理的な管理をすることが重要。
- コンプライアンスの観点から、自社の従業員が他社の営業秘密を侵害しないための管理が必要であり、そのためには営業秘密を扱う「人」の管理を適切に行うことが重要。
- 会社間で取引等を行う場合には、取引の開始時において、秘密保持の対象となるか否かを明確に定めた秘密保持契約を締結する。
- 他社の営業秘密の不正な使用又は開示を前提とした採用活動は行わない。転入者の配属については、転入者が転入前の会社に対して負っている競業避止義務や秘密保持義務に留意する。

4.6 「フリーランス・トラブル 110 番」の概要及び相談方法

「フリーランス・トラブル 110 番」は、フリーランスが直面しうるトラブル（曖昧な契約、ハラスメント、報酬の未払等）の相談先として厚生労働省より設置され、第二東京弁護士会が受託運営している。

弁護士に対面、Web、電話、メールで無料相談することが可能であり、秘密は厳守される。また、相談だけでなく和解あっせん手続きが用意されており、弁護士の中から選ばれた和解あっせん人が、相談者と相手方の話を聞き、利害関係を調整し、解決案を提示する。裁判とは異なり、申立てが簡単であるうえに解決までに要する期間が短く、審理も非公開である。なお、和解あっせん手続についても、費用は無料である。

図表 93 「フリーランス・トラブル 110 番」への相談の流れ



出典) 「フリーランス・トラブル 110 番」公式ウェブサイトをもとに作成

図表 94 「フリーランス・トラブル 110 番」連絡先

Tel : 0120-532-110 (受付時間 9 : 30~16 : 30 土日祝日を除く)
 公式サイト (<https://freelance110.mhlw.go.jp/>) : 問い合わせフォームあり
 第二東京弁護士会館のアクセス : 東京都千代田区霞が関 1-1-13 弁護士会館 9F

5. ベストプラクティス

5.1 下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の観点における取引の好事例

ベストプラクティスでは、取引上の課題を解決するための好事例を整理した。デジタル作画の導入、ゲーム業界や配信事業者など新たな取引先の増加、3DCG 作品の拡大、海外制作拠点の台頭による商流の多様化などを視野に入れ、従来のアニメーション制作業界にはみられなかった取組や考え方なども必要に応じて取り入れていくことが有用である。

5.1.1 発注者と受注者の取引におけるトラブル防止（書面取引の導入）

制作会社とクリエイターの取引において、下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の遵守のほか、情報漏洩やトラブル等を未然に防止するため、以下のような対応策が採用されている。

取組	内容
①クリエイターに対して基本契約を締結	同社と取引しているクリエイター全員に対して、基本契約を締結している。基本契約では、機密保持や著作権の帰属など最低限のものを規定し、損害賠償などは別途協議にするなど、簡潔に記載したものとなっている。また、個別の業務の発注においては発注伝票やメール等で期限や単価等を記載して仕事を発注している。 契約書の締結が難しい場合には、必要最低限の項目を記載した書面に署名して頂くといった柔軟な対応をしている。これらによって、下請法をはじめ法令遵守に向けて取り組んでいる。
②発注書面の現場への定着	経営部門や法務部門だけではなく、プロデューサーやデスク、制作進行など現場における法令遵守を進めるために、発注書を何年もかけて指導・普及している。制作工程マニュアルを作成し、年 2 回（新人向け、全体向け）下請法説明会を実施している。
③発注内容の送付依頼	受注前の相談を電話や口頭で受けた場合にも、委託先に依頼し、かならず電子メールで価格や納期の連絡を受け取ったうえで作業に着手している。
④下請法の書面交付義務に反する口頭発注を自社の書類で確認、電子メール、SNS 等で保存	下請法の書面交付義務に反する口頭発注を、必ず自社で作成している書式に記録し、枚数、単価、納期を漏れなく記載している。また、発注内容が記載された電子メール、SNS 等でのやりとりをアーカイブ化したり、スクリーンショットを撮ったりしている。（受注者側） ※携帯電話の電子メール、SNS 等の伝達方法によるやりとりであっても、事後の紛争において契約内容を証明する証拠となり得るため、下請事業者にとって、それらの方法により親事業者に対して契約内容を確認し、電子メール、SNS 等のメッセージの履歴を証憑として残しておくことは有益である。

⑤発注書受領後の制作着手	発注書が届く前には制作には着手せず、発注書を受け取り、内容を確認してから制作に入りにしている。(受注者側)
⑥ゲーム会社などの契約、3 DCG における契約	ゲーム会社などの間では協議のうえ必ず契約書を取り交わしている。また、3 DCG による制作では契約書の取り交わしが行われている。
⑦契約書・発注書締結のメリット	契約書を事前に取り交わしていたことで、企画倒れとなった案件でも既作業分の代金が円滑に支払われた。
⑧発注伝票のフリーランス・事業者間取引適正化等法への対応	発注の際に渡している伝票のひな型をフリーランス・事業者間取引適正化等法へに対応した記述に変更した。
⑨本ガイドラインの参照	会社の休憩室に「下請ガイドライン」を常置し、適宜参照している。

5.1.2 取引価格の決定

取組	具体的内容
①作業の難易度や納期に応じた価格交渉	発注時に親事業者から提示された価格は、作業の難易度によらず一律の単価だったが、難易度の高いカットは作業に時間がかかりコストが大きいと主張したところ、単価の引き上げが実現した。 短納期の作業に対して単価の引き上げを主張したところ、交渉が実現した。
②拘束費（監督、演出、原画）	制作スケジュールの長期化に伴い、単価報酬だけでは生計を立てられないため、拘束費の支払を要求し、毎月の支払を受けている。

5.1.3 取引内容の変更・やり直し

取組	具体的内容
①発注内容の明確化	発注時に成果イメージのすり合わせを行うなど、発注内容の明確化を行い、イメージ違いによるリテイク等によるスケジュール遅延を防止している。
②途中経過の確認	親事業者に中間検査という形で途中段階の成果物を確認してもらっている。納品後の抜本的リテイクが生じにくいようにしている。

5.1.4 支払遅延の防止

取組	具体的内容
①システムの導入	<p>制作工程の発注管理システムを導入し、進行状況について制作担当者が直接入力することにした。データとして発注書の発行の有無なども入れている。このシステムは、制作に直接携わる部署以外の支払担当部署でも管理できるようにしている。進行過程における発注書発行などの書類の不備についてもチェックし、対応している。</p> <p>当該システムの導入により、発注、追加発注、納期管理と支払までが一元化され、また、制作部署、発注部署、支払部署が互いに情報を共有化することが可能となったため、会社として、下請取引の管理の効率化が図られた。</p>
②製作委員会から元請（制作会社）への発注での分割払いや制作費用のキャッシュの確保	<p>製作委員会の共同製作契約書が締結されるまでは時間を要するため、それを待っているとアニメーション制作までの期間を圧迫してしまう。幹事会社（になるであろう）会社と交渉して、別途「制作委託契約書」を先に締結し、分割払い等で資金を得るようお願いしており、少しずつ広まりつつある。</p>
③制作会社からクリエイターへの発注での分割払い	<p>原画制作を下請事業者に委託する場合、通常、代金の支払は原画の完成品が納品された後としている。しかしながら、原画制作においては、レイアウト、演出、設定等の工程の中で、様々な調整が行われることがあり、発注から完成品の納品までの期間が長期化するケースが多々ある。このため、下請事業者から要請等があった場合には、完成品の納品前であっても、中間金として下請代金の一部を支払うことにしている。</p>

5.1.5 制作現場への還元

アニメーションの DVD・Blu-ray や関連グッズ等で得られたロイヤリティ等は製作委員会等の中で配分されることが多かったが、近年ではアニメーション制作会社等へ二次利用からの利益が還元される事例がみられる。

取組	具体的内容
①二次利用の利益還元（元請制作会社、監督、絵コンテ、キャラクターデザイン）	<p>元請制作会社が製作委員会に対して制作印税の付与を交渉し、実現した。アニメで重要な監督、絵コンテ、キャラクターなどの制作現場に成功報酬がいくことはまちまちである。優秀なクリエイターを確保するために必要であるということを主張し、交渉によってなんとか二次利用からの利益の還元を得て、それを積み立ててクリエイターに還元することや、人材育成や業務改善のコストに当てている。</p> <p>少額ではあるが、監督等の中には、興行収入及び DVD・Blu-ray 売り上げの一部を監督印税として受け取っている者もいる。</p>

②元請制作会社の製作委員会への参加による対価獲得	元請制作会社として、わずかではあるが製作委員会に出資し、リターンを受け取っている。製作委員会への参加は、他の窓口会社と対等な立場で議論できるというメリットもある。
③クリエイターへの支払単価の向上	受託単価の最低限を決め、それ以下の作品は請けないようにしている。収益はなるべくクリエイターに還元できるように、一般の市場単価よりも高めに設定しており、高度なカットについては作画監督がランクを分けて、原画単価に上乘せして支払っている。今後は、一般的な発注単価の2倍以上を目標に原画単価の向上を目指している。
④新しい技術の導入による生産性の向上	アニメーターは動画だけでは生活が厳しい。このため、会社としてデジタル作画を導入することによって、動画と仕上げを同時にすることができ、アニメーターの収入が増やせるように支援している。
⑤収入源の多様化	作品を画集にして販売している。

5.1.6 スケジュール管理の改善

スケジュール管理を課題ととらえ、発注元との協議段階からスケジュールが厳しくならないよう調整を図る制作会社や、外注先の活用なども含めて対策を導入している制作会社がみられる。

取組	具体的内容
①厳しいスケジュールを強いられる発注はうけない	元請制作会社によっては、放送スケジュールが差し迫っている発注は受けない。発注前の協議の段階からスケジュールに無理が生じないよう確認している。
②委託先の育成、委託先との連携強化	委託先（海外を含む）を育成し、連携を強化することで、発注量に応じた調整を行いやすくしている。
③内製率を高める	交渉を通じて元請会社からの受託額を引き上げることで、原画等の単価を高く設定することができている。加えて、職場の良好な労務環境の維持や地方のスタジオ運営などの工夫をしている。これらの施策を通じてクリエイターを確保して、内製率を高めている。内製率を高めることで、外部発注によるスケジュールの不確実性を低減させることができている。
④発注内容の明確化【再掲】	発注時に成果イメージのすり合わせを行うなど、発注内容の明確化を行い、イメージ違いによるリテイク等に起因するスケジュール遅延を防止している。
⑤親事業者による下請事業者に対するスケジュール管理の徹底	親事業者が、下請事業者に対して進捗管理をきめ細かく行うなど、スケジュールの管理を徹底して行っている。

⑥デジタル作画のオンライン管理による遠隔スタジオ間のスケジュール管理の効率化	紙による作画の場合、原画・動画を受け渡す集配が必要であるが、デジタル作画の導入によって、立地に関係なくオンライン上で受け渡すことが可能になった。原画・動画のデジタル作画スタジオを大阪に設立し、作画した素材や発注資料等は自社サーバーを通じてオンラインで東京本社スタジオに受け渡している。また、工程の進捗管理は全社で用いている進捗管理システムにより、制作進行が作品ごとに管理するスタイルをとっている。遠方との仕事では、制作スケジュールや輸送時間の都合上、発注がしづらいという問題があるが、デジタル作画により、距離に関係なく受発注が行え、リテイク対応等にも柔軟に対応できるため、効率的なスケジュール管理が行えている。
--	---

5.1.7 人材育成

人材育成については、基本契約の締結や社員化による固定報酬の支給によって新人クリエイターの生活を保障している事例に加え、技術的な指導のほか、税務や会社のルール、契約など今後個人クリエイターとして自立できるような指導を行っている事例もある。クリエイターは技術に加えて生産性の高さも求められているため、月間の担当カット単価にあわせて単価を引き上げることや、会社としてデジタル作画を導入することで生産性を引き上げるなど、今後アニメーション制作業界で継続的に活躍できるような仕組みを導入している例もみられる。

取組	具体的内容
①基本契約の締結又は社員化による新人クリエイターへの固定報酬の支給	新人クリエイターと基本契約を締結し、契約金を支払っている。役員面接を経た10代後半から20代のクリエイターと契約し、教育目的で自社の業務を優先的に受注いただいている。 新人クリエイターに固定給を支払って社員として雇用することで、生活を保障している。
②新人クリエイターの生活の支援	社で集合住宅を借り上げ、付近の家賃相場より安価に新人クリエイター（社員・フリーランス）へ提供している。
③デジタル作画への転換にあたっての補助	手描きからデジタル作画に転換するクリエイターに対しては、収入が転換前のレベルに戻るまで、差額分を補填して収入を維持している。これにより円滑にデジタル作画への移転を促すことができる。
④新人アニメーターの技術面・ビジネス面の教育	新人アニメーターが動画から原画にステップアップするために、指導役のアニメーターが1年間、必要な技術の指導をマンツーマンで実施している。指導側は契約社員で、指導のための報酬を払っており、中には役員級のアニメーターもいる。また、技術面だけではなく、税務や会社のルール、契約面などの教育を行っている。

	作画の教育に関しては、原画担当が動画担当（若手）に対して、月1回ほどの頻度で講習会を実施している。また普段の業務の中でも、動画検査が若手の動画担当に一对一で教えている。
⑤成長に向けたインセンティブの付与	年間作画担当実績（月間担当カット数と質）をもとに、アニメーターの能力をランク付けし、アニメーターと協議のうえ、付加価値としての固定額報酬部分を規定している。また、個々のアニメーターと相談し、次回作品で担当するカット数を少しずつ増やすなど、生産性の向上に比例して段階的に単価を引き上げ、収入を倍増するために必要な努力について常に相談するようにしている。
⑥首都圏以外での人材育成の取組	地方都市などにスタジオを設置し、指導者を置いて人材育成を行っている。首都圏の本社との間で人材交流の機会も設けている。
⑦フリーランスの育成	フリーランスはアドバイスをもらう機会が限られているため、フリーランスから上がってきた原画・動画に修正の必要がある場合には、可能な限りコメント付きでリテイクを出すようにして、成長の機会を提供している。

5.1.8 フリーランスの就業環境の整備

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、フリーランスが安心して働くことのできる職場を整備するため、フリーランスの育児介護などと業務の両立に対する配慮やハラスメント対策の体制整備など、発注事業者が守るべき義務を定めている。

取組	具体的内容
①育児・介護のための会社間の作業の融通	育児・介護による休職者がいる場合、社を超えた横の連携によって、会社間で作業を融通している。

6. 契約書

6.1 契約書で確認すべき項目

アニメーション業界における受発注では、契約を締結することなく、見積書の提示、発注書の発行又は口頭の約束等によって作業が着手される場合が多くみられる。近年では契約書を取り交わす場合も徐々に増加しているが、個人事業者や小規模事業者にとって、相手側から提示された契約書の文面案の内容を確認することが困難な場合もある。

そこで、契約書を確認する際に、どのような点に着目して確認を行うことが有効か、以下に「チェックリスト」として掲げる。

なお、ここでの契約書は以下を含む。

- ①発注事業者と下請事業者が締結する基本契約⁵
- ②発注事業者と下請事業者が締結する一定の作業に関する契約
- ③発注事業者とフリーランスが締結する基本契約
- ④発注事業者とフリーランスが締結する一定の作業に関する契約

上記のうち、②及び④は「発注書」に代替される場合が多くあるので、その際には本文 29 ページや 81 ページに示した「発注書面の例」を参考とすること。

各項目について特記のない場合には、①～④全てに関連する項目である。特定の契約に係る項目には特記する。

なお、本チェックリストが掲げる以外の事柄についても、それぞれの契約に応じて検討や修正・追加が必要になる場合もあるため注意されたい。

⁵基本契約（繰り返し契約する場合に共通的に適応される事項を整理したものである。アニメーション制作業界の場合には、守秘義務や著作権の取扱いの規定が主となる）

6.1.1 契約の当事者及び対象

- 契約の当事者（発注者・受注者）は正しく記載されているか。想定していない第三者などが契約対象となっていないか
- 契約の対象範囲（一定の制作、又は一定期間の受発注の実施）は正しく記載されているか

6.1.2 受注者の業務実施内容

- 受注者が行うことが明確に示されているか
- 受注者の業務実施内容に問題がないか
 - 【②、④の場合】発注内容、金額（消費税は外税になっているか）、納期、納入場所（必要に応じての納品形態）、納入に伴う著作権移転の有無又は利用許諾の有無・範囲
 - 【①、③の場合】当事者が意図しない契約期間中の他業務の制限といった条件が付されていないか
 - 【②、③、④の場合】いわゆる「拘束契約」について、当事者の意図に反した条件が付されていないか

6.1.3 発注者の業務実施内容

- 発注者が行うことが明確に示されているか
 - 【②、④の場合】代金の額・算出方法、支払期日、支払方法、検査完了日（「納期の○日後」など）
 - 【③の場合】受注者が発注者に対して提供する社会保障、就労環境の確保など

6.1.4 契約内容の変更

- 発注者又は受注者の業務実施内容に変更がある場合の手当の有無。例えばリテイクを出す場合、受注者の投入に対し、対価の支払が明確になっているか

6.1.5 契約の期間

- 契約期間が明確に定められているか
- 契約の期間が短すぎる／長すぎることはないか
- 【②、④の場合】発注者の発注時期についての記載はあるか
- 【①、③の場合】自動更新について明確に定められているか
- 【①、③の場合】自動更新をする場合の手続きは明確であり、その内容に問題ないか
- 【①、③の場合】自動更新後の契約内容については明確であり、その内容に問題はないか

6.1.6 契約の解除

- 契約の解除についての規定は明確であり、その内容について当事者の意図に反する等の問題がないか

6.1.7 知的財産

- 著作権の帰属についての規定は明確であり、その内容について当事者の意図に反する等の問題はないか
- 受注者の持つ著作権を発注者に譲渡する場合は、受注者に適正な対価を支払うことになっているか
- 著作権が受注者側に帰属する場合、二次的利用に関する規定が明確であり、その内容について当事者の意図に反する等の問題はないか

6.1.8 秘密保持

- 秘密保持についての規定は明確であり、その内容について当事者の意図に反する等の問題はないか

6.1.9 損害賠償

- 損害賠償に関する項目が記載されているか
- 損賠賠償責任について、一方の当事者に不利な規定となっていないか

6.1.10 【②、④の場合】支払

- 消費税の記載は外税になっているか
- 遅延した場合に発注者・受注者ともに遅延金等の規定があるか
- 振込手数料・印紙代はどちらが支払うのか明確にされているか
- 支払回数（1回・分割等）や時期に関する規定は記載されているか
- 興行的な成功に至った場合のロイヤリティについての規定が存在するか。当事者の意向を反映したものとなっているか

6.2 書式例

契約に関わる文書は、発注側・受注側が十分な協議を行ったうえで、両者の合意に基づき作成されるべきものである。

以下では、その例として、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」（平成 23 年 9 月）を参考として、経済産業省において（1）～（12）を作成した。なお、これらはあくまで参考例であり、知的財産権の扱いを含む全ての事項は、実際に契約を締結する当事者により十分に検討される必要がある。

6.2.1（1）基本契約（前節①）

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」（平成 23 年 9 月）を参考に、経済産業省において一例として作成。

発注の都度ではなく、繰り返し取引のある事業者と、共通の取引条件として確認できる場合、発注者が受注者宛に、共通の取引条件を前もって定めて共通取引条件のお知らせを発行しておくことで、発注伝票・発注書の記入を簡素化できます。

グロス発注、その他の発注用共通取引条件確認書を用いた参考書式

基本取引条件のお知らせ

年 月 日

（受注者名）御中

（発注者名）〇〇〇〇株式会社

〒〇〇〇〇〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇〇〇〇

担当者

弊社が御社に発注するアニメーション制作委託取引においては、下記の通りの基本的な取引条件によるものとします。この定めのない取引の条件は、発注ごとに定めるものとします。

■基本的業務委託内容

- ・ グロス発注・その他

■発注時・受領（納品）時の書類発行

- ・ 発注時

作品ごとの見積書は、この書面の確認・発行をもって、省略することができる。作品ごとに協議した基準単価表により、発

注者は基準単価を記して発注書を発行する。ただし、受注者の都合により、発注書に作品ごとの基準単価の記入を希望しない場合には、発注者は受注者に基準単価等金額条件を記した別途書面を発行する。

発注時に制作数量が確定していない場合は、発注書の金額欄には、数量が確定すれば具体的な金額が計算できる算定方式を記載する。受領（納品）後に受領（納品）実績による数量に基づいて支払金額を確定する。受領（納品）後に確定した数量に基づき、発注書に記された算定方式によって、金額を定めるものとし、その旨を発注書に算定方式と共に明記する。

• 受領（納品）時

受領（納品）実績による数量に基づいて支払金額を確定する方式を採用する場合には、受領（納品）時に受注者は受領（納品）実績数量を記した受領（納品）書を発注者に交付する。検査後のリメイクによって受領（納品）実績数量に変更が生じた場合、発注者が納品物の検査を完了した時点で受領（納品）書を再度交付する。受領（納品）書の受領後、発注者は該当受領（納品）数量に基づき算出した支払金額を受注者に書面で通知する。

■受領（納品）場所

- 発注者の住所・【その他 】

■委託業務の数量単位・基準単価、委託金額の算定方法、支払期日、支払方法の確認

単価	円・別紙単価表（年月日発行）による		
発注数量単位	（ エピソード・カット・秒・枚・時間/人）	支払予定金額 算出方法	円 〇〇×〇〇
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形（その他）

- 発注書等には消費税・特別地方消費税抜きの金額を記載する。支払期日には、法定税率による消費税額、特別地方消費税額を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。

■リメイクの指示の範囲、受領（納品）時の確認の方法

- 発注者は受注者の制作過程において適宜制作状況を確認し、発注者の希望する水準を満たしていない場合には、受注者に対して必要に応じてリメイクを指示する。発注者が受注者に制作委託した絵コンテ、原画・動画・仕上げ、美術背景・撮影、CG に対して、発注者が必要に応じて指示するリメイクの作業は、委託業務範囲内とする。
- 発注者は受領（納品）後、検査完了日までに検査を完了する。又は発注者の指示に適合した制作を受注者が終え、利用媒体に応じた表現、技術的仕様に応じた表現・形式、作品や発注者が求める水準を満たしていることを検査によって確認した時を、納品物を受領した受領（納品）日とする。発注者は、検査を完了した後直ちに、受領したことを受注者に通知する。
- 作成の過程で、作成内容の確認や今後の作業の指示を行うため、委託物を一時的に発注者の支配下に置く場合がある。このとき、①委託物が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでない場合であって、②あらかじめ受注者

が、発注者の支配下に置いた委託物の内容が一定の水準に達していることを確認した時点で受領したこととすることに同意している場合には、確認した時点を受領日とすることができる。ただし、発注書に書かれた納期日に発注者の支配下にある場合には、内容確認の終了如何によらず、納期日を受領日とする。

- 発注書に照らして、委託内容に適合しないものが給付された場合、受注者の責に帰すべき理由があるとして、発注者は費用を負担することなく、受注者に給付内容の変更ややり直しをさせることができる。通常の検査で直ちに発見できない委託内容との不適合で、ある程度期間が経過した後に発見されたものについては、やり直しをさせることが認められる。（「ある程度期間が経過」の範囲は「受領後1年以内」とされているが、アニメーション制作ではこのように期間が経過した後のやり直しは一般的には困難であると思われるので、下請事業者との協議が必要）また、その他のやむをえない事情による場合は、双方の話し合いでその負担割合について決定し、やり直しを行う。

■ 給付内容の変更、受領後のやり直しの方法

- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合、受領（納品）後にやり直しが生じた場合には、納期、金額等を別途協議する。

■ 知的財産権の取扱い

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。（又は）業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

※この文書は下請法の対象取引の場合に求められる記載項目の一部を記しています。

6.2.2 (2) 基本契約（前節①、③）

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」（平成23年9月）を参考に、経済産業省において一例として作成。

発注の都度ではなく、繰り返し取引のある事業者と、共通の取引条件として確認できる場合、発注者が受注者宛に、共通の取引条件を前もって定めて共通取引条件のお知らせを発行しておくことで、発注伝票・発注書の記入を簡素化できます。

絵コンテ、作画、撮影等発注用共通取引条件確認書を用いた参考書式

共通取引条件のお知らせ

年 月 日

（受注者名） 御中

（発注者名） ○○○○株式会社

〒○○○○○○○○ 東京都○○○○○○○

担当者

弊社が御社に発注するアニメーション制作委託取引においては、下記の通り全ての取引に共通する基本的な取引条件によるものとします。この定めのない取引の条件は、発注ごとに定めるものとします。

■業務委託内容

- 絵コンテ、作画（原画、動画）、背景美術、CG、撮影

■発注時・受領（納品）時の書類発行

- 発注時

作品ごとの見積書は、この書面の確認・発行をもって、省略することができる。作品ごとに協議した基準単価表により、発注者は基準単価を記して発注書を発行する。ただし受注者の都合により、発注書に作品ごとの基準単価の記入を希望しない場合には、発注者は受注者に基準単価等金額条件を記した別途書面を発行する。

発注時に制作数量が確定していない場合は、発注書の金額欄には、数量が確定すれば具体的な金額が計算できる算定方式を記載する。受領（納品）後に受領（納品）実績による数量に基づいて支払金額を確定する。受領（納品）後に確定した数量に基づき、発注書に記された算定方式によって、金額を定めるものとし、その旨を発注書に算定方式と共に明記する。

- 受領（納品）時

受領（納品）実績による数量に基づいて支払金額を確定する方式を採用する場合には、受領（納品）時に受注者は受領（納品）実績数量を記した受領（納品）書を発注者に交付する。検査後のリテイクによって受領（納品）実

績数量に変更が生じた場合、発注者が納品物の検査を完了した時点で受注者は受領（納品）書を再度交付する。受領（納品）書の受領後、発注者は該当納品数量に基づき算出した支払金額を受注者に書面で通知する。

■受領（納品）場所

- 発注者の住所・【その他】

■委託業務の数量単位・基準単価、委託金額の算定方法、支払期日、支払方法の確認

単価	円・別紙単価表（年月日発行）による		
発注数量単位	（ エピソード・カット・秒・ 枚・時間/人）	支払予定金額 算出方法	円 〇〇×〇〇
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形（その他）

- 発注書等には消費税・特別地方消費税抜きの金額を記載する。支払期日には、法定税率による消費税額、特別地方消費税額を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。

■リメイクの指示の範囲、受領（納品）時の確認の方法

- 発注者は受注者の制作過程において適宜制作状況を確認し、発注者の希望する水準を満たしていない場合には、受注者に対して必要に応じてリメイクを指示する。発注者が受注者に制作委託した絵コンテ、原画・動画・仕上げ、美術背景・撮影、CG に対して、発注者が必要に応じて指示するリメイクの作業は、委託業務範囲内とする。
- 発注者は受領（納品）後、検査完了日までに検査を完了する。又は発注者の指示に適合した制作を受注者が終え、利用媒体に応じた表現、技術的仕様に応じた表現・形式、作品や発注者が求める水準を満たしていることを検査によって確認した時を、納品物を受領した受領（納品）日とする。発注者は、検査を完了した後直ちに、受領したことを受注者に通知する。
- 作成の過程で、作成内容の確認や今後の作業の指示を行うため、委託物を一時的に発注者の支配下に置く場合がある。このとき、①委託物が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでない場合であって、②あらかじめ受注者が、発注者の支配下に置いた委託物の内容が一定の水準に達していることを確認した時点で受領したことすることに同意している場合には、確認した時点を受領日とすることができる。ただし、発注書に書かれた納期日に発注者の支配下にある場合には、内容確認の終了如何によらず、納期日を受領日とする。
- 発注書に照らして、委託内容と適合しないものが給付された場合、受注者の責に帰すべき理由があるとして、発注者は費用を負担することなく、受注者に給付内容の変更ややり直しをさせることができる。通常の検査で直ちに発見できない委託内容との不適合で、ある程度期間が経過した後に発見されたものについては、やり直しをさせることが認められる。（「ある程度期間が経過」の範囲は「受領後 1 年以内」とされているが、アニメーション制作ではこのように期間が経過した後のやり直しは一般的には困難であると思われるので、下請事業者との協議が必要）また、その他のやむをえない事情による場合は、双方の話し合いでその負担割合について決定し、やり直しを行う。

■ 給付内容の変更、受領後のやり直しの方法

- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合、受領（納品）後にやり直しが生じた場合には、納期、金額等を別途協議する。

■ 知的財産権の取扱い

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。（又は）業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

■ ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口

- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする（連絡先： ）。
- 相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

※この文書は下請法の対象取引の場合に求められる記載項目の一部を記しています。

6.2.3 (3) 監督・演出の書面例（前節②、④）

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」（平成23年9月）を参考に、経済産業省において一例として作成。なお、補助書面（補充書面）を用いる場合の必要事項は本ガイドライン 31 ページや 83 ページを参照のこと。

（受注者名）御中

（発注者名）

（住所）

（担当者名）印

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質（ ）		
委託業務	監督・演出 その他（ ）		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料		提供日	年 月 日
受領（納品）予定日	年 月 日	受領（納品）場所	発注者の住所・その他（ ）
検査完了予定日	年 月 受領（納品日）より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、検査者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、（書類名）を補助書面として発行し、通知します。

単価	円・別紙単価表（ 年 月 日発行）による		
発注数量	（ エピソード・カット・秒・枚・時間／人）	支払予定金額 算出方法	円 ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形・ （その他 ）

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。（又は）業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- 本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。
- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする（連絡先： ）。相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

6.2.4 (4) 脚本の書面例 (前節②、④)

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」(平成23年9月)を参考に、経済産業省において一例として作成。なお、補助書面(補充書面)を用いる場合の必要事項は本ガイドライン31ページや83ページを参照のこと。

(受注者名) 御中

(発注者名)

(住所)

(担当者名) 印

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質 ()		
委託業務	脚本 その他 ()		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料		提供日	年 月 日
原作の有無	有 () 無	シリーズ構成の有無	有 () 無
シナリオ 打ち合わせ日	年 月 日		
受領(納品) 予定日	年 月 日	受領(納品) 場所	発注者の住所・その他 ()
検査完了 予定日	年 月 受領(納品日)より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、検査者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、(書類名)を補助書面として発行し、通知します。

単価	円・別紙単価表 (年 月 日発行) による		
発注数量	(エピソード・カット・秒・枚・ 時間/人)	支払予定金額 算出方法	円 ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形・ (その他)

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。（又は）業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。
- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- 本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。
- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする（連絡先： ）。相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

6.2.5 (5) 絵コンテの書面例 (前節②、④)

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」(平成23年9月)を参考に、経済産業省において一例として作成。なお、補助書面(補充書面)を用いる場合の必要事項は本ガイドライン 31 ページや 83 ページを参照のこと。

(受注者名) 御中

(発注者名)

(住所)

(担当者名) 印

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質（ ）		
委託業務	絵コンテ その他（ ）		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料		提供日	年 月 日
受領(納品)予定日	年 月 日	受領(納品)場所	発注者の住所・その他()
検査完了予定日	年 月 受領(納品日)より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、検査者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、(書類名)を補助書面として発行し、通知します。

単価	円・別紙単価表(年 月 日発行)による		
発注数量	(エピソード・カット・秒・枚・時間/人)	支払予定金額 算出方法	円 ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形・ (その他)

- 業務委託の成果物に関して受託者に著作権が発生する場合、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は委託者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。(又は)業務委託の成果物に関して受託者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- 本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。
- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする（連絡先： ）。相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

6.2.6 (6) レイアウト・作画等の書面例 (前節②、④)

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」(平成23年9月)を参考に、経済産業省において一例として作成。なお、補助書面(補充書面)を用いる場合の必要事項は本ガイドライン 31 ページや 83 ページを参照のこと。

(受注者名) 御中

(発注者名)

(住所)

(担当者名) 印

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質 ()		
委託業務	レイアウト・原画・動画 その他 ()		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料		提供日	年 月 日
受領(納品)予定日	年 月 日	受領(納品)場所	発注者の住所・その他 ()
検査完了予定日	年 月 受領(納品日)より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、今朝者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、(書類名)を補助書面として発行し、通知します。

単価	円・別紙単価表 (年 月 日発行) による		
発注数量	(エピソード・カット・秒・枚・時間/人)	支払予定金額 算出方法	円 ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形・ (その他)

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。(又は)業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- 本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。
- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする（連絡先： ）。相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

6.2.7 (7) 背景の書面例 (前節②、④)

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」(平成23年9月)を参考に、経済産業省において一例として作成。なお、補助書面(補充書面)を用いる場合の必要事項は本ガイドライン31ページや83ページを参照のこと。

(受注者名) 御中

(発注者名)

(住所)

(担当者名) 印

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質（ ）		
委託業務	美術監督・背景制作 その他（ ）		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料		提供日	年 月 日
受領(納品)予定日	年 月 日	受領(納品)場所	発注者の住所・その他()
検査完了予定日	年 月 受領(納品日)より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、検査者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、(書類名)を補助書面として発行し、通知します。

単価	円・別紙単価表(年 月 日発行)による		
発注数量	(エピソード・カット・秒・枚・時間/人)	支払予定金額 算出方法	円 ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形・ (その他)

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。(又は)業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- 本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。
- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする（連絡先： ）。相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

6.2.8 (8) 仕上げの書面例 (前節②、④)

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」(平成23年9月)を参考に、経済産業省において一例として作成。なお、補助書面(補充書面)を用いる場合の必要事項は本ガイドライン 31 ページや 83 ページを参照のこと。

(受注者名) 御中

(発注者名)

(住所)

(担当者名) 印

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質（ ）		
委託業務	仕上げ その他（ ）		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料		提供日	年 月 日
受領(納品)予定日	年 月 日	受領(納品)場所	発注者の住所・その他()
検査完了予定日	年 月 受領(納品日)より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、検査者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、(書類名)を補助書面として発行し、通知します。

単価	円・別紙単価表(年 月 日発行)による		
発注数量	(エピソード・カット・秒・枚・時間/人)	支払予定金額 算出方法	円 ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形・ (その他)

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。(又は)業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- 本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。
- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする（連絡先： ）。相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

6.2.9 (9) 撮影の書面例 (前節②、④)

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」(平成23年9月)を参考に、経済産業省において一例として作成。なお、補助書面(補充書面)を用いる場合の必要事項は本ガイドライン 31 ページや 83 ページを参照のこと。

(受注者名) 御中

(発注者名)

(住所)

(担当者名) 印

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質 ()		
委託業務	撮影 その他()		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料		提供日	年 月 日
受領(納品)予定日	年 月 日	受領(納品)場所	発注者の住所・その他 ()
検査完了予定日	年 月 受領(納品日)より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、行う人を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、(書類名)を補助書面として発行し、通知します。

単価	円・別紙単価表 (年 月 日発行) による		
発注数量	(エピソード・カット・秒・枚・時間/人)	支払予定金額 算出方法	円 ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形・ (その他)

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。(又は)業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- 本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。
- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする（連絡先： ）。相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

6.2.10 (10) 音響の書面例 (前節②、④)

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」(平成23年9月)を参考に、経済産業省において一例として作成。なお、補助書面(補充書面)を用いる場合の必要事項は本ガイドライン 31 ページや 83 ページを参照のこと。

(受注者名) 御中

(発注者名)

(住所)

(担当者名) 印

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質（ ）		
委託業務	音響制作 その他（ ）		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
声優の指定	有() 無		
提供材料		提供日	年 月 日
受領(納品)予定日	年 月 日	受領(納品)場所	発注者の住所・その他()
検査完了予定日	年 月 受領(納品日)より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、検査者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、(書類名)を補助書面として発行し、通知します。

単価	円・別紙単価表(年 月 日発行)による		
発注数量	(エピソード・カット・秒・枚・時間/人)	支払予定金額 算出方法	円 ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形・ (その他)

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額

に含まれる。(又は)業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- 本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。
- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする(連絡先：)。相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

6.2.11 (11) 編集の書面例 (前節②、④)

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」(平成23年9月)を参考に、経済産業省において一例として作成。なお、補助書面(補充書面)を用いる場合の必要事項は本ガイドライン 31 ページや 83 ページを参照のこと。

(受注者名) 御中

(発注者名)

(住所)

(担当者名) 印

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質 ()		
委託業務	編集 その他 ()		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
収録	有・無	データ管理	有・無
提供材料		提供日	年 月 日
受領(納品)予定日	年 月 日	受領(納品)場所	発注者の住所・その他 ()
検査完了予定日	年 月 受領(納品日)より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、検査者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、(書類名)を補助書面として発行し、通知します。

単価	円・別紙単価表 (年 月 日発行) による		
発注数量	(エピソード・カット・秒・枚・時間/人)	支払予定金額 算出方法	円 ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払方法	現金・手形・ (その他)

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。(又は)業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の

帰属等は別途定める。

- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- 本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。
- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする（連絡先： ）。相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

6.2.12 (12) グロス発注の書面例 (前節②、④)

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」(平成23年9月)を参考に、経済産業省において一例として作成。なお、補助書面(補充書面)を用いる場合の必要事項は本ガイドライン 31 ページや 83 ページを参照のこと。

(受注者名) 御中

(発注者名)

(住所)

(担当者名) 印

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質（ ）		
委託業務	グロス制作 その他（ ）		
業務内容・仕様	※作業内容が十分に理解できるように記入		
提供材料		提供日	年 月 日
受領(納品)予定日	年 月 日	受領(納品)場所	発注者の住所、その他 ()
検査完了予定日	年 月 受領(納品日)より●日以内	検査方法	検査の基準・方法、検査者
単価	円	数量	11°ソート数
支払金額	円		
支払期日	納品締切毎月●●日	翌月●●日支払	
支払方法	現金・手形・(その他)		
備考			

- 業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は発注者に譲渡されるものとし、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。(又は)業務委託の成果物に関して受注者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。
- 委託内容や提供材料、提供日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。

- 本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。
- ハラスメントに関する相談及び苦情の窓口は弊所（ ）とする（連絡先： ）。相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、その他のスタッフ等に事実関係を聴取し正確にとりまとめ、行為者に対して措置を適正に行う。

7. 関連用語集

ア行

用語	用語の種類	説明
絵コンテ	アニメーション制作工程に関する用語	各場面作りの基礎となる連続した絵付の台本作りを行う。

カ行

用語	用語の種類	説明
企画	アニメーション制作工程に関する用語	作品の企画を行う。
給付	法律に関する用語	下請事業者による親事業者への納品。
業務委託事業者	法律に関する用語	フリーランス・事業者間取引適正化等法において、フリーランスに業務委託をする発注事業者のことを指す。業務委託する立場にある場合は、フリーランスであっても業務委託事業者となる。特に「①個人であって、従業員を使用するもの」及び「②法人であって、役員がいる、又は従業員を使用するもの」は「特定業務委託事業者」と規定されている。
グロス請制作会社（又は「グロス請」）	事業者の種別に係る用語	主に元請制作会社から委託されてアニメーションの制作・運営・管理を話数単位等で一括して行っている。1話又は全話の制作を請ける。全話を請ける場合には「総グロス」「準元請」と呼ばれることもある。
原画	アニメーション制作工程に関する用語	レイアウトに基づき、主にキャラクターの動きの要所を描く工程。ラフを描く「第一原画」と原画を仕上げる「第二原画」に分ける場合がある。

サ行

用語	用語の種類	説明
撮影	アニメーション制作工程に関する用語	仕上げ、背景、CGの各工程の成果物を統合し、完成品として作成する。
仕上げ	アニメーション制作工程に関する用語	動画をスキャナで電子映像化（スキャン）し、色彩をして仕上げる。

用語	用語の種類	説明
CG	アニメーション制作工程に関する用語	作品中で用いられる CG シーンを作成する。作画（原画・動画）、背景と連動される場合がある。
下請かけこみ寺	法律に関する用語	財団法人全国中小企業取引振興協会が全国規模で実施している事業。全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して親身になって対応するなどしている。
下請制作会社	事業者の種別に係る用語	他の制作会社から委託されてアニメーション制作工程の業務を行っている。
下請中小企業振興法	法律に関する用語	親事業者の協力のもとに下請中小企業の体質を根本的に改善し独立性ある企業へと育成することを目的とする法律。
下請法	法律に関する用語	正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」。適用対象を明確にし、下請事業者に対する親事業者の濫用行為を迅速かつ効果的に取り締まるために制定された法律。親事業者に対する 11 の禁止項目と 4 つの義務を規定している。
シナリオ・脚本	アニメーション制作工程に関する用語	企画に基づいたシナリオ・脚本の制作を行う
準元請制作会社（又は「準元請」）	事業者の種別に係る用語	グロス請のうち、1 つのアニメーションの全話を請ける。「総グロス」と同じ意味。
情報成果物の作成	法律に関する用語	映画、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例えば、テレビ番組、映画、アニメーション）などが「情報成果物」である。アニメーション制作業界において下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象となる取引内容の大半を「情報成果物の作成」が占める。
製作委員会	制作工程に係る用語	テレビアニメ作品や劇場アニメ作品を制作する際に、リスクの分散や、関係者間で製作費を出資し、作品にかかわる様々なビジネスを推進していく等のために設立され、通常、任意組合として結成される。製作委員会に出資し、構成員となる事業者としては、テレビ局、映画会社、アニメ制作会社、広告、代理店、商社、出版社、

用語	用語の種類	説明
		レコード会社、DVD・Blu-ray 販売会社、芸能事務所、インターネット各種関連会社等が挙げられる。
設定・美術設定	アニメーション制作工程に関する用語	企画に基づいたキャラクターデザイン、キャラクターの設定をする。また、原作に基づいた美術の設定をする。

タ行

用語	用語の種類	説明
著作権法	法律に関する用語	原稿、イラスト、ビデオ等の著作物の作成者の著作権者としての権利を保護する法律。
DVD リテイク	アニメーション制作工程に関する用語	TV・映画の放映に合わせた仕様で一旦納品したものを、その後、発注者がDVD・Blu-rayとしてパッケージ化するために作業をしないこと。
電子受発注	法律に関する用語	発注書面の交付方法は、書面交付が原則とされているが、下請事業者の承諾を得た場合等においては、書面に代えて電子メール等の電磁的方法で提供することが認められている。
動画	アニメーション制作工程に関する用語	原画に基づき、各原画の間を埋める動画の作成を行う。
独禁法・独占禁止法	法律に関する用語	正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」。公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できることを目的としている。下請法は独占禁止法の特別法。優越的地位の濫用は独占禁止法において禁止されている。
特定受託事業者（フリーランス）	法律に関する用語	フリーランスのことを指す。フリーランス・事業者間取引適正化等法では、業務委託の相手方である事業者であって、「①個人であって、従業員を使用しないもの」又は「②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」のいずれかとされている。
トンネル会社	法律に関する用語	事業者が直接下請事業者に委託をすれば下請法の対象となる場合に、資本金が適用対象の規模以下の子

用語	用語の種類	説明
		会社に業務を委託し、当該子会社が請け負った業務を再委託している場合に当該子会社を指す。

八行

用語	用語の種類	説明
美術・背景	アニメーション制作工程に関する用語	背景原画・レイアウトを基に作品の背景画を制作する。
フリーランス・事業者間取引適正化等法	法律に関する用語	正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和 5 年法律第 25 号）。フリーランスの「取引の適正化」と「就業環境の整備」を目的とした法律であり、令和 6 年 11 月 1 日に施行された。取引の適正化と就業環境の整備の 2 つの観点から、発注事業者が守るべき義務（6 つ）と禁止行為（7 つ）を定めている。
ベストプラクティス	ガイドラインに関する用語	改善のために参考となる他社の取組例。

マ行

用語	用語の種類	説明
元請制作会社（又は「元請」）	事業者の種別に係る用語	主に製作委員会やテレビ局から委託されてアニメーションの制作・運営・管理業務を行っている。

ヤ行

用語	用語の種類	説明
優越的地位	法律に関する用語	相手方にとって、行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来たすため、行為者が相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合をさす。
優越的地位の濫用	法律に関する用語	自己の取引上の地位が取引相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に取引の相手方に不利益を与えること。独占禁止法に反するおそ

用語	用語の種類	説明
		れがある。

ラ行

用語	用語の種類	説明
レイアウト	アニメーション制作工程に関する用語	絵コンテに基づき、一場面（カット）ごとに、画面構成をレイアウトに起こす。
労働基準関連法令	法律に関する用語	労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等の労働基準に関連する法令を指す。詳しくは、厚生労働省「労働基準に関する制度」を参照。 (URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042451.html)